

美濃加茂市民ミュージアム紀要 第6集

目次

美濃加茂市に生息する天然記念物『ネコギギ』について

川浦川におけるネコギギとの出会い	安藤 志郎	1
美濃加茂市における天然記念物ネコギギの生態研究と保全	渡辺 勝敏	2
美濃加茂市の文化財保護行政における 天然記念物ネコギギの保護経緯と現状	村瀬 英彦	9
鑑賞教材としてのアート・ゲームの作成	辻 泰秀	21
アート・ゲームによる鑑賞活動の実践	辻 泰秀	27

敗戦直後の混乱と津田左右吉の『皇室論』

	鈴木 瑞枝	1
中山道太田宿の研究 二	カモ地域史研究会	10
天明期以後における「太田の渡し」の渡河地点の変遷について	村瀬 英彦	34
大矢峻嶺 制作年代について 一落款印章の調査から	菊地 由花	53

美濃加茂市に生息する天然記念物『ネコギギ』について

美濃加茂市には国の天然記念物に指定されている淡水魚「ネコギギ」が生息し、全国に先駆けて詳しい調査研究が進められてきた。また、これまで関連行政や地域、研究機関が協力して、多くの保護活動を行ってきた。今回、美濃加茂市のネコギギに関わってきた3人が、ネコギギが広く知られるようになった経緯や最新の研究成果、これまでの保護活動について、それぞれの立場から記録、報告し、今後もネコギギがすめる自然豊かな美濃加茂市を守っていくための資料としたい。

川浦川におけるネコギギとの出会い

安 藤 志 郎

1985年、岐阜県博物館の学芸員として資料紹介展「ふるさとの魚」を企画展示する機会を得、県内生息魚類の資料を調べるようになった。ネコギギに関しては、郡上郡白鳥町（現在の郡上市）長良川で採集された標本が収蔵されていた。この個体は常設展示室天然記念物コーナーに液浸標本の形で展示されていたが、同じ魚類のイタセンバラほど知られておらず、展示標本のネコギギについても同定できる専門職員はいなかった。当時、天然記念物に指定されて間もないこともあり、ネコギギに関する文献は、ほとんどなく、図鑑に僅かに記載されているのみで写真すら手に入らなかった。天然記念物コーナーの展示改装があり、博物館としてネコギギに関する知見を得るため、国立科学博物館の研究室を訪ねたぐらいであった。

魚類資料を収集するため、漁協や漁師にお願いして標本の採集に取りかかった。昔はどこにでもいたけれど最近は見ないという情報が多い中、美濃市の方からネコギギに関する情報が寄せられた。長良川水系津保川とその支流川浦川での生息情報であった。

1988年8月川浦川で生息場所を見つけたと連絡が入り、確認作業になった。浮石の周りを網で囲みバールで浮き石を動かし飛び出してきたネコギギを確認することが出来た。その数は10匹前後であったが周囲の状況からその数倍は生息すると推察された。地元の方はネコギギが天然記念物であ

る認識はまったくなく、クロザスまたはクロラスといって夜の魚網に掛かるやっかいな魚として処分していた。

川浦川支流甘屋川は、ホタルの川として1971年から市指定天然記念物「甘屋のゲンジボタル⁽¹⁾」に指定され、地元青年団や小学校でホタルの保護活動が盛んであった。ホタルが生息する清流川浦川のイメージを高める魚として、ネコギギの存在を地域が認識する必要があると判断した。場所が特定されないよう配慮し、この事実を新聞紙上に発表した。1988年9月1日のことであった。

ネコギギが天然記念物と判ると多くの情報が寄せられるようになった。川浦川以外の周辺河川でも新たに確認できた。ただ、新聞発表によって一部淡水魚愛好家に密漁されることも耳にしたが、地元の方が注意を促すことによって、その害は減少した。

1989年博物館学芸員を辞し川浦川の流れる地元三和小学校へ勤務することになり、この地で、渡辺勝敏氏と出会い、再びネコギギと出会うこととなる。

（あんどろ しろろ 美濃加茂市立蜂屋小学校長）

(1) 1989年、「甘屋のゲンジボタル」は「三和のゲンジボタル」として指定地域が三和町全域に広げられるのに伴い、指定解除された。

美濃加茂市における天然記念物ネコギギの生態研究と保全

渡 辺 勝 敏

1 天然記念物ネコギギ

ネコギギ *Pseudobagrus ichikawai* はナマズ目ギギ科の淡水魚で、伊勢湾と三河湾に流れ込む河川にのみ分布する学術的に興味深い日本固有の淡水魚である（図1）。ところが、本来の分布域の狭さに加え、近年の河川環境の人為的な改変のため、各地で姿を消しつつあり、1977年には国の天然記念物に種指定され、環境省のレッドデータブックでも絶滅危惧IB類として掲載されるにいたっている。

美濃加茂市では、市北部を流れる長良川水系津保川の支流である川浦川にネコギギが生息することが知られ、1990年以来、長期にわたってネコギギの生態、生活史、個体数変動などの研究や保全対策が行われてきた。それらは、全国的にも注目される希少種にありながら、ほとんど生態学的情報が存在しなかった本種の調査・研究の先駆けとなるとともに、保全対策の具体的な試行例としても、現在他地域のネコギギ、あるいはさらに河川中流域の希少種や環境の保全において、しばしば参考にされている。

本稿では、まず美濃加茂市において展開されてきたネコギギの生態研究とその成果のあらましを紹介する。そして、美濃加茂市、さらに他地域におけるネコギギの保全の歩みを記録し、今後の課

題について述べる。

2 美濃加茂市におけるネコギギの生態研究史

安藤志郎氏による別稿に記された経緯で美濃加茂市におけるネコギギの生息が広く知られた直後、1990年に川浦川におけるネコギギの生態研究は始まった。当時奈良女子大学理学部教授であった名越誠氏が代表を務めた東海淡水生物研究会が文化庁に天然記念物現状変更許可を申請し、当時東京水産大学大学院の院生であった私が中心となり野外調査を開始した。この調査は、内容は違えながらも今日まで十数年にわたって継続され、ネコギギに関する多くの生態的知見が得られている。

まず、1990～1995年にかけては、ネコギギの生活史に関する基礎的な研究が重点的に行われ、ネコギギの繁殖生態、成長、生残、生息場所利用、行動圏、日周活動性などが明らかになった（Watanabe 1994、渡辺 1995、Watanabe 2007 など）。また1996年から現在に至るまで、川浦川の生息域全域の個体数の変動をモニタリングするための調査が行われている（渡辺・伊藤 1999）。最新の分子遺伝学的方法を適用して、河川内のネコギギの微細な集団構造や移動に関する研究も行われている（Watanabe et al. 2001、渡辺・西田 2003）。

一方、川浦川やその周辺域で河川に影響を与える多数の工事が行われてきた（村瀬英彦氏による報告を参照）。その中には、災害復旧工事による生息場所の改変や川を横断する橋梁工事等が含まれる。それらにともなって、事前の生息場所の利用状況や個体数、また工事後の環境変化についての調査・研究も行われてきた（渡辺・森 1998、森・渡辺 1999）。

以上から分かったネコギギの生態的特徴については次節以降で紹介するが、この地におけるネコギギ研究が多くの成果を上げることができた大きな要因は、地域が生態研究活動を受け入れ、サポ



図1. ネコギギの生態写真
（川浦川、2006年7月：一柳英隆氏撮影）

ートしてくれたことである。夜行性であるネコギギの生態調査は、主として夜間に行われる。そのような調査に対して、調査場所近くの地域住民、とりわけ故渡辺茂夫氏とそこご家族が親身になって私をサポートしてくれた。また地域の漁業協同組合も調査に理解を示し、さまざまな便宜を図ってくれた。流域にある市立三和小学校には、研究開始当時、教頭であった安藤氏をはじめ、研究に全面的に協力していただき、その結果、私たちは全国初のネコギギの室内繁殖を三和小学校の「ホタル研究室」で成功させることができた（美濃加茂市教育委員会編 1992、Watanabe 1994）。また、関係する行政機関の前向きな協力がなければ、長期的な調査や保全活動は不可能だった。美濃加茂市教育委員会は常に中心的な役割を担ってきた。岐阜県可茂土木事務所は事業目的と対立しがちなネコギギの保全に対し、1997年の河川法の改定以前から、可能な限りの理解と協力姿勢を示してきた。以上はみな、ネコギギの調査研究に貢献したのみならず、いくつかの危機を乗り越えて現在でも美濃加茂市にネコギギが生息することにも、直接、間接的に大きく貢献してきた。

3 ネコギギの生活史と生態

主に川浦川（図2）において先駆けて明らかにされたネコギギの生活史や生態について、以下に簡単に紹介する。

生息場所と活動性：ネコギギは河川中流域の流れの緩やかな平瀬や淵の礫底に生息する。ネコギギは夜行性で、活発な遊泳・摂餌活動は夜間に行



図2. 川浦川（長良川水系）の主な調査場所

われる。4月から10月にかけて活動はみられるが、特に活発なのは5月から9月までである。昼間は川岸の石積みの間や河床の巨礫の下などの間隙に潜むが、夏季には昼間でも素早く隠れ家の間を移動するネコギギをみることができる。

繁殖：ネコギギの産卵は7月前半を中心に2週間から1ヶ月ほどの比較的短い期間に集中して行われる。標準体長（吻端から尾びれの付け根までの長さ）が約10cmに達すると雄は成熟し、体色が黒みを帯びる。そのような成熟した雄は、産卵場所として適した間隙をナワバリとして保持し、それをめぐって激しく闘う。雌は産卵直前になると雄のナワバリを訪れ、数分ごとに特徴的な産卵行動を繰り返す（図3）。雄親は卵が孵化するまで約2日間、さらに仔稚魚が巣外に分散するまで10日前後、保護を行う（図4）。繁殖ナワバリを確保できた少数の雄が多数の雌とつがう一夫多妻性である。

成長と成熟：生後1年までに標準体長4～5cmに達する。雄は雌よりも成長が速く、2年で雌が6～7cmであるのに対し、雄は8cmを超える。その後、雌は数年かけて最大10cmほどまで成長するが、雄は3年で10cmを超え、12cmほどまで大きくなる。雌は2年もしくは3年で成熟するが、雄では成熟におおむね3年かかる。

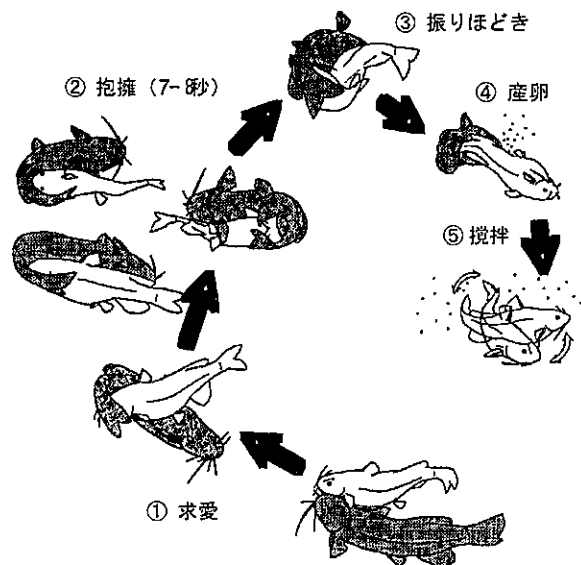


図3. ネコギギの産卵行動

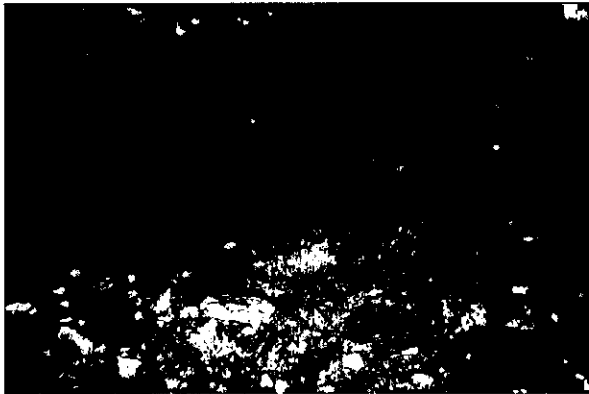


図4. 卵を守るネコギギの雄親 (川浦川、1997年7月)

生残と寿命：雄は雌よりも寿命が短い。生残率は成熟前の1歳時から雄で低く、10年間の平均で雌が約70%、雄が約40%である。その後、1年ごとに雌で約50%、雄で約30%が生残し、雌が最高10歳を記録したのに対し、雄の寿命はせいぜい5年で、多くは3、4年目に姿を消す。

食性：ネコギギは夜間の活動時に主に底生の水生昆虫を食べる。季節によって利用される餌は異なるが、全体的に石表面や隙間にすむマダラカゲロウ類、ウスバガガンボ類、ユスリカ類が多く利用され、ヒラタカゲロウ・コカゲロウ類もよく食べられている。

移動：生活史を通して大きな移動は行わず、生息環境の豊かな大規模な緩流部では、数年にわたり同じ場所にすみ続ける。淵間の移動もときどきみられる。通常、夜間の行動圏は20～40mの狭い範囲に限られる。

微細な集団構造：ネコギギの生息に適した比較的大きな緩流区間は川の中で断続的に存在するため、ネコギギはパッチ状に分布し、1つの緩流区間には多くの場合数十個体ほどしかすまない(図5)。それらの間の個体の移動は少なく、また局所的な集団の中で、繁殖に成功する雄の数は限られる。このような状況のもとで、ネコギギは流程に沿って、血縁関係に偏りのあるような(つまり、近い場所ほど血縁関係が濃い)、微細スケールの集団構造を示すことが分かった。ヒトの親子判定や犯罪捜査でも用いられる高感度遺伝標識であるマイクロサテライトDNAを用いて述べた結果、わずか数10mから数kmのスケールでこのような構造が見いだされた。

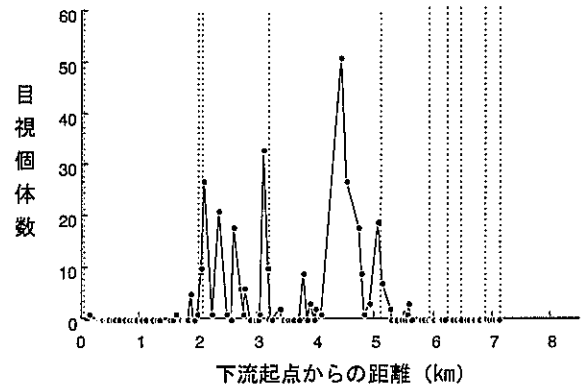


図5. 川浦川におけるネコギギの流程分布
(1996年6月の夜間目視個体数)

実際の個体数はこの約5倍と推定されている。
波線は堰堤の位置。

個体数変動：標識再捕法によって1990年から10年間にわたり詳細な個体数推定が行われた緩流区間では、ネコギギは約50個体から300個体までの大きな年変動を示した。これは特に繁殖成功・新規加入が、産卵期後の雨量の多い年に少なくなるといった関係のためであることが分かった。1996年以降、全域の個体数が概算できるように、主要な生息場所の目視計数を毎年続けている(図6)。この目視数から推定される全域の生息個体数は800個体から5000個体以上と大きな年変動を示し、特に2001年以降の繁殖状況は良好で、個体数は2002年以降、2000個体以上と高い水準を保っている。

4 ネコギギの生息状況

現在ネコギギが生息する水系は、三重県では宮川水系、櫛田川水系、雲出川水系、鈴鹿川水系(危機的状況)、員弁川水系(危機的状況)、岐阜県では揖斐川水系、長良川水系、木曽川水系、庄内川水系、また愛知県では矢作川水系、豊川水系である。特に伊勢平野の中小河川ではほとんど姿を消している。また上記の生息水系には、2、3の支流にのみ生息場所が点在するようなものも含まれる。岐阜県におけるネコギギの分布は徳原・原(2002)により詳しく報告されている。

美濃加茂市において、ネコギギは市北部を流れる長良川水系津保川支流の川浦川と甘屋川のみに生息する。市南部を流れる木曽川には、琵琶湖のアユの放流に混じって人為移植されたと考えられるギギが生息する。

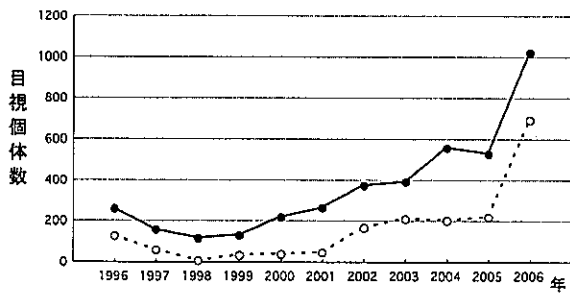


図 6. 川浦川の主要13区間の夜間目視総数
黒丸は総数、白丸は1歳魚。

川浦川でのネコギギの主な生息範囲はわずか3 kmほどである(図5)。本来はさらに広い範囲で生息していたと聞けるが、流域に大きな被害をもたらした1968年の洪水災害のあと多数の堰堤・落差工が設置され、住居や耕地に面する右岸側はほぼ全域にわたってコンクリートで護岸された。現在では、河床の巨礫のほか、山に面した左岸側の自然岸部や古くからの石積み護岸、老朽化したコンクリート護岸の浸食された裂け目を中心に、ネコギギの隠れ家が維持されている。

図5に示したように、ネコギギの生息は比較的大きな緩流区間を中心にパッチ状にみられる。先に述べたように、この10年あまりは全域で800個体から5000個体以上の個体数で変動してきた。しかし、成魚では各区間でせいぜい数十個体であることが多く、魚類の密度としては高いものではない。自然災害、あるいは河川工事や密漁などによる個体数の減少がネコギギ個体群全体に与える影響は大きいと考えられる。

前述のとおり、2002年以降、川浦川のネコギギの個体数は2000個体以上と比較的高い水準で増加傾向にある。これは、最近生息場所での大きな河川工事がないこと、流況が比較的安定し、繁殖・新規加入が順調であるためと考えられる。しかし、ネコギギの個体数は数年間で数倍の幅で変動するので、今後も継続的なモニタリングを行っていく必要性は高い。

5 美濃加茂市におけるネコギギの保全

美濃加茂市におけるネコギギの保全に関しては、村瀬氏が別稿で詳しく記録するとおりである。ここでは、それらをいくつかに分類し、概略と問題点について整理したい。

美濃加茂市におけるネコギギの保全に関わる活動は、大きく3つに分類されるだろう。(1)基礎的な調査・研究、(2)教育・啓発活動、(3)生息環境の人為改変に対する保全活動や対策、である。このうち、(1)については上で述べてきた。

(2)教育・啓発活動には、行政や研究者、教育関係者等による、地域住民、学校・生徒、関連行政に対するネコギギおよびその生息環境についての情報提供、あるいは情報交換が含まれる。これまで私は、地域住民、中学校、土木行政に対して、不十分ながら講演会等で話をする機会をもったことがある。地域の伊深・三和両小学校では、清流川浦川の自然や生き物を環境教育に生かしており、特にネコギギやゲンジボタルを通して、郷土の貴重な自然について学ぶ機会を提供している。美濃加茂市教育委員会からは、ネコギギや他の生物を紹介するいくつかの冊子やパンフレットが刊行されている(村瀬氏の報告を参照)。また、漁業組合でも、ネコギギの保全や調査への協力に対する注意を随時喚起している。これらの機会は十分ではないかもしれないが、今後より発展的に継続していくことが望まれる。特に、地域においては、情報が一方的にならないよう、十分なコミュニケーションが確保できるような枠組みを作っていくことが、自戒を込めて、重要だと考えている。

(3)の具体的な生息の危機に際した保全活動や対策は、美濃加茂市において多数の先駆的事例が試行錯誤の形で実施されてきた。これには、流域レベルに影響を与える比較的大規模な開発事業、道路・橋梁・護岸改修に関係した計画的な河川工事、そして災害復旧工事が含まれる。

流域レベルに影響を与えるものとして、これまでゴルフ場の排水や工業団地からの処理排水の導入計画があった。これらは有識者、地域住民、研究者の意見、そして経済状況により、実現されなかった。一方、おそらく周辺域の大きな公園施設からの排水流入、そして上流域における新たな住宅建設・上水道開通等の水利用・排水形態の変化にともない、藻類の繁茂など水辺から目に見える程度に富栄養化が進んでおり、清流の名を危ういものになっている。計画的な河川工事としては、道

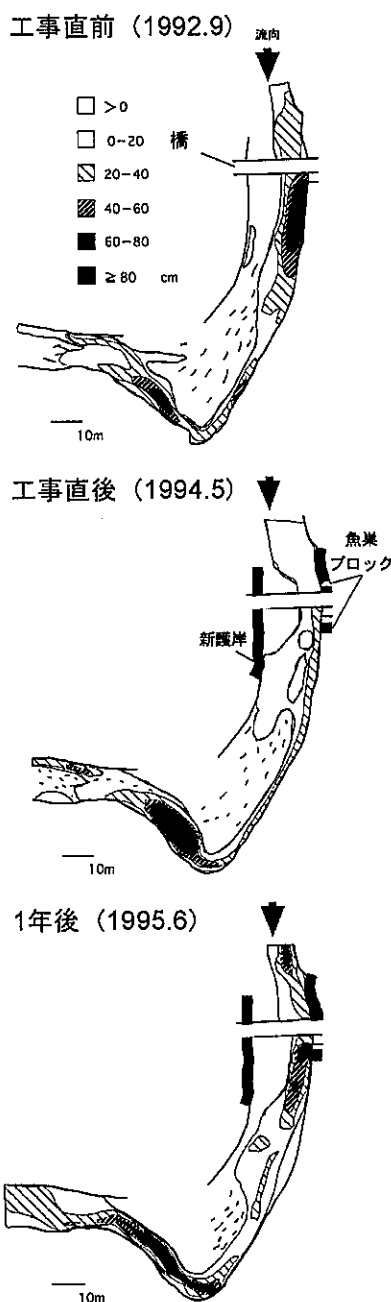


図7. 橋梁の架け替え工事にともなうネコギギの生息場所の変化(水深分布)
ネコギギが数十個体生息していた橋下流部の淵は、工事後に姿を消し、その後徐々に回復したが、ネコギギはわずかしが戻らなかった。

路整備にともなう橋梁建設(架け替え)や護岸改修があり、1992年以降も、ネコギギ生息域で数件の工事があった。これらの工事の際には、可茂土木事務所が事前調査やネコギギを初めとする生物の移動、工事場所の環境整備などを、県・市教育委員会や専門家、コンサルタント会社と協力して実施してきた。しかしながら、魚巣ブロックや寄せ石、植生回復などさまざまな対処を行ってきた

ものの、工事場所では少なくとも短期的(2~5年)には、淵の消失など、ネコギギの生息環境の劣化を避けることはできなかった(図7)。すぐ周辺に比較的良好なネコギギの生息場所があるため、工事場所付近に再び多くのネコギギが生息するようになった場合もある。

台風などによる災害復旧工事は、対処までの期間が短く、実施内容も限定される。また「災害」は老朽化し、侵食が進んだ護岸や堰堤周辺で起こることが多い。そのような場所は、特に改修が進んだ河川ではネコギギのかっこうの棲み場所となっていることが多い。そのため災害復旧工事は、残されたわずかな生息環境を消失させてしまう機会として各地で問題となっている。川浦川では、1991年以降、たびたび生息域内で災害復旧工事が行われたが、上記の計画的な河川工事時と同様、可茂土木事務所により、魚巣ブロック、フトン籠、寄せ石の設置や緊急避難等が実施されてきた。淵が消失してしまった場所もあるが、新たな自然の浸食・堆積作用の結果、良好な生息場所が復活したところもある。

6 ネコギギと河川環境の保全

ネコギギはそれ自体、天然記念物、レッドデータブック掲載種として保全上重要な意味をもつとともに、東海地域の河川中流域の清流のシンボルといえる生き物である。それは、ネコギギが豊かで複雑な河川環境にすむ生態系の中の高次消費者(捕食者)であり、実際に人為的な環境悪化に敏感に反応し、姿を消していくからである。

ネコギギがすむ岐阜、三重、愛知の各県の生息の現状や保全に対する取り組みはそれぞれ特徴的である。川浦川での研究結果や保全対策の実例は後進の各地の取り組みの中で、具体的に参照、利用されてきた。

三重県は県レベルでは最も進んだ取り組みがなされている。三重県教育委員会ではネコギギの分布の基礎調査を文化庁や研究機関の協力を受けながら続け、ネコギギの生息状況を全県的にほぼ把握している。県は2005年に「天然記念物ネコギギ保護管理指針」を定め、県下の各地域をA~C、お

よび情報不足の4つのゾーンに分け、河川工事などの際には、各ゾーンに応じたネコギギへの保全対策を実施できる体制を整えている。美濃加茂市においては、可茂土木事務所との間でそのような体制がすでにできあがっているが、岐阜県全体、あるいは愛知県ではそのような状況になく、事業者がネコギギの存在を十分に認識しないまま、生息環境を破壊しうる状況が続いている。

また、三重県では、ほとんど絶滅状態に陥ったある水系のネコギギの復活計画が2003年から始まっている。この計画では、わずかに生き残ったネコギギを捕獲し、室内繁殖させ（2006年に志摩マリランドで繁殖に初成功）、今後再導入（野生復帰）を順応的に繰り返しながら、個体群の再生を図っていくことを目的としている。

一方、愛知県では、豊川水系や矢作川水系で、ダム建設に関係して、その悪影響を低減するために、多くの先進的な調査研究、対策の検討等が大規模に進められてきた。この中で、川浦川のネコギギのデータや対策事例は非常に重要な役割を果たしてきた。特に、ネコギギ個体群への影響評価における個体数変動モデルのための情報は、蓄積のある川浦川のデータが用いられてきたし、代償措置の検討のために川浦川における施工例が検証されてきた。豊川水系では、現在、本流に計画されている大型ダムの最新の設備と運用を含めた、流域全体での新しい水管理が模索されており、その中でネコギギの生息環境の流域レベルでの保全が目標の一つに据えられている。生物や自然環境にとって、概してダムはないほうがよい。しかし、ダムが結果的にできるか否かにかかわらず、ネコギギを含む流域の生き物が壊滅的な状況にならない道は怠らず探っていかなければならない。

7 美濃加茂市の清流の保全のために

最後に、美濃加茂市におけるネコギギとそれが生息する河川環境の保全のために、今後の課題と展望を述べたい。他地域においても共通する課題が含まれるだろう。

まず、ネコギギの生息状況の監視を継続し、何らかの異変、あるいはそれが予期される計画をで

きるだけ早く認識して、解決策を探っていく枠組みが重要である。これについては、美濃加茂市では他地域に比べ進んだ状況にあるが、一方で、これまでの河川工事における対策は、対処療法的、場当たりの傾向も否めない。特に災害復旧工事は性質上そのようになりがちである。有効な保全対策は場所ごとに違ってくることもあり、いかに事前に生息状況を把握しているかということとともに、迅速に実質的な保全対策を協議できる場を事業者が作っていくことが重要である。そのような協議の場には、事業主体、管理者、有識者・専門家、そして地域住民等の参加が必要である。

川浦川においては、密漁対策も重要な課題である。今日のようなインターネット情報社会となる以前から、美濃加茂市のネコギギの生息については、その保全を戦略的に進めていくために、基本的に公表する方向できており（本稿もそれに準じた）、一定の効を奏してきた。しかし、昨今の情報の入手の容易さや、マニアや業者の密漁・売買の横行から、他地域では非公開としたり、詳しい生息場所を明らかにしない場合が増えている。美濃加茂市でも、公表に際しては、地域での認知や日常的な監視、また啓発活動やモニタリング調査などを前提としてきたが、実際には川浦川の調査用の標識付きのネコギギがマニア間で違法取引されていたという嘆かわしい情報もあった。犯罪に対して万全を期すことはできないが、美濃加茂市のネコギギがインターネットなどで露出度が高い状況を十分認識し、市は漁協や地域にも協力を求めながら、密魚の抑制の努力を行っていく必要がある。

密漁対策にも関連して、今後の長期的な河川環境の保全を実現していくためには、言うまでもなく、地域における関心や理解、また積極的なネコギギの活用が重要である。この点については、私自身、10数年の長きにわたり現地に通いながら、今になって自らの無策、あるいは怠惰や不義理を反省する点が多い。地域において、漁協や住民、小中学校等とより密にコミュニケーションをとり、さまざまな連携と活動を効果的に進める余地があったのではないと思われる。今後、地域において河川環境をよりよくしていこうという機運が高まっ

たり、あるいは不幸にも新たな脅威にさらされるような場合には、長年の調査データを基盤に、微力ながら役に立てればと思う次第である。

一方、地域の小学校において、川浦川を題材とした自然環境教育が進められていることは今後ますます重要な意味をもってくるだろう。川浦川で遊び、自然を体験し、学びながら、子どもたちがそれぞれの「郷土」を心に育んでいけるかどうか、10年、30年、50年後の川浦川とネコギギの姿を決めていくのではないだろうか。安全で、かつ本当の自然を体験できる機会を提供していく上で、学校や地域の役割と責任は非常に大きい。また、美濃加茂市という広がりの中で、この北部地域の価値を適切に位置づけ、環境教育において有効に活用していく意義は大きいと思われる。

謝辞

最初のほうで述べたとおり、美濃加茂市でのネコギギの研究や保全に対しては、地域の多くの方々や関連機関、行政が貢献してきた。私はネコギギの研究で博士号をとり、またその過程で研究者としての重要な基盤と経験を与えられた者として、皆さんに深く感謝するとともに、ネコギギが伊深、三和の魅力ある自然のもとで今後も大いに繁栄し続けてくれることを心から願うものである。

(わたなべ かつとし 京都大学大学院理学研究科
助教授)

引用文献

美濃加茂市教育委員会編. 1992. 清流に棲む夜行性の魚
ネコギギの生活史 —美濃加茂市川浦川におけるネコ
ギギの分布, 生態, そして保護—. 美濃加茂市教育委
員会社会教育課. 39pp.

森 誠一・渡辺勝敏. 1999. 床固めブロック岸における
ネコギギの生活. 森 誠一 (編), pp. 105–114. 淡水
生物の保全生態学—復元生態学に向けて—. 信山社サ
イテック, 東京.

徳原哲也・原 徹. 2002. 岐阜県における希少魚ネコギ
ギの分布. 魚類学雑誌, 49: 121–126.

Watanabe, K. 1994. Mating behavior and larval development
of *Pseudobagrus ichikawai* (Siluriformes: Bagridae).

Japan. J. Ichthyol., 41: 243–251.

渡辺勝敏. 1995. ネコギギ *Pseudobagrus ichikawai* の
自然史. 東京水産大学大学院, 平成6年度博士学位論文.
306 pp.

Watanabe, K. 2007. Diel activity and reproductive territory of
the endangered Japanese bagrid catfish, *Pseudobagrus
ichikawai*. Environ. Biol. Fishes (印刷中).

渡辺勝敏・伊藤慎一郎. 1999. 川浦川における希少種ネ
コギギの生息個体数と分布. 魚類学雑誌, 46: 15–30.

渡辺勝敏・西田 睦. 2003. 淡水魚類. 小池裕子・松井
正文 (編), pp. 227–240. 保全遺伝学. 東京大学出版会,
東京.

渡辺勝敏・森 誠一. 1998. 橋の架け替え工事に伴うネ
コギギの生息場所の変化. 森 誠一 (監・編), pp. 161
–176. 魚から見た水環境—復元生態学に向けて—河
川編—. 信山社サイテック, 東京.

Watanabe, K., T. Watanabe and M. Nishida. 2001. Isolation
and characterization of microsatellite loci from the
endangered bagrid catfish, *Pseudobagrus ichikawai*.
Molecular Ecology Notes, 1: 61–63.

その他、本稿の記載には筆者の未発表データを含む。

美濃加茂市の文化財保護行政における 天然記念物ネコギギの保護経緯と現状

村 瀬 英 彦

はじめに

ネコギギは国天然記念物として昭和52年(1977)に指定された。分布域は岐阜県、愛知県、三重県の東海三県のみで、学術上大変貴重な種である。淡水魚は他にアユモドキ、イタセンパラ、ミヤコタナゴの3種類が指定されている。美濃加茂市では、昭和63年(1988)にネコギギの生息が公的に確認されて以来、保護活動を行ってきた。今回その経緯と経過等を簡単に紹介したい。

1. ネコギギ保護の経緯と経過

昭和63年(1988)に国天然記念物ネコギギが美濃加茂市で確認された。これをきっかけに、東海淡水生物研究会(以下：研究会)が平成2年(1990)度から本格的な調査を開始した。研究会は当時奈良女子大学の名越誠教授を中心とするグループで、実質的な現地調査は当時東京水産大学大学院生渡辺勝敏氏が担当した。当時、ネコギギの認知度は低く、生態、分布域などほとんど解明されていない状況であった。研究会は調査を開始して直ぐに結果を出した。ネコギギの室内繁殖の成功である。



図1. 平成2年(1990)6月7日
美濃加茂市立三和小学校ホタル研究室にて 左から渡辺勝敏氏、安藤志郎教頭、三和小学校児童

これにより、ネコギギの繁殖行動、産卵等の生態が徐々に解明されてきた。なお、この室内繁殖は美濃加茂市立三和小学校の許可を得て同校ホタル研究室で行われた。数年間、ここを拠点に調査が進められた。

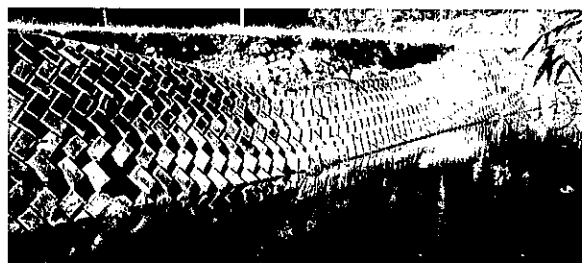


図2. 平成2年(1990)9月の台風19号の被害状況

平成2年(1990)にこの周辺をおそった台風19号により河川が増水し、美濃加茂市内に生息するネコギギの最大規模の生息地である護岸が崩壊した。研究会から美濃加茂市教育委員会に生息場所の状況報告があり、このまま護岸の災害復旧工事が行われた場合、ネコギギの生息場所が失われる可能性があるとのことであった。このため、河川管理者である可茂土木事務所に報告し、ネコギギの生息に配慮した工事を行うように依頼した。これを請けて同事務所は護岸の災害復旧工事に伴い、事前の捕獲保護、生息場所の復旧計画を了承した。復旧計画として護岸に横穴のある魚床ブロックの設置する案等が出された。川浦川は上流域の特色を持つ河川であるため、河床の変動が激しく、魚



図3. 根固めブロックの基礎部分

床ブロックの空隙が河川水位の空中または河床の土砂に埋まってしまう可能性があった。また、災害復旧工事のため、既存の護岸以外に新たな構築物を設置することはできなかった。しかし、同事務所の配慮でネコギギの生息可能な場所を再現するため、河川内に根固めブロックを設置する計画となった。

平成3年(1991)1月から本格的な災害復旧工事が進められた。2月18日から22日まで川浦川ではじめてのネコギギ捕獲活動が行われ、この結果312匹のネコギギが保護された。この工事の経緯は『清流に棲む夜行性の魚 ネコギギの生活史—美濃加茂市川浦川におけるネコギギの分布・生態・そして保護—』(1992)で詳しく報告されている。また、『美濃加茂市文化財調査収録第3集』「川浦川と甘屋川(長良川水系)における国の天然記念物ネコギギの分布と生息個体数」(1998年)では工事箇所の生息分布の報告がされた。他の場所と比べると生息場所として良好な値を示したことが明らかになった。なお、この工事で保護されたネコギギを平成3年(1991)10月に国立養殖研究所(三重)へ遺伝子調査のため6匹を譲渡し、翌年稚魚40匹が返還された。

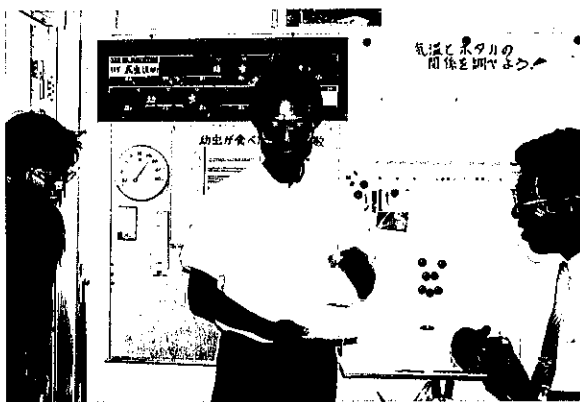


図4. 国立養殖研究所(三重)からネコギギが返還される
写真中央: 同研究所の岡崎登志夫氏

平成7年(1995)に猿飛橋付け替え工事による現状変更許可申請が可茂土木事務所から提出された。ここは川浦川・甘屋川の中で最大規模の生息場所の一つであった。生息環境を復旧させるため、魚床ブロックの設置が試みられた。しかし、工事後の状況は河川が以前の水深よりも浅くなり、魚礁ブロックの空隙が水位よりも上に出てしまった。河川が安定するのに伴い、再び元の淵が形成され



図5. 滋賀県琵琶湖文化館から返却されたネコギギの調査風景

てきた。この工事の内容は『猿飛橋(岐阜県美濃加茂市、川浦川)の架け替え工事に伴う国指定天然記念物ネコギギの生息調査と保護報告書』(東海淡水生物研究会他、1996年)に報告されている。この工事でネコギギを多数捕獲したため、滋賀県立琵琶湖文化館(平成8年に滋賀県立琵琶湖博物館へ水族部門が移転)、志摩マリンランドに保護を依頼した。なお、この保護中にネコギギが繁殖したため、増殖したネコギギを両館に譲渡することとなった。現在、滋賀県立琵琶湖博物館と志摩マリンランドでその子孫を見学することができる。

平成8年(1996)には猿飛橋より下流の川浦川に大量の藻類が発生した。原因は不明であるが、河川の富栄養化や平成7年(1995)の大渇水、大規模保養施設の開設等の影響を受けたのではないかと考えられる。



図6. 平成8年(1996)に川浦川で藻類が大発生

同年には可茂土木事務所が計画した緊急地方道整備事業(A)(伊深町牛牧地区にある堰堤付近の県道富加七宗線拡幅工事)に伴う、ネコギギの生息状況調査がはじまった。この場所は川浦川・甘屋川においてネコギギの生息場所として最大規模の場所の一つであった。同事務所と協議し、工事前

後のモニタリング、可能な限りネコギギの生息場所が毀損しないような計画とするように要請した。当初は右岸山側の大幅な掘削及び現河川へ道路が拡張する計画と河川に橋を渡す2案ができた。事前のモニタリングが行われ、科学的なデータを得ることができた。調査結果からネコギギの生息場所として大変重要であることが再確認された。道路を河川側に拡張する場合、ネコギギの生息場所を壊すことになる。また、右岸側の山の掘削と道



図7. 平成16年(2004)1月に行われた保護状況

路のカーブ径がきつくなることもわかった。議論の結果、架橋の案に決定した。この結果、河川への影響を極力少なくすることができ、ネコギギの生息場所が守られることとなった。橋は2橋建設され、平成11年(1999)に上流側の牛牧橋が完成した。平成16年(2004)に下流側の天王橋が完成後、2橋同時に供用が開始された。

平成9年(1997)7月、研究会がネコギギの産卵床をはじめて発見し、写真・ビデオ撮影にも成功した。天然記念物ネコギギの産卵床の発見は、生息環境下としては全国初めてとなった。また、産卵後の行動としてオス親が卵を守る行動を観察することができた。これらはネコギギの生息環境下での繁殖生態を知る上で、学術的に貴重な発見となった。

同年には岐阜県土地開発公社から川浦川における山之上富士工業団地造成の環境調査に伴う現状変更申請があり、大規模開発のための事前調査が行われた。しかし、この事業は実現しなかった。

平成13年(2001)、可茂土木事務所から県道富加七宗線災害復旧工事に伴う現状変更許可申請書が提出された。これは平成2年(1990)に災害復旧工

事を行った場所の隣接した上流部分で、ネコギギの生息が多く確認されている場所であった。平成2年(1990)の工事後、上流部分が深い淵を形成し、ネコギギや他の生物に良好な生息環境を提供していた。このため、当時奈良女子大学助教授の渡辺勝敏氏に助言を得ながら工事を進めた。工事後の生息環境の復原において、同事務所では間伐材を利用した木工沈床を取り入れた。木工沈床は従来から行われてきた工法で、コンクリートではなく木枠に自然石を詰めたものである。保護活動では160匹のネコギギを保護することができた。施工後、木工沈床の箇所は淵を形成し、石組みは空隙をつくり水生生物の生息空間を作り出した。



図8. 平成13年(2001)3月護岸の災害状況

平成14年(2002)には可茂土木事務所から県単河川修繕事業の現状変更申請が提出された。この場所は猿飛橋下流でネコギギの生息場所としては、数少ないネコギギのまとまった生息地の一つであった。工事箇所の護岸の亀裂や空隙が、ネコギギや他の水生生物の生息場所として好条件となっていた。また、周辺は淵・トロなどが見られ、ツルヨシなどの植物が繁茂し、生物にとって良好な生息

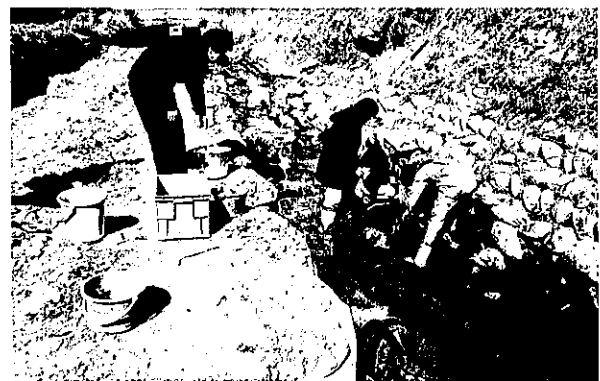


図9. 平成14年(2002)2月ネコギギの保護状況

環境を形成していた。同事務所と協議する中で、このような自然環境に配慮しながら工事を進めるように依頼し、了承された。ネコギギの捕獲調査を行った結果、197匹捕獲し、上・下流や元の場所へ放流した。現在、礫・トロ・淵などが形成し、ツルヨシなどの植物が繁茂する場所になっている。

この他にも多くの調査や工事が行われてきた。今回紹介したことは、これまでに行われた主な保護活動のほんの一例にしか過ぎない。

2. 文化財保護行政の現状

文化財の保護

美濃加茂市内にある国、県、市指定文化財の事務はみのかも文化の森が担当している。埋蔵文化財や天然記念物に影響を及ぼす開発については提出された開発協議書(資料2)をもとに文化財に対する指導を行っている。

ネコギギの生息場所

美濃加茂市内でネコギギの生息が確認されているのは川浦川・甘屋川である。生息場所の根拠として『美濃加茂市文化財調査収録第3集』『川浦川と甘屋川(長良川水系)における国の天然記念物ネコギギの分布と生息個体数』(1998年)があり、流域の分布状況を知ることができる。

協議方法と手続き

美濃加茂市内で開発事業を行う場合、文化財に関する手続きのフロー・チャート図を資料1で示した。事業者は事前に資料1の開発協議書を提出する。美濃加茂市教育委員会は開発箇所の踏査を行い、協議者にその結果を報告する。

ネコギギが生息する可能性のある場所については、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第125条第1項の規定により現状変更等許可申請書を提出し、許可を得てから事業に着手する。事業の着手時には着手届、完了時には完了届と事業報告書を提出する。これら一連の書類は資料3～8で示した。なお、文化財保護法施行令第5条第4項第1号トにより、現状変更等許可申請の事務は美濃加茂市教育委員会が行う。動物への標識若しくは発信

機の装着は第5条第4項第1号トに該当するが、DNA鑑定を目的とした組織採集は含まれない。このため、組織採集は文化庁へ現状変更等許可申請書を提出し、許可を得る必要がある。

生物に配慮した河川工法の協議

河川に生息する生物に配慮した事業を目指し、工事に際して事前に協議を行う。これはネコギギだけを保護するものではない。全ての動植物を含めた生態系の保全を目的としている。

美濃加茂市では河川法の改正以前からの保護活動が続けている。前記のとおり、平成2年(1990)から河川工事による大きな生息場所の変更を伴う工事については、河川管理者と協議を行い、生物に対して配慮した工法や環境整備が取り入れられてきた。これまでに行ってきたネコギギの保護活動は、地方の河川行政の例として大変重要なものとなった。

平成9年(1997)の第140回国会に提出された「河川法の一部を改正する法律案」が可決成立した。目的に「河川環境の整備と保全」が加えられ、自然環境に配慮した河川整備計画を導入することができるようになった。従来の河川管理の目的である治水・利水の他に生態系や景観等の整備と保全が加わったのである。

現在、美濃加茂市では工事後の現状復旧として、本来河川が長期間にわたって形成する地形をある程度短期間に復原できるような計画を指導している。例えば可能な限り既存の礫を移動しないことや河川内の植物を移植して元の場所に戻すことなどを工事の計画に取り入れるように要請している。従来、工事中に河川内の土砂を撤去した場合、処分されたり他の土砂を入れたりすることがあった。礫の撤去は河川の単純化につながり、水路的な景観を作り出す。植物の繁茂した土砂の撤去は植物の再生する時間を必要とした。また、他所の土砂には本来繁殖しない植物の流入にもつながる。

自然環境の早期復原のため、工事前からある礫、土砂、植物は可能な限り元の場所に戻すようにすることや淵や瀬などの本来河川にある姿を復原する補助的な施設をつくることによって自然に近い

河川形態を実現していく。河川は単なる都市排水路ではなく、すべての生物の基本となる生活空間である。今後も生物に配慮した事業を進めていきたい。

ネコギギの教育普及

ネコギギを保護するのは河川工事の配慮だけではない。一般市民の理解も必要となる。美濃加茂市教育委員会では、これまでにネコギギに関する報告書や冊子などを発行してきた。

平成8年(1996)12月には美濃加茂市伊深公民館で、秋の文化講座「清流 川浦川の生き物たち」を実施した。当時東京水産大学研究生であった渡辺勝敏氏が講師を務めた。多くの参加者があり、市民の関心の深さを知ることができた。

みのかも文化の森では小中学校の総合的な学習の時間に自然や環境について調べる児童・生徒に対してネコギギを含めた生物の解説を行っている。

美濃加茂市立三和小学校では長年ゲンジボタルの研究を行ってきた。同校にはホタル研究室があり、研究会の補助としてネコギギを飼育したこともある。学校をあげてゲンジボタルやネコギギの保護活動を行ってきた実績がある。

このような保護活動や啓発活動により、住民のネコギギに対する関心や理解が深まりつつある。

おわりに

川浦川・甘屋川の全域で研究会によるネコギギの詳細な調査データを得ることができたのは全国的に見ても特異な例である。これにより、ネコギギの生態や同河川内の生息分布が明らかになった。研究会と実際の調査を担当した現在京都大学助教授の渡辺勝敏氏 노력によるところが大きい。研究会が調査を行っていなければ、これだけの成果を得ることはできなかったであろう。また、各事業を実施するにあたり、ネコギギ等の生物に配慮した工事を計画・実施した可茂土木事務所・工事関係者、調査に参加された地元の研究者や地域住民の方々の努力も見逃せないものがある。

こうした地域の人々の努力によって美濃加茂市に生息するネコギギやゲンジボタルなどの生物が

河川工事から絶滅する危機を逃れたのである。今後、この調査結果や経験を生かし、生物に優しい環境づくりに貢献したい。

(むらせひでひこ みのかも文化の森)

関連法令

文化財保護法

第125条第1項

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

文化財保護法施行令

第5条第4項

次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第1号イからトまで及びりに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

第1号

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

河川法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を

増進することを目的とする。

＊可茂土木事務所

岐阜県庁の出先機関。可茂地区の道路・河川などの土木事業を統括している。機構改革等により名称が変更している。本文では現在の名称に統一した。ネコギギの保護事業に加わった各年代の名称は、平成2年度から平成11年度までが可茂土木事務所。平成12年度から平成17年度が可茂建設事務所。平成18年度から可茂土木事務所である。

参考文献

東海淡水生物研究会（1992）『清流に棲む夜行性の魚
ネコギギの生活史－美濃加茂市川浦川におけるネコギギ
分布・生態・そして保護－』
美濃加茂市教育委員会社会教育課

東海淡水生物研究会（1996）『猿飛橋(岐阜県美濃加茂市、
川浦川)の架け替え工事に伴う国指定天然記念物ネコギ
ギの生息調査と保護報告書』
東海淡水生物研究会 他

渡辺勝敏（1998）『美濃加茂市文化財調査収録第3集』
「川浦川と甘屋川（長良川水系）における国の天然記念
物ネコギギの分布と生息個体数」
美濃加茂市教育委員会／編

渡辺勝敏（1999）「美濃加茂ふるさとファイル NO. 8
川浦川の生きものたち」
美濃加茂市教育委員会／編

三重県教育委員会（2005）『天然記念物ネコギギ保護管
理指針』三重県

主なできごと

年月日	内 容
昭和63年 8月31日	岐阜県博物館が川蒲川でネコギギを調査。約40匹確認。新聞各紙報道（9月1日）
平成2年 3月30日	東海淡水生物研究会（以下研究会）が、美濃加茂市ではじめてネコギギの生態調査を行うための申請をおこなう（委保第4の235号）（奈良女子大教授名越誠代表）
4月	研究会 川蒲川での本格的調査を行う
6月4日	研究会 美濃加茂市教育委員会社会教育課でネコギギの説明会を開催
6月7日	研究会 ネコギギの研究飼育を三和小学校のホタル研究室で開始する。6月8日付の新聞各紙報道
7月12・13日	研究会 全国ではじめてネコギギの産卵に成功。16日ふ化に成功。三和小学校
9月19日	台風19号で川蒲川の護岸が崩れる。川蒲川で最大級の生息場所
10月23日	可茂土木・美濃加茂市教育委員会（以下：市教委）災害地のネコギギの保護について協議（魚床ブロックの設置。工事中の保護活動。河床の保護を要望）
12月14日	可茂土木・市土木 災害地のネコギギの保護について協議（魚床ブロックの設置を考慮、工事中の保護活動の協力、河床への配慮の確認）
平成3年 1月24日	市教委 現状変更申請（委保第4-105号） 河川復旧工事に伴うネコギギの捕獲・保護。川蒲川、山之上富士の下。最初のネコギギ救出事業
1月28日	河川復旧工事に伴うネコギギの捕獲・保護について、市教委が研究会に委託する
2月18日	可茂土木、市教委、研究会、業者 捕獲作業。災害復旧により312匹のネコギギを保護。22日まで継続。
2月22日	文化庁 現状変更許可（委保第4-105号）河川復旧工事に伴うネコギギの捕獲・保護について
2月22日	市教委 現状変更着手届（委保第4-105号）河川復旧工事に伴うネコギギの捕獲・保護について
2月24日	市教委と研究会で捕獲した187匹を2カ所で放流
3月30日	市教委 現状変更（委保第4-105号）期間延長の変更申請
6月6日	文化庁 現状変更（委保第4-417号）期間延長の変更許可
6月21日	国立養殖研究所（三重）から市教委へ飼育中のネコギギ6匹の譲渡依頼がある
6月25日	市教委と研究会で第2回目のネコギギ放流（76匹）
7月10日	市教委 現状変更完了届（委保第4-105号）
9月7日	国立養殖研究所（三重）に対し、譲渡の許可承諾書を文化庁に提出
10月28日	市教委 現状変更申請（調査研究）（委保第4-1075号）ネコギギの遺伝子の変異性についての研究のため、飼育中のネコギギ6匹を国立養殖研究所（三重）へ譲渡
11月20日	文化庁 現状変更許可（委保第4-1075号）国立養殖研究所（三重）へ譲渡（調査研究）
12月18日	国立養殖研究所（三重）へ6匹譲渡（遺伝子調査のため）
12月26日	市教委 現状変更着手届（委保第4-1075号）国立養殖研究所（三重）へ譲渡（調査研究）
平成4年 3月	「清流に棲む夜行性の魚 ネコギギの生活史—美濃加茂市川蒲川におけるネコギギ分布・生態・そして保護—」研究会著 市教委発行
3月31日	研究会 現状変更完了届（委保第4-235号）ネコギギの標識調査報告
3月31日	研究会 現状変更申請（委保第4-406号）生態調査の継続
5月30日	研究会 現状変更許可（委保第4-406号）生態調査
6月16日	着手届（委保第4-406号） 研究会による生態調査
7月21日	可茂土木 現状変更申請（委保第4-930号）猿飛橋付け替え工事
7月24日	国立養殖研究所（三重）から稚魚40匹が返還される
9月24日	文化庁 現状変更許可（委保第4-930号）猿飛橋付け替え工事
9月25日	猿飛橋付け替え工事74匹捕獲（琵琶湖文化館・志摩マリンランドに飼育依頼）。ネコギギに配慮した工事を県単で行う
10月5日	国立養殖研究所（三重）から返還された飼育中のネコギギ20匹について滋賀県立琵琶湖文化館（平成8年から同県琵琶湖博物館へ移転）から譲渡依頼。10月19日市教委承諾
10月26日	可茂土木 現状変更着手届（委保第4-930号）猿飛橋の付け替え工事による捕獲・保護事業
11月30日	琵琶湖文化館 現状変更申請（委保第4-1316号）国立養殖研究所（三重）からの返還分の内20匹を同館へ譲渡するため
12月18日	文化庁 現状変更許可（委保第4-1316号） 国立養殖研究所（三重）からの返還分の内20匹を琵琶湖文化館へ譲渡
平成5年 3月8日	琵琶湖文化館 国立養殖研究所（三重）からの返還分の内20匹を譲渡（委保第4-1316号）
3月10日	研究会 現状変更中間報告書（委保第4-406号）ネコギギの分布・生態調査
11月24日	猿飛橋工事完了後、志摩マリンランドで保護した35匹を川蒲川へ放流
12月28日	琵琶湖文化館・志摩マリンランド 現状変更申請（委保第4-38号）猿飛橋工事にともない、保護中に増殖した個体増殖のための譲渡。（琵琶湖文化館39匹・志摩マリンランド35匹）
平成6年 1月18日	市教委 甘屋川の分布域における工事の協議
2月10日	市教委 災害復旧工事に伴う甘屋川2ヶ所で生息確認調査をおこなう。ネコギギは未確認
2月25日	文化庁 現状変更許可（委保第4-38号）。猿飛橋工事にともない、保護中に増殖した個体増殖のための譲渡。琵琶湖文化館39匹・志摩マリンランド35匹
3月24日	研究会 現状変更完了届（委保第4-406号）ネコギギの分布・生態調査報告
4月15日	市教委・研究会 県単中小橋整備事業。平古市1号橋建設にむけての事前調査
6月24日	猿飛橋工事完了後、琵琶湖文化館で保護した37匹を川蒲川へ放流
9月8日	琵琶湖文化館・志摩マリンランド 現状変更完了届（委保第4-38号）猿飛橋工事にともない、保護中に増殖した個体増殖のための譲渡。琵琶湖文化館39匹・志摩マリンランド35匹
10月12日	可茂土木 現状変更申請（委保第4-1269号）災害復旧工事（伊深・牛牧の堰堤）に伴う一時捕獲・保護調査申請
10月18日	可茂土木・市教委・研究会 県単道路改良工事。甘屋川で生息確認調査
10月27日	市教委・研究会 県単道路改良事業。甘屋1号橋、2号橋の建設のための事前調査
12月13日	文化庁 現状変更許可（委保第4-1269号）災害復旧工事（伊深・牛牧）に伴う一時捕獲・保護調査
平成7年 1月31日	市教委・研究会 災害復旧工事（伊深・牛牧）川蒲川3匹捕獲。3匹は堰堤上流へ放流。研究会がマーキングした2匹を確認。
2月2日	市教委・研究会 市営住宅に伴う橋の新設工事により分布調査。川蒲川
2月6日	市教委・研究会 道路改良事業（仮称）甘屋2号橋建設により分布調査をおこなう。甘屋川で1匹確認
2月7日	可茂土木 現状変更完了届（委保第4-1269号）災害復旧工事（伊深・牛牧）に伴う一時捕獲・保護調査

年月日	内 容
3月3日	市教委 災害復旧工事（下甘屋・神社下）甘屋川未確認
4月1日	研究会 現状変更完了届（委保第4-406号）ネコギギの分布・生態調査報告
4月1日	研究会 現状変更申請（委保第4-599号）ネコギギの学術調査（継続）
7月19日	文化庁 現状変更許可（委保第4-599号）ネコギギの学術調査（継続）
9月1日	研究会 現状変更着手届（委保第4-599号）ネコギギの学術調査（継続）
11月24日	市教委・研究会 県単中小橋整備事業平古市2号橋建設に伴う分布調査
12月5日	可茂土木・市教委・研究会 緊急地方道整備事業（A）（伊深・牛牧の堰堤付近）の開発に伴う事前協議
平成8年	
1月19日	市教委・研究会 県単中小橋整備事業 甘屋1号橋建設に伴う分布調査をおこなう。甘屋川で17匹確認。下流へ放流
3月18日	可茂土木・市教委・研究会 緊急地方道整備事業（A）（伊深・牛牧の堰堤付近）の開発に伴う事前協議
3月25日	研究会 現状変更中間報告（委保第4-599号）ネコギギの分布・生態調査（継続）
4月3日	市農林土木・市教委 山之上町（高木山側）創造の森整備事業に伴う事前協議（仮設道路分）
4月25日	川浦川に大量の藻が発生する。環境課による水質調査では問題なし
5月2日	可茂土木 現状変更申請（委保第4-465号）緊急地方道整備事業（A）（伊深・牛牧の堰堤付近）の生息状況調査
6月11日	文化庁 現状変更許可（委保第4-465号）緊急地方道整備事業（A）（伊深・牛牧の堰堤付近）の生息状況調査
7月19日	岐阜県水産試験場 ネコギギの生息分布状況についてのアンケート
7月25日	岐阜県水産試験場がネコギギの分布調査を美濃加茂市川浦川でおこなう。（県内全域調査）
9月12日	市教委・研究会 創造の森整備事業に伴う分布調査（架橋分）
9月13日	研究会の名越誠氏、森誠一氏、渡辺勝敏氏来市。緊急地方道整備事業（A）の事業協議
10月29日	市教委・研究会 山之上町（高木山側）創造の森整備事業に伴う分布調査（仮設道路分）
10月30日	市農林土木 山之上町（高木山側）創造の森整備事業（仮設道路分）に伴う分布調査について協議依頼
12月1日	秋の文化講座清流「清流 川浦川の生きものたち」を実施。講師：東京水産大学研究生 渡辺勝敏氏 於：伊深公民館。約40名参加
12月	『猿飛橋（岐阜県美濃加茂市、川浦川）の架け替え工事に伴う国指定天然記念物ネコギギの生息調査と保護報告書』研究会著
平成9年	
1月13日	市教委・研究会 創造の森整備事業（自然観察ゾーン）に伴う分布調査
2月	県土地開発公社 山之上富士工業団地造成に伴う環境調査のための事前協議
3月19日	市農林土木 創造の森整備事業（自然観察ゾーン）に伴う分布調査についての事前協議
3月22日	市教委 創造の森整備事業（自然観察ゾーン）に伴う分布調査
3月27日	研究会 現状変更完了届（委保第4-599号）ネコギギの分布・生態調査
3月27日	県土地開発公社 山之上富士工業団地造成の環境調査について事前協議。東レエンジニアリングが担当
3月31日	市農林土木 創造の森整備事業（自然観察ゾーン：取水口、排水口）
4月1日	研究会 現状変更申請 ネコギギの学術的な分布・生態調査（継続）
4月4日	県土地開発公社 現状変更申請（委保第4-353号）川浦川における山之上富士工業団地造成の環境調査
5月8日	文化庁 現状変更許可（委保第4-353号） 研究会が行うネコギギの学術的な分布・生態調査
5月8日	文化庁 現状変更（生態調査）許可（委保第4-339号） 岐阜県工業団地（山之上富士、鹿塩地区）開発事業にかかる環境影響評価の調査
5月28日	研究会 現状変更着手届（委保第4の353号）ネコギギの学術的な分布・生態調査
5月30日	研究会 川浦川調査（水中写真）
6月3日	可茂土木・市教委・研究会 緊急地方道整備事業（A）の協議
6月17日	県土地開発公社 現状変更着手届（委保第4-339号）県工業団地（山之上富士、鹿塩地区）開発事業にかかる生態調査
6月16日	可茂土木 現状変更完了届（委保第4-465号）緊急地方道整備事業（A）（伊深・牛牧の堰堤付近）の生息状況調査
7月7～9日	研究会がネコギギの産卵床を全国ではじめて発見。産卵についての生態を知る上で貴重な発見。写真・ビデオ撮影に成功する。8月1日、報道関係者に記者発表
9月10日	川浦川の特集がテレビで放映される
9月12日	ネコギギについての講演会（可茂県事務所）講師：東京水産大学研究生 渡辺勝敏氏 対象：土木関係者への研修
10月8日	市教委 災害復旧工事現地調査 甘屋川
12月25日	県版レッドデータブック作成のためのネコギギの一時捕獲
平成10年	
3月3日	県土地開発公社 現状変更完了届（委保第4-339号）県工業団地（山之上富士、鹿塩地区）開発事業にかかる生態調査
3月6日	市教委 伊深町牛牧の川浦川における架橋工事に伴う分布調査
3月9日	可茂土木 現状変更申請（委保第4の325号）伊深町牛牧橋の架橋工事
3月	『美濃加茂市文化財調査集録 第3集』『川浦川と甘屋川（長良川水系）における国の天然記念物ネコギギの分布と生息個体数』研究会著
4月10日	研究会 現状変更中間報告（委保第4の353号）ネコギギの学術的な分布・生態調査（継続）
5月7日	文化庁 現状変更許可（委保第4の325号）伊深町牛牧橋の架橋工事
6月23日	可茂土木 現状変更着手届（委保第4の325号）伊深町牛牧の川浦川における架橋工事
7月10日	県文化課 天然記念物ネコギギの生息環境の保全と保護について（通知）
12月22日	市教委 緊急地方道整備事業（A）の現地調査
平成11年	
1月19日	市教委 伊深町牛牧の川浦川における架橋工事に伴う分布調査。取り付け道路部分の調査。未確認
3月17日	河川水辺の国勢調査（魚介類）木曾川で実施
4月10日	研究会 現状変更中間報告（委保第4の353号）ネコギギの学術的な分布・生態調査
5月11日	可茂土木・市教委 県単中小橋整備事業富士宮橋建設に伴う事前協議
5月31日	市教委 県単中小橋整備事業富士宮橋建設に伴う分布調査
11月	市道維持課 分布調査・農道整備野地原橋拡幅工事に伴う事前協議
10月	可茂土木 牛牧橋の完成
11月15日	可茂土木・市教委 公共河川災害復旧事業に伴う事前協議。三和町下甘屋の甘屋川
11月19日	市教委 公共河川災害復旧事業に伴う事前現地調査。三和町下甘屋の甘屋川
12月16日	可茂土木・市教委 公共河川災害復旧事業に伴う事前協議。三和町甘屋の甘屋川
平成12年	
1月14日	市教委 公共河川災害復旧事業に伴う現地調査。三和町下甘屋の甘屋川
1月19日	市教委 公共河川災害復旧事業に伴う現地調査。三和町下甘屋の甘屋川
5月22日	研究会 現状変更完了報告（委保第4の353号）ネコギギの学術的な分布・生態調査（継続）

年月日	内 容
10月25日	可茂建設・市教委 県道富加七宗線架橋工事に伴う事前協議
11月8日	可茂建設 国庫災害復旧事業2事業（下川浦の白髭神社付近、一反田橋付近）と単独災害復旧事業1事業（上甘屋の白山神社付近）に伴う事前協議
11月15日	可茂建設・市教委 県単河川修繕事業に伴う事前協議。三和町上甘屋
11月16日	市教委 国庫災害復旧事業2事業（下川浦の白髭神社付近、一反田橋付近）と単独災害復旧事業1事業（上甘屋の白山神社付近）に伴う事前分布調査
11月24日	市教委 県単河川修繕事業に伴う現地調査。三和町中甘屋
12月8日	市維持課 現状変更申請（委保第4の1349号）国庫災害復旧事業2事業（下川浦の白髭神社付近、一反田橋付近）
12月	『美濃加茂ふるさとファイルNO.8 川浦川の生きものたち』市教委
平成13年	
1月4日	文化庁 現状変更許可（委保第4の1349号）国庫災害復旧事業2事業（下川浦の白髭神社付近、一反田橋付近）
1月5日	市教委 単独災害復旧事業1事業（上甘屋の白山神社付近）に伴う調査
1月22日	市維持課 現状変更着手届（委保第4の1349号）国庫災害復旧事業2事業（下川浦白髭神社付近、一反田橋付近）
1月26日	市教委 県単河川修繕事業に伴う現地調査。三和町上甘屋
2月8日	市教委 国庫災害復旧事業事業（下川浦の白髭神社付近）の現地調査（委保第4の1349号）
2月14日	市教委 国庫災害復旧事業事業（一反田橋付近）の現地調査（委保第4の1349号）ネコギギ10匹を捕獲。上流へ放流
3月30日	市維持課 現状変更完了届（委保第4の1349号）国庫災害復旧事業2事業（下川浦の白髭神社付近、一反田橋付近）
4月1日	研究会 現状変更申請（13委庁財第4の306号）ネコギギの学術的な分布・生態調査（継続）
7月17日	文化庁 現状変更許可（13委庁財第4の306号）ネコギギの学術的な分布・生態調査
7月22日	市教委 県道富加七宗線災害復旧工事に伴う分布調査。三和町川浦狼飛橋下流の右岸
9月13日	可茂建設 現状変更申請（13委庁財第4の858号）県道富加七宗線災害復旧工事 三和町狼飛橋下流
9月21日	市教委 県道富加七宗線架橋工事に伴う分布調査。三和町川浦左岸側。ネコギギ3匹を確認。夜間の監視を行う
10月2日	市教委 県単地方特定道路整備（架橋）工事伊深1号橋（天王橋）に伴う分布調査（沈砂地と土盛について）
10月3日	市教委 県道富加七宗線架橋工事に伴う分布調査。三和町川浦
10月3日	市教委 県単地方特定道路整備（架橋）工事に伴う分布調査。伊深町牛牧の川浦
10月30日	文化庁 現状変更許可（13委庁財第4の858号）県道富加七宗線災害復旧工事。三和町川浦狼飛橋下流
11月15日	市教委 県道富加七宗線架橋工事に伴う分布調査。三和町川浦右岸側
11月19日	可茂建設・市教委 県単河川修繕事業に伴う事前協議。三和町川浦右岸側（川浦川最大級の生息場所）
12月26日	可茂建設 現状変更着手届（13委庁財第4の858号）県道富加七宗線災害復旧工事。三和町川浦狼飛橋下流
平成14年	
1月24日	市教委 県道富加七宗線災害復旧工事に伴う事前分布調査
2月25日～ 4月30日	市教委・研究会 県道富加七宗線災害復旧工事場所での調査。保護結果：160匹（成魚62匹、幼魚98匹）。指導：奈良女子大学理学部助教授 渡辺勝敏氏
3月29日	可茂建設 現状変更完了届（委保第4の325号）伊深町牛牧の川浦川における架橋工事
4月10日	可茂建設 現状変更申請（13委庁財第4の306号）県単中小橋整備伊深1号橋（天王橋）（一時捕獲・保護）
4月30日	文化庁 現状変更許可（13委庁財第4の306号）ネコギギの学術的な分布・生態調査
4月30日	市教委・研究会 一時捕獲・保護を県道富加七宗線災害復旧工事でを行い、捕獲したネコギギ160匹を現地に放流
5月27日	可茂建設 現状変更完了届（13委庁財第4の858号）県道富加七宗線災害復旧工事。三和町川浦狼飛橋下流
7月16日	可茂建設・市教委 公共道路災害復旧事業（路側石積工）に伴う事前協議。三和町中甘屋
8月27日	市教委 公共道路災害復旧事業（路側石積工）に伴う事前分布調査。三和町中甘屋の甘屋川
11月29日	可茂建設 現状変更申請（14委庁財第4の1133号）県単河川修繕事業（一時捕獲・保護）最大級の生息場所
平成15年	
1月17日	文化庁 現状変更許可（14委庁財第4の1133号）県単河川修繕事業。一時捕獲・保護。三和町川浦の川浦川（山之上富士の麓）
1月18日	市教委 公共道路災害復旧事業（路側石積工）に伴う事前調査。三和町中甘屋
2月6日	可茂建設・市教委 県単河川修繕事業の工事前の事前打ち合わせ
2月7日	可茂建設 現状変更着手届（14委庁財第4の1133号）県単河川修繕事業
3月14日 ～4月9日	市教委・研究会 県単河川修繕事業の現地調査（14委庁財第4の1133号）ネコギギを197匹捕獲し、上・下流や元の場所へ放流した。岐阜県水産試験場が飼育
4月9日	可茂建設 現状変更完了届（14委庁財第4の1133号）県単河川修繕事業
9月24日	市教委 公共緊急地方道路整備事業に伴う分布調査。三和町下川浦（甘屋川の橋）付近
9月26日	可茂建設 現状変更申請（15委庁財第4の1054号）県単地方特定道路整備（架橋）事業伊深1号橋（天王橋）
11月14日	可茂建設 公共緊急地方道路整備事業に伴う分布調査結果の提出。伊深町柝洞橋。大日コンサルタント（株）が調査
11月14日	市教委 公共緊急地方道路整備事業に伴う分布調査の回答。伊深町柝洞橋
11月20～29日	市教委 公共緊急地方道路整備事業に伴う現地調査。伊深町柝洞橋
11月26日	可茂建設・市教委 県単中小橋整備伊深1号橋（天王橋）に伴う事前協議（工法等）伊深町牛牧
12月19日	文化庁 現状変更許可（15委庁財第4の1054号）県単地方特定道路整備（架橋）事業伊深1号橋（天王橋）
平成16年	
1月14日	可茂建設 現状変更着手届（15委庁財第4の1054号）県単地方特定道路整備（架橋）事業伊深1号橋（天王橋）。伊深町牛牧
1月15日	市教委 県単地方特定道路整備（架橋）事業伊深1号橋（天王橋）に伴う分布調査（15委庁財第4の1054号）伊深町牛牧
7月27日	京都大学助教授 渡辺勝敏氏の現地調査
11月	伊深町の天王橋の完成により牛牧橋と天王橋が供用開始
平成17年	
7月21日	京都大学助教授 渡辺勝敏氏の現地調査
8月26日	可茂建設 現状変更完了届（15委庁財第4の1054号）県単地方特定道路整備（架橋）事業伊深1号橋（天王橋）
12月21日	市教委 長谷川浸淫工事に伴う分布調査。伊深町牛牧
平成18年	
8月1日、3日	京都大学助教授 渡辺勝敏氏の現地調査
10月11日	可茂土木 伊深町地内のモニタリング調査。周辺でネコギギを確認。帝国建設コンサルタント環境部
10月26日	可茂土木 現状変更申請（発教文森第175号）町地内の河川災害復旧工事
11月7日	市教委 現状変更許可（発教文森第175号）伊深町地内の河川災害復旧工事
平成19年	
1月6日	可茂土木 可茂建設による伊深町地内の河川災害復旧工事に伴う工事現場の締め切り後の調査
3月20日	可茂土木 現状変更完了届（発教文森第175号）伊深町地内の河川災害復旧工事

文化財(天然記念物)取扱いフローチャート図



提出資料一覧

※資料2は、開発にともなう天然記念物の分布調査についての協議書です。

資料3～8は現状変更許可申請書の一連の申請書類です。美濃加茂市教育委員会の送達依頼文書を添えて文化庁宛の文書を提出していただくものです。資料3と4が1組。資料5と6が1組。資料7と8が1組です。なお、資料3、5～8の文書は様式案です。

規定の様式があればご使用ください。また、文化財保護法施行令第5条第4項第1号トの規定により美濃加茂市教育委員会が許可する場合もこの手順で申請報告してもらいます。

資料2

平成 年 月 日

みのかも文化の森所長 宛

申請者

住 所

氏 名

開発にともなう天然記念物の分布調査について（協議）

みだしのことについて、下記のとおり協議を申請します。

記

1. 開発事業名
2. 区域の位置と面積
3. 事業期間

資料3

第 号
平成 年 月 日

美濃加茂市教育委員会
教育長 ****様

氏 名

天然記念物「ネコギギ」の現状変更等許可申請書の提出について（依頼）

天然記念物ネコギギの現状変更等許可申請について、別添のとおり提出いたしますので文化庁宛に送達願います。

資料4

平成 年 月 日

文化庁長官 様

申請者

住 所

氏 名

現状変更等許可申請書

下記のとおり現状変更を行いたいので、許可くださるよう文化財保護法第125条第1項の規定により申請します。

記

1. 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
種別：天然記念物
名称：ネコギギ
2. 指定年月日
昭和52年7月2日
3. 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
ナ シ
4. 所有者の氏名又は名称および住所
ナ シ
5. 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
ナ シ
6. 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
ナ シ
7. 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
ナ シ
8. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
9. 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由
10. 現状変更等の内容及び実施の方法
11. 現状変更等により生ずべき物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等により及ぼされるべき史跡、名勝又は天然記念物への影響に関する事項
12. 現状変更等の着手及び終了の予定時期
13. 現状変更等に係る地政の地番
14. 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
15. その他参考となるべき事項
添付書類（工事計画書、保護計画書、地図、写真、施工図面等）

資料 5

第 号
平成 年 月 日

美濃加茂市教育委員会
教育長 ****様

氏 名

天然記念物「ネコギギ」の現状変更に伴う着手届の提出について（依頼）

平成 年 月 日付け、第 号 で許可のありました天然記念物ネコギギの現状変更について、別添のとおり事業を着手しましたので、着手届を文化庁長官宛に送達願います。

資料 6

平成 年 月 日

文化庁長官 様

住所
氏名

着 手 届

平成 年 月 日付け 第 号 で許可のありましたこのことについて着手しましたので届出します。

記

1. 事 業 名

2. 期 日
平成 年 月 日

3. 場 所

資料 7

第 号
平成 年 月 日

美濃加茂市教育委員会
教育長 *****様

氏 名

天然記念物「ネコギギ」の現状変更に伴う完了届の提出について（依頼）

平成 年 月 日付け 第 号 で許可のありました天然記念物ネコギギの現状変更について、別添のとおり事業を完了しましたので、完了届を文化庁長官宛に送達願います。

資料 8

平成 年 月 日

文化庁長官 様

完 了 届

平成 年 月 日付け 第 号 で許可のありましたみだしのことについて業務が完了しましたので報告いたします。

1. 指定文化財の種別、名称
天然記念物 ネコギギ

2. 所 在 地

3. 期 間
平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

4. 事業内容
別紙の通り

鑑賞教材としてのアート・ゲームの作成

辻 泰 秀

1. はじめに

みのかも文化の森・美濃加茂市民ミュージアムでは、企画展を通して子どもたちに美術作品を鑑賞する機会を提供したり、ワークショップの中で作家と共に創作活動をする場を設けている。また、学校と連携をして授業等で施設やスタッフを活用できるような様々な取り組みもしている¹⁾。

そのような教育普及活動に際して、美術鑑賞用の資料や、学校における事前学習・出前授業にふさわしい教材が求められている。近年、学校の鑑賞教育や美術館での教育普及活動でアート・ゲームが導入されており、みのかも文化の森・美濃加茂市民ミュージアムにおいても試みが始まっている。本稿では、アート・ゲームの概要や事前の教材作成について述べる。

2. アート・ゲームについて

アート・ゲームはもともとアメリカの美術館や学校での鑑賞教材として行われていたものである。ミュージアムショップに置かれており、教科書の指導資料としても販売されている。

たとえば、フロリダ州の小学校の教員を対象にした研修会では、数多くの作品カードを使って、作品から受ける印象を分類して言葉と照らし合わせていくマッチングゲームが行われていた²⁾。

アメリカでは、1980年代以降、DBAE (Discipline Based Art Education、学問に依拠した美術教育) と呼ばれる美術教育の動向があり、美術批評が小学校低学年の段階から取り入れられている。鑑賞という言葉からは、静かに作品をじっと見つめるという光景がイメージされる。ところがDBAEの実践では、美術批評・美術史・美学・美術制作という4領域が設定され、友達や教師と作品について語ったり批評しあったりして積極的に交流する場面が多く見受けられる。

このようなアメリカの教材内容を参考にして、日本でも最近5～10年の間にアート・ゲームが普

及してきた。美術館の社会的な役割が求められる中で美術館教育を活性化させようとする動向や、学校における鑑賞教育の重視の方針が背景にある。図工・美術科の学習指導要領でも、鑑賞の指導が明確に位置付けられており、美術館の活用についても表記されている。

1970年代から80年代にかけて全国的に美術館の建設が続いたが、次第に美術館の活用方法や教育普及的な面に関心が向けられている。美術に詳しい限られた人々を対象にして美術館があるのではなく、子どもからお年寄りを含めた一般市民に広く活用されるべきであるという考え方が基盤にある。

美術の専門家や特に興味をもっている人は自分から美術館に行く。けれども、より多くの人が美術館を活用するためには、美術作品を見るきっかけづくりや美術館に所蔵している作品の紹介から始めるべきである。小・中学校のうちから美術館を活用したり鑑賞の方法を学ぶ経験をし、生涯にわたって美術を愛好する姿勢を培うことが目的になっている。

従来まで学校の図工・美術科の授業で鑑賞指導が行われていなかったわけではないが、作家・作品名・様式・年代等の知識を断片的・羅列的に伝えることが先行し、作品を見ることを率直に楽しむ要素が希薄であった。英単語や歴史の年代を暗記するように作家や作品に関する知識を覚えることになり、作品のよさを感じ取るという根幹が抜け落ちる傾向がある。ゲームを取り入れた美術鑑賞によって、作品を見るきっかけや、鑑賞のし方を学ぶ場を少なからず提供できるものと考えられる。

子どもたちに美術作品のもつ魅力を感じてほしいという願いにもかかわらず、美術は難解であるとか美術作品の見方がよくわからないといって、美術館に行っても通り過ぎてしまうことがある。一瞬見ただけで終わり、見比べたり作品の内容を読み取ることをしない。

確かに個性的で抽象的な作品であるために、何

が表現されているのか一目ではわからないことがある。けれども、古今東西の造形表現に接しているうちに、少しずつ作品の見方がわかってきたり、様々な観点から鑑賞できるようになるはずである。

美術館の教育普及担当者によるアミューズ・ビジョン研究会によって、アート・ゲームの教材開発が進められてきた³⁾。その呼びかけ人ともいべき藤江充は、アート・ゲームについて「ゲーム的な活動を通して美術作品に親しみながら、美術作品を鑑賞する力を身につけていくことを目的として開発された教材またはそうした学習の形態を指す」という。そして、下記の3点の教育的な効果を指摘している⁴⁾。

- ①ゲーム的な遊びを通して美術や美術作品の世界に親しむことができる。
- ②造形要素や造形原理についての分析的な見方や考え方を体験し身につけることができる。
- ③作品をめぐるゲーム参加者同士の話し合いや協力から、参加者それぞれの作品への多様なアプローチや感じ方の違いに気づき、互いにその異なる点を認め合い交流できる。

アート・ゲームでは、美術に関するゲームを通して作品に親しむとともに、作品を分析したり批評したりする力量を培うことを意図している。そのため、美術鑑賞は、美術に関する教養にとどまらず、様々な教科の学習にかかわる基礎学力を含んでいると考えられる。



図1. 学校での作品カードの活用。美術館にある実際の作品を見ることが距離や時間の上で難しくても、手軽にカードによる鑑賞はできる。

作品から分かることを記述する、色や形について分析する、表現内容を解釈する、見たことで得た情報から作品を評価するといった活動では、多様な思考力や批評力を必要とする。ゲームをしながらも、記述・分析・解釈・評価といった学習活動へとつながる。



図2. 学級でのアート・ゲーム。2枚のカードの共通点をさがしてグループで発表する。

一口にアート・ゲームといっても、教材は多様である。一般的には、絵葉書に相当する作品のカードを活用したゲームが行われており、ジクソーパズル等も取り入れられている。

カード・ゲームでは、ミュージアムショップに置いてある葉書の大きさの作品カードを使って、トランプやカルタに似たゲームをする。ゲームをしながら作品を見比べて発見をしたり批評をしたりする。作品についての友達との交流も進展する。カード・ゲームならば教材の持ち運びや作品図版の提示が手軽にできる、ゲームを取り入れているので子どもたちの興味・関心にあっているという利点がある。

3. 作品カードの選択

みのかも文化の森・美濃加茂市民ミュージアムでの実践に際して平成18年に準備したカードは、岐阜県美術館の絵葉書から50種類を選択したもの(Aセット)である。これにみのかも文化の森のものを10枚程追加した。平成19年に使用したカードは、岐阜県美術館・愛知県美術館・名古屋市美術館・三重県立美術館のカード(Bセット)で、他に同時期に美濃加茂市民ミュージアムで開催されてい

た大矢峻嶺展の作品図版を追加した。

カードを使ったアート・ゲームでは、作品を見ながら気づいたことを相互に交流するため、6名程で1グループを組み50～80枚のカードを共同で使用する。もちろん3～4名、あるいは、8～9名でゲームをすることも可能である。ただし、人数が少ないと作品の見方が限られてしまったり、トランプやカルタを楽しむ要素が薄れてしまうことがある。

人数が多すぎると、カードを選ぶ機会が減り、作品がよく見えなくなる。カードの枚数も決まっているわけではないが、50枚以下だとゲームが単調になりやすいし、枚数が多すぎると時間がかかりカードを並べる広い空間も確保しなければならない。

どんな作品を見せるのかは鑑賞指導のポイントである。作品の選択方法が問われなければならないが、現時点では子どもたちとカードを用いたゲームをする中で、どんな作品が望ましいかをさぐるようにしている。

岐阜県美術館ならば美濃加茂市から1時間程の距離であり、カード・ゲームをきっかけとして実際の作品を見ることも比較的容易である。大人のスタッフにとっても、身近な作品の方が作品に関連する話題を提供しやすい。ただし、一つの美術館の作品カードでは数の上で限られてくるし、収蔵作品の傾向も似ている。その点はBセットで幾分改善されている。

美術館で販売している絵葉書は次第に充実してきており、カラー印刷の鮮明さも水準に達している。ただし、1枚あたり80～150円するのでコスト面での負担は多い。40名の参加者だと8セットを準備することになり、1セット50枚にするとしても、400枚以上の絵葉書を用意することになる。さらに、子どもたちが繰り返し使用しても耐えられるようにラミネーターで包む。厚手のシートを準備し予め機器で1枚ずつ表面を加工する。

作品図版の場合には、特に著作権に配慮する必要がある。市販されている画集や印刷物から承諾なしに複写できない。岐阜県美術館の教育普及のスタッフに属する者が、同美術館の作品図版等を教育目的で使用することは、一応許容される範囲

であると判断した。

ところが、岐阜県美術館の常設展や企画展で頻繁に鑑賞しているにもかかわらず、絵葉書にはなっていない作品もあり、その図版の引用や活用については、岐阜県美術館の教育普及担当者に依頼した。

こうして準備をしたAセット（50枚）の作品カードの内訳は以下のようである（順不同）。

オーギュスト・ルノアール「泉」1910年頃
オディロン・ルドン「眼をとじて」1900年頃
エドヴァルト・ムンク「マドンナ」1895-1902年
山本芳翠「浦島図」1895年頃
村井正誠「3人の巨匠たち」1979年
川合玉堂「深林宿雪」1936年
加藤栄三「烟雨の中」1970年
オーギュスト・ロダン「イブ」1883年
加藤幸兵衛「金襴手呉須草花絵」1975年
荒川豊蔵「志野茶碗」1982年
オディロン・ルドン「黒い花瓶のアネモネ」1905年頃
加藤栄三「空」1958年
モーリス・ドニ「なでしこを持つ若い女」1896年
エミール・ベルナール「ボンタヴァンの市場」1888年
元永定正「せんとあかいろのかたち」1987年
オディロン・ルドン「アポロンの戦車」1906-1907年頃
熊谷守一「ヤキバノカエリ」1947年
金 昌烈「水滴 作品 ENS 8507」1984年
岸田劉生「自画像」1914年
鈴木 蔵「志野茶碗」1992年
加藤東一「鮎」1973年
中川とも「文楽の首」1968年
大橋翠石「虎図」1938年頃
篠田桃紅「人よII」1988年
オディロン・ルドン「ポール・ゴビヤールの肖像」1900年
オディロン・ルドン「青い花瓶の花々」1904年頃
オディロン・ルドン「翼のある横向きの胸像」
1898～1900年頃
平川敏夫「鳴門潮聲」1990年
ポール・ゴーギャン「ノア・ノア・かぐわしい」
1993-1994年
オディロン・ルドン「オルフェウスの死」
1905～1910年頃
オディロン・ルドン「蜘蛛」1987年

天野裕夫「背美鯨」1984年
 オディロン・ルドン「神秘的な対話」1896年頃
 山本芳翠「裸婦」1880年頃
 奥村土牛「犢」1923年
 ジャン・デュビュッフエ「フェット・メモラブル」
 1978年
 ホアン・ミロ「人と月」1950年
 マルク・シャガール「サーカス33」1967年
 マルク・シャガール「サーカス」1967年
 川崎小虎「うどんげの花を植える女」
 1912～1916年
 川崎小虎「白兔」1943～1948年
 前田青邨「ラ・ブランセス」1957年
 《絵葉書以外》
 白髪一雄「地魔星雲裏金剛」1960年
 李 禹煥「線より」1977年
 磯辺行久「W O R K 64-16 (雷神)」1964年
 金子 潤「無題」1989年
 河合祐司「メモランダム95」1995年
 天野裕夫「重厚円大蛙」1996年
 小清水 漸「作業台-Spoons-」1991年
 村井正誠「居ならぶ人々」1969年

岐阜県美術館はオディロン・ルドンのコレクションで有名であることから、その作品のカードが多くなっている。山本芳翠、川合玉堂、加藤栄三をはじめ岐阜県に縁の深い作家の作品が含まれているのも特徴的である。伝統的な具象作品だけでなく、村井正誠、白髪一雄、元永定正などの抽象表現も取り入れた。

平成19年に作成したBセット（74枚）の作品カードの内訳は以下のようなものである。

《岐阜県美術館》 25作品
 山本芳翠「浦島図」1895年
 岸田劉生「自画像」1914年
 川合玉堂「深林宿雪」1936年
 大橋翠石「虎図」1938年頃
 加藤栄三「空」1958年
 中川とも「仮名手本忠臣蔵 斧定九郎」1966年
 中川とも「文楽の首」1968年頃
 加藤東一「鮎（素描）」1973年
 加藤幸兵衛「金欄手呉須草花絵水指」1975年

荒川豊蔵「志野茶碗」1982年
 金 昌烈「水滴 作品 E N S 8507」1984年
 天野裕夫「背美鯨」1984年
 元永定正「せんとあかいろのかたち」1987年
 鈴木 藏「志野茶碗」1992年
 オーギュスト・ロダン「イブ」1883年頃
 オディロン・ルドン「蜘蛛」1887年
 オディロン・ルドン「神秘的な対話」1896年頃
 オディロン・ルドン「眼をとじて」1900年頃
 オディロン・ルドン「青い花瓶の花々」1904年頃
 オディロン・ルドン「黒い花瓶のアネモネ」1905年頃
 オディロン・ルドン「アポロンの戦車」1906-1907年
 ピエール・ピュヴィ・ド・シャヴァンヌ「慈愛のための習作」1893-1894年頃
 ボール・ゴッガン「ノア・ノア・かぐわしい」
 1893-1894年
 エドヴァルト・ムンク「マドンナ」1895-1902年
 オーギュスト・ルノアール「泉」1910年頃

《愛知県美術館》 19作品
 曾我蕭白「寒山拾得図」18世紀後半
 長澤蘆雪「薔薇蝶狗子図」18世紀後半
 長谷川潔「花（切子グラスに挿したアネモネと草花）」
 1944-45年
 熊谷守一「雨滴」1961年
 熊谷守一「猫」1965年
 蠟嘯「ルソーの森の考える虹猿」1999年（企画展）
 オーギュスト・ロダン「歩く人」1900年
 パブロ・ピカソ「青い肩かけの女」1902年
 アルベール・マルケ「ノートルダムの後陣」1902年
 グスタフ・クリムト「人生は戦いなり（黄金の騎士）」
 1903年
 ラウル・デュフィ「サンタドレスの浜辺」1906年
 ピエール・ボナール「子供と猫」1906年頃
 ピエール・ボナール「にぎやかな風景」1913年頃
 オスカー・ココシュカ「夢みる少年たち 第2葉
 〈帆船〉」1908年
 アンリ・ルソー「オレンジの森の猿たち」
 1910年頃（企画展）
 パウル・クレー「回心した女の墜落」1939年
 ボール・デルヴォー「こだま」1943年
 アド・ランイハート「No.111」1950年

サム・フランシス「消失にむかう地点の青」1958年

《名古屋市美術館》20作品

北脇 昇「鳥獣曼荼羅」1938年

川合玉堂「秋嶺白雪」1940年

荻須高德「アムステルダム運河」1954年

荻須高德「サン・ドニ」

福田平八郎「蜜柑」1964年

元永定正「作品」1961年

中村正義「蝦蟇仙人図」1975年

中村正義「鉄拐仙人図」1975年

三岸節子「雷がくる」1979年

舟越 桂「かたい布はときどき話す」1988年

マリー・ローランサン「横たわる裸婦」1908年

マリー・ローランサン「サーカスにて」1912年頃

モーリス・ユトリロ「マルカデ通り」1909年

ジュール・パスキン「カフェにて」1910年

アメデモ・モディリアーニ「カリアティード」

1911-1913年

アメデオ・モディリアーニ「おさげ髪の少女」1918年頃

キスリング「ルネ・キスリング夫人の肖像」1920年

マリー・ローランサン「アポリネールの娘」1924年

マルク・シャガール「二重肖像」1924年

アレクサンダー・コールダー「ファブニール・ドラゴン
II」1969年

《三重県立美術館》10作品

竹内栖鳳「虎・獅子図」1901年

牛島憲之「貝焼場」1935年

海老原喜之助「雪山と樵」1930年

海老原喜之助「森と群鳥」1932年

柳原義達「風の中の鴉」1982年

バルトロメー・エステバン・ムリーリョ「アレクサンド
リアの聖カタリナ」1945-50年

マルク・シャガール「枝」1956-62年

マルク・シャガール「サーカス」1967年

ショアン・ミロ「女と鳥」1968年

パブロ・ピカソ「ジプシーの女」1900年

岐阜県・愛知県・名古屋市・三重県立の各美術館の特徴をいかしながら、古今東西の作品を選択しようとした。所蔵作品や絵葉書になっている作

品数との関係からどうしても絵画に片寄る傾向にあるが、彫刻や工芸等も含むようにしている。

平成19年3月には、みのかも文化の森において大矢峻嶺展が同時期に開催されていることから、その作品カードも作成した。大矢峻嶺は京都の日本画の画壇に属する作家で、花鳥風月をはじめとした作品を描いている。美濃加茂市出身である。どちらかといえば年配の方の好みで、子どもたちにとっては地味でなじみの薄い作家であろう。機会がなければ見過ごしてしまいがちな日本画の作品を、アート・ゲームに取り入れることで関心をもつようにすることを意図した。さらに、作品カードで見た作品の実物を見る機会を設けることで、カードでは十分に味わうことができない微妙な色彩、濃淡、筆使いなどの工夫をさぐろうとした。

複数のAセットとBセットは、それぞれが混ざらないように、ケースに入れて保管したり、裏面に色のシールを貼り付けて区別できるようにしている。なお、ゲームを行う場所はカードを広げるので、大きなテーブルがあるか、床に座ることができる場所が好ましい。



図3. Bセットを用いた活動の様子。自己紹介をかねて一人ずつお気に入りの作品紹介をする。

4. ジグソーパズル

三重県立美術館において、教育普及担当者がマルク・シャガールの「枝」の大きな作品図版をジグソーパズルする試みをした。普段子どもたちを美術館に引率し実物を見せたとしても、じっくりと絵を見て主題・構図・色彩などを検討することはほとんどない。ところが、ジグソーパズルになった教材を使用すると、子どもたちの関心は細部の色や形に向けられる。

構図や絵のつながりをよく理解していないと、

パズルの各部分を組み合わせて再生できない。そのため、パズルによって無意識のうちに絵を分析したり見比べたりする活動が行われる。当初は、作品図版を横においてジグソーパズルを組み立てるという方法であってもよい。

ジグソーパズルにするには、ポスターの大きさの図版が便利である。ポスターの場合には作品展の広報をかねて印刷されることが多いので、作品展の会期を終えたポスターのリサイクルとしての有効活用にもなる。

現在のところ、ジグソーパズルについては岐阜県美術館で作成したものを活用している。大きめの作品図版をのりパネに貼り付けしけた後に分割し、枠に収納できるようになっている。同じ作品図版であっても、分割する形や数を変えることによってパズルとして魅力も変化する。

5. まとめ

カードやパズルだけがあってもゲームとして成立しない。スタッフがルールや遊び方を理解して、それを参加者である子どもたちに伝えることが前提になる。作品を見て感想や意見を述べる場面も



図4. 大学生スタッフによるアート・ゲームの研修。カードの使い方、支援の方法などを体験的に学ぶ。

あるので、参加者の相互交流を促す進行役の役割が大切である。

したがって、学生や学校の先生方の研修の機会をできるだけ多く設けて⁵⁾、アート・ゲームを体験しながら活用法を理解するようにしたい。そして、随時作品についての補足説明も行える準備をしておきたい。子どもたちと一緒にゲームを楽しみ、あわせて、鑑賞活動のポイントを提示することが求められる。

将来的には、指導者用のガイドブックやビデオテープ・DVDの作成を考えている。たとえば、アート・ゲームの種類と方法、授業や活動の展開例、支援のポイント、作品リストと作品解説、カルタの読み札などを収録し、研修会や出前授業等で活用できるようにしたい。

(つじ やすひで 岐阜大学教育学部助教授)

注

- 1) 学校の授業等でみのかも文化の森を利用しやすいように毎年度「活用の手引き・活用実践集」が刊行されている。新たに実践プランの中に作品カードを用いたゲームの頁が加わった。
- 2) 2002年の秋にアメリカ合衆国フロリダ州の教育現場の視察を2ヶ月にわたって行った。DBAEの実践校では小学校低学年から作品鑑賞を位置付けており、そのための教員研修が実施されていた。
- 3) 既に中部・関西地方の美術館関係者でつくるアミューズ・ビジョン研究会や三重県立美術館の教育ボランティアであるJAMMの会によって「ポケット・ミュージアム」という名称の教材セットが作成されている。ふじえみつる「学校と美術館とを結ぶ美術鑑賞教材の事例とその意義について」愛知教育大学実践総合センター紀要1999を参照。
- 4) ふじえみつる「アート・ゲームと美術鑑賞活動」『アートエデュケーションNo.30』建帛社 2001 P.6
- 5) 大学の図工科教育法、美術科教育法等の授業でアート・ゲームの内容を扱っている。現職の先生方には、岐阜県教育委員会（教育研修課、岐阜県美術館等）、岐阜市教育委員会（岐阜市教育研究所）の関連する研修会で、ゲームの目的や方法を体験的に伝えるようにしている。そのような研修によって少しずつアート・ゲームを実施する学校が出てきているが、ゲームの方法に加えて、鑑賞活動としての目的や内容を理解した上での実践が望ましい。

謝 辞

アート・ゲームのための作品カードの作成に際して、古田啓一（前岐阜県美術館）・西尾円（みのかも文化の森）さんにお世話になりました。厚謝申し上げます。

アート・ゲームによる鑑賞活動の実践

辻 泰 秀

1. はじめに

平成18年3月と平成19年3月に、みのかも文化の森・美濃加茂市民ミュージアムの教育活動としてアート・ゲームの実践を行った。アート・ゲームでは、美術館にある作品カードなどを使って、トランプやカルタに似た遊びをしたり、大きめの図版を使ったジグソーパズルをしたりする。ゲームをしながら美術作品に親しむことができるように工夫している。アメリカの美術館や学校で使用されている鑑賞教材を参考にして、近隣の美術館の作品カード等をもとにして作成した。ここでは、みのかも文化の森での平成18年の実践を中心に、アート・ゲームの方法と内容に関して報告する。

2. 美術鑑賞の導入と「なりきりゲーム」

「アート・ゲームで楽しもう」というタイトルのプリントを作成し、みのかも文化の森を活用している小学校・学級で配布したところ、平成18年3月18日（土）に小学校1～6年生の子どもたちが37名（定員30名）参加した。定員を超えたのは、美濃加茂市内でアート・ゲームを実践している学校がほとんどなかったからかもしれない。

まず、参加者の子どもたちを集めて趣旨説明をする。普段美術館に行き美術鑑賞をする機会は少ない。ゲームを通して作品に親しむことで美術館が身近になればよい、といった内容を伝えた。そしてスタッフの紹介をした。

平成18年は筆者がコーディネーターになり、古田啓一（当時岐阜県美術館教育普及担当、現大垣市立綾里小学校教頭）、みのかも文化の森の職員（西尾円・菊地由花・三品幸寛）、岐阜大学美術教育講座の学生（武田峻・東晴香・水谷理絵）が担当することになった。1グループ6名程に分かれた子どもたちを、文化の森の職員と岐阜大学の学生の6名がそれぞれ受け持つ。

カードを使ったゲームに入る前に古田が子どもたちを近くに集めて、パネル状の作品図版の梱包

をはずしながら「1枚は岐阜県美術館から1枚はフランスからもってきました」と笑顔で語り、「世界で有名な方から見てもらいます」と言って大きな作品図版（「モナ＝リザ」）を取り出した。

子どもたちは「あー」と声を出してうなずき、「知ってる」「テレビに出てる」と応えた。図工の授業で見たというよりも、レオナルド・ダ・ヴィンチの「モナ＝リザ」にちなんだ映画が話題になっていた、テレビのCM等で見たことのある子どもが多かったであろう。

古田は「今作品を見せたけれども、これから30秒くらい見て、もっといろいろなことを見つけて下さい」とか、「近寄ってもよいからよく見て下さい」と述べながら、子どもたちに作品図版を提示した。

時間を取ってじっくりと見た後に作品パネルを伏せて、「じゃあクイズを出しますよ。絵だけど人間がいたね。今絵の中にいた人と同じ格好をして下さい。」と述べ、「いくよ、せーので、はい!」という掛け声とともに、子どもたちにポーズを取るよう働きかけた。子どもたちは、一瞬照れながらも、顔の表情をつくろうとしたり、手の動作を再現しようとする。

子どもたちのうち「自信がある」と挙手した3人の子どもが、順に前に出てきて表情や動作を「モナ＝リザ」に似せようと試みる。それぞれ口元や目の特徴を出そうとしたり、手の位置に気をつけたりした。

古田は「手を組んでたよね」「それじゃあ、みんなで手をやってみましょう」と語りかけるとともに、右手と左手のどちらが上になっていたかを問いかける。そして、「モナ＝リザ」の作品を見せて、確認することを促した。

子どもから「にらんでいるような目をしている」という指摘があったが、「微笑み」といったテーマがあることを伝える。はじめによく作品を見たはずだけでも目や口の表情、手の重なり方など、

いろいろと興味深いところがあること、よく見ると不思議な背景も描かれていることなども、画面を指さして説明した。

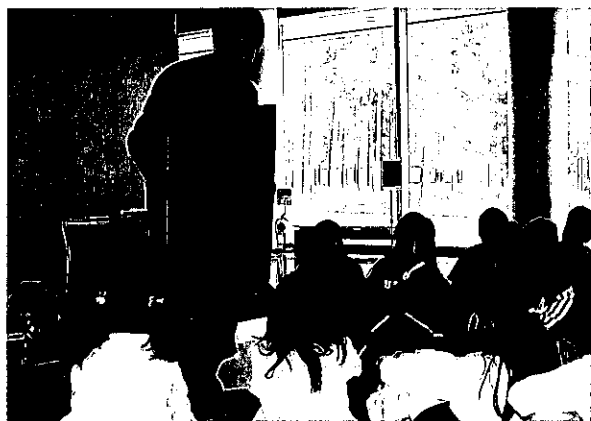


図1. 「モナ＝リザ」の作品図版を見る。



図2. 「モナ＝リザ」の表情や動作を思い出してまねる。

次にもう一つの作品パネルを取り出し、「これはみんなもよく知っている昔のお話をかいた絵です」と述べると、絵の中に亀や玉手箱を見つけて「浦島太郎」と言う子どもが何人か出てきた。古田は「亀がいて、お城みたいな建物があって、そして、人が描かれているね」と指をさしながら示した。「この絵の描かれた時代には、竜宮城は海の中になかったのです。この絵が描かれた後で、竜宮城が海の中にあるよというお話になる」と述べた。

この2枚のパネル状の作品図版を全員で鑑賞する活動で、子どもたちは作品をよく見ることの大切さを理解したと考えられる。「モナ＝リザ」を見たはずであるにもかかわらず、いざ絵を伏せてしまうと、表情や手の動作がどのようなものであったのかがあいまいになってしまう。見ているようで実際には見過ごしていることが多い。漠然と見るだけ

でなく「なりきる・まねる」ことで、分析をしながらかじりと見る必要性を学んだ。

また、同じ絵を見ても、見方や感じ方には個人差があり、子どもたちの意見やつぶやきは異なる。みんなで交流している中でいろいろな見方が出てきて、より多様な鑑賞が可能になるはずである。

さらに、作品の表現内容を解釈することを子どもたちは知った。普通の海の風景が描かれているようで、そこには浦島太郎に関する物語の世界が展開されている。絵を鑑賞することは、表現されている主題やストーリーを解釈する活動を伴っている。

カード・ゲームに移るに際して、だいたい5人ずつのグループをつくることを伝える。自然の成り行きで、同じ学校から来て顔なじみであるとか、同じ性別や年代の子が集まるといった具合であった。スタッフの6人がそれぞれのグループに入って進行役になる。カードといえどもカラー印刷で50枚ほどあるので、子どもたちにカードの束を渡すと、さっそく床に広げてどんな作品があるのかに興味深そうな表情で見つめていた。既にトランプやカルタをする気分になっているのであろう。

方向が違っていたり遠くから細部の表現がわからないときには、手に取って見つめ直したりする。子どもたちは美術作品を見ることは、本来好きであるが、美術館の見学や画集等を通して作品を鑑賞する機会に恵まれているとはいえない。絵葉書の大きさのカードを使用することによって、作品鑑賞の場を提供することができる。

3. 自己紹介と「おすすめの逸品(一品)」

学校の授業でアート・ゲームを行う際には、おなじみの友達でグループを組むことになるが、美術館や公民館で行うときには、初対面であったり異なる学校・学年の人と一緒に活動することが多い。ゲームをしながら作品の感想をいったり批評したりするには、気軽に意見を出し合える受容的な雰囲気望ましい。そこで、カードを囲んで円形になったグループで順に自己紹介をすることにしていく。

そのときに、カードを見て、第一印象で好きで

ある・気に掛かる・おすすめであるという作品のカードを手にとって、同じグループの人に伝える試みをする。カードをもとにして、その作品を言葉で紹介する経験になる。子どもたちだけでは要領を得ないときがあるので、グループに一人学生スタッフ等が入って、自己紹介や作品の説明の手順・方法を示すとスムーズに交流が始まる。

「目の前に、たくさんのカードがありますね。すごい数ですね。岐阜県の美術館とこのみのかも文化の森の作品をカードにしたものです。わかっていると思うけれども、本当の作品はこの大きさではありません。大きいのも小さいのもあるんだけど同じ大きさのカードになっています。本当はすごいのかいもあります。」と古田が言う。そして、「じゃあはじめに、今そのカードの中から一番気に入ったというお気に入りを選んで下さい。」と伝え、子どもたちはカードを見渡して手に取った。

「これがいい」というつぶやきが聞こえるが、その尺度は様々である。何が描いてあるのかわかりやすい、花や風景などが描かれていて部屋に飾っておくと気持ちがよい、色が美しいといった観点で「好きな作品」が選択されたようである。

「決まった人は作品を手にもって見せて下さい。」

「どうしてその作品を選んだのか、そのわけを教えてください。」と全体に投げかける。ここで各グループに入っているスタッフが子どもたちにカードの説明をし、発表する順番を決めることによってスムーズに進む。

「わたしは～小学校から来ました～です。この作品を選びました」といった具合に、グループの人にわかるようにカードを示して、絵の説明をしながら選んだ理由を述べる。大きな声で次々とお話する子がいれば、スタッフが「どんな絵ですか」「どこが好きですか」と話しかけることによって、恥ずかしそうに話を始める子どもがいる。

絵を見せて指をさして何が描かれているかを説明し、しかも友達にその絵の魅力を伝える活動では、作品を見てモチーフ、主題、構図、色彩などを解釈したり分析する。そして、他人にもわかるように言葉にして発表する必要がある。記述・分析・

解釈・発表するようなトータルな力が働いているといえる。

子どもたちがリラックスしてくると、話を聞いて同意をしたり、質問を投げかけたりして交流する場面も出てくる。お互いの意見を聞いたり同感する受容的な雰囲気求められる。言葉による説明だけではよくわからないときには、作品カードをよく見て確認する場面も出てくる。後の時間がそれほど急いでいない場合には、ゆったりと作品について見たり語り合ったり機会をもつとよい。

子どもたちは「おすすめの作品」をいくつか見つけ出すことが多いので、1回まわったら2～3巡するようにする。50枚以上の多くの作品カードがあっても、少しずつどんな作品が並んでいるのかを理解する。話が進展していくうちに、友達の発表を聞いてうなずいたり拍手をする光景が見られるようになる。

グループによって一人ずつカードを示していく場合と、一斉にカードを見せ合いながら鑑賞する場面が出てきた。古田は「自分の選んだのと同じような作品を選んだ人と、全然違うのを選んだ人が出てきて、いろいろ好きな作品が違うんだなということがわかりました。」と言ってまとめた。

4. 「似たものみつけ・仲間さがし」

マッチング・ゲームに属するもので、共通点のある2枚の作品カードを選んで、同じグループの友達に共通する内容を伝える。その内容について友達が納得して手をたたくなりうなずけば、2枚のカードを手元に得ることができる。

一口に似ている（共通している）といっても、色彩・作者・作風・モチーフ・構図・筆づかい・材料などの観点がある。子どもたちはゲームをしながら、作品を比較したり多様な見方ができるはずである。

まず、「仲間さがし」という題のゲームをすることを伝える。これは、目の前のカードの中から2枚ここが似ている仲間だよというカードを選び、そして、ここが似ているということを紹介するゲームである。その説明を聞いて「これとこれが一緒」と言ってカードを手にする子どもが出てくるが、

各グループのスタッフが例示するとわかりやすい。

しばらく時間をおいて似た作品を選ぶことができたタイミングで、どこが似ているのか、同じ仲間の作品であるかを発表することにする。発表する人は2枚のカードを並べてグループの人が見えるようにする。そして、どんな点が似ているのかをわかりやすく説明する。その説明をグループの人が聞いていて納得すれば手をたたく。グループの人の同意を確認して手元に2枚のカードを得ることができる。

手元に得た枚数が多いほどよいという設定であるが、実際にはどのような共通点を見つけだすことができたのかという質的な面が求められる。一見して似ている作品もあれば、説明を聞いて納得できる作品もある。一見して似ているとだれでもわかる二つの作品をみんなで鑑賞する意味はある。けれども、その人なりの見方で共通点を発見し、説明によってみんなも共通していると納得するという場合の方がより価値が出てくる。

子どもの説明は言葉足らずのこともあるので、スタッフが補足説明をして復唱をしたり指で似ている部分を指し示すなどすると分かりやすい。子どもは次々と作品の共通点を見つけて発表するので、それぞれの発見のすばらしさを評価したり、他の子どもたちにもわかりやすく伝えるので、スタッフにも習熟が求められる。

作品を分析して共通点（似ているところ）をさがすとともに、見つけた内容をグループの友達に伝えることが行われる。

子どもたちの直感は優れており、最初からルドンの作品を2枚選ぶ子どもがいる。モチーフや色彩が異なっても同じ作家が描くと絵のもつ雰囲気似ている。そのいくつかの共通部分を指摘し、後から同じ作家の作品だと気付く。また、白髪一雄の足で描いた赤色の作品と、李禹煥の筆で真っすぐに描いた作品とは、色彩や材質感が異なる。ところが、指をぐるぐるまわしたり真っすぐに降ろしたりして筆づかいを示しながら、それぞれの作品に込められた身体の動きや抽象表現に言及しようとしていた子もいた。

さがすことに熱中していると、友達の説明を聞

く余裕がなくなってしまうことがあるので、スタッフが間の取り方を工夫するとよい。美術館や画集では、作品の陳列や頁の順に見ていくことが多く、見比べて分析することがしにくい場合がある。カードになっていると、2枚を並べて見比べる、共通する部分をさがすという鑑賞方法が容易にできる。



図3. 白髪一雄とサム＝フランシスの作品の共通点を比較して説明をする。

全てのカードを表に向けて似たものを見つけるゲームは、高学年の子どもやリピーターには、すぐにできてしまいゲーム性が少なくなることがある。

そこで平成19年にはトランプの「七並べ」ように関連するカードを次々に並べていく方法でやってみた。

「似たものみつけ・仲間さがし」の場合には、自分だけでカードを選択する。「七並べ」の場合には、常にグループ内の人が並べたカードと自分の持っているカードとを見比べて共通する部分を見つけだすが必要である。

「七並べ」によって並べられたカード全体を見渡しながらゲームをするので、作品相互の関連性や全体のつながりを意識する。

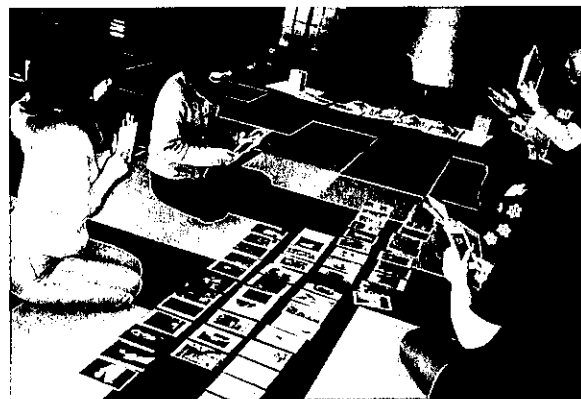


図4. 似たところを見つけて「七並べ」をする。

5. 「カルタ、スリーヒント・ゲーム」

作品に関する言葉(ヒント)をもとにしてどの作品を示しているのかを当てる。三重県立美術館の「アート・カードみえ」の場合には、アート・ボランティアによって作成された読み札があり、カルタの要領でふさわしいカードを取り合う。筆者の研究室にあるカードにはまだ読み札に相当するものがないので、読み札、すなわち作品の印象や内容を端的に示す言葉を考えることから始なければならない。あらかじめ紙と鉛筆を用意して、子どもたちが読み札を考える時間を設けるのも一つの方法である。

最近では、カードを取りながら、同時に読み札に相当する言葉を考えていく「スリーヒント・ゲーム」をしている。作品の特徴を三つ述べれば、ほとんどの場合、作品が特定できる。60枚以上のカードがあっても「男の人が描いてあります」「赤い絵です」とか、「土でつくってあります」「植物の模様です」といった二つのヒントだけでも、かなり作品が限定される。そして、三つ目のヒントでほとんど迷わずカードを選択することができる。

まれにスリーヒントであっても複数の作品があればはまる時があるが、三つの条件が充たされていることが確認できれば、両方とも正解にする。ヒントの言葉ではなく、ヒントを出す人がどの作品を見ているのかという視線で作品がわかってしまうことがあるので、じっと作品を見つめないことが留意点である。手元にある作品だけでなく前後左右のカードを選択するとよい。

作品の特徴を言葉にしていく中で、モチーフ・色彩・構図・筆づかい・素材・具象か抽象かといった観点で作品を共通理解していく。

「今度はカルタみたいなゲームをしますよ。カードを広げてぐるーと輪になって下さい。全部のカードが見えるように丸くなって下さい。どこからでも取れますね。」「選んでほしいカードのヒントを言いますから」と伝える。そして「三つヒントを出します。一つ目二つ目のヒントの時は手を出さない。目で追うだけ。三つ目のヒントのときにわかったら頭や手をぶつけないようにしてさっと取る。」と言う。

「じゃあ言いますよ。このカードを選んでほしいんです。」

「青色が入っています。」

「まださわったらだめだよ。さわったらお手付きです。」

「二つ目のヒント、しましまかな?」

「三つ目のヒント、これを聞いたら選んでもいいよ。たまごかな?」

青色、しましまの模様、卵のような形といった内容にある作品はどれか、という観点で子どもはカードを手にする。三つ目のヒントを聞き終わる瞬間に各グループとも一斉に子どもの動作が見られ、カード(金子潤の作品)をパシッとたたく音がする。全く同時になった状態ならば、ジャンケンをしてカードをもらう人を決める。このゲームではスピードを競うことにもなるので、子どもたちの反応や表情も豊かになってくる。

「青色入っていますか? しましま? この二つだけだと迷ったね。最後、たまごかなで丸いのを取りました」

「正解です。じゃあ、みんなで拍手をしてあげて下さい。」

「お尻や足の下に隠している人いませんか。じゃあ2問目をいきます。」

「青色があります。」「黄色い色があります。」

「これで二つです。最後のヒントを言います。」

「いくよ! いくよ! 花が描いてあります。」

三つ目のヒントを聞くと、さっと体を動かして取る子どもがいた。実はこの三つのヒントを充たす作品は1枚ではなく複数あるため、子どもたちは顔を見合わせて、それぞれの作品を見比べていた。そして、「青いのありますか、黄色いのありますか、花が描いてありますか」といった問いかけにしたがって確かめた。

スリーヒントによる方法を理解したところで、各グループのスタッフが出題し、慣れたら子どもが出題者になる。スタッフといえどもカードの作品を熟知しているわけではないし、特定のカードを見ていると、視線でわかってしまうので頑張っていた。カルタのように言葉を聞いて瞬時にカードを取る緊張感や楽しさがある。



図5. ヒントを出してカルタの方法で作品を取り合う。

スリーヒントで作品を指摘する過程で、子どもたちからロールプレイに似た活動が出てきた。作品の特徴を言葉で示すかわりに、動作で伝えようとする。人物画や人体彫刻の場合には、言葉で説明するよりも、身振りや表情の方が端的に作品の特徴を伝えることができる。作品になりきってポーズを取ることで、作品を違った観点から鑑賞することになるし、楽しさも加味される。

6. 「紙芝居、お話しづくり」

作品カードの中から3枚のカードを選び紙芝居のようにお話しをつくる。慣れるにしたがってカードの枚数を多くしたり、ストーリーに工夫を加えることができる。

作品カードの選び方は、最初にお話しをつくることを伝えて、後で各自の話の内容にそったカードを選択する方法がある。ただし、子どもの発想力を引き出すには、偶然に選んだカードを使う方がよい。平成18年は「気に入ったカード、好きでないカード、おうちの人が好きそうなカード」という設定で3枚を選び、平成19年は好きなカードを自由に3枚選んで後からストーリーを考える方法にした。

カードの順序はお話しをつくりやすい順序でよい。お話しをつくりながら別のカードと1枚程度は交換してもよいことにしている。

ストーリーを創作し、友達にわかりやすく伝えるには、ある程度の文章力や発表力が必要である。学年に応じて、お話しの長さや内容を変えるなどして対応している。

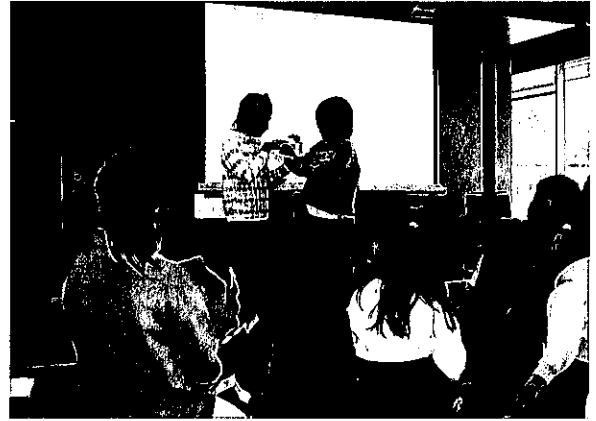


図6. カードを示してお話しを発表する。

7. 言葉をもとにした絵

スリーヒントによるゲームに見られるように、言葉から作品のイメージが形成される。そこで、全員に作品についての説明を言葉で行い、その説明から作品を思い浮かべて描き、後で実際の作品と照らし合わせて、似ているところや違っているところを比べて楽しむ。

平成18年に「せんとあかいろのかたち」（元永定正）の作品カードで実践をしている。この作品は、赤色を使った抽象的な表現になっていて、具体的に何が描かれているのかを一言で説明することが難しい。「画面の半分上にソーセージのような形が横長に大きく描かれています。」「その右上にプロペラのような形があります。そして……」「下には縦に三つの足のようものが並んでいます」といった具合に順番に説明をしながら絵を描く。そして、一通り描いた状態で、実際の作品と見比べる。言葉によるヒントをもとにして絵を再現するおもしろさを経験することになる。

8. 「ジクソーパズル」

このゲームは、作品のカードを用いるのではなく、大きめの作品図版を20ピースくらいに分割したジクソーパズルを使用する。岐阜県美術館のポスター等をのりパネ（スチロール板）に貼り付けて、カッターナイフでカットしたものを組み合わせて作品図版を再現する。

普段作品を提示しても十分な鑑賞をしない。ところが、パズルの各部分を組み合わせる過程では、構図・色彩・絵のつながりなどを確かめなければ



図7. つながりを考えてパズルを組み合わせる。

ならない。子どもたちは、ピースを組み合わせてパズルを完成させるまでの試行錯誤を楽しむ。

9. 子どもたちの感想から

子どもたちに簡単な感想を書いてもらった。ゲームのうち多くの子どもがカルタのことを書いている。ヒントをもとにして競ってカードを取るゲーム性に興味をもったものと思われる。「お兄さんがヒントをいってその絵を当てるゲームが一番楽しかったです。」「特におもしろかったのは、カードの特徴を三つ言って、そのカードを当てるカルタのようなことをして遊ぶことです。自分で言ってだれかに当ててもらうのがおもしろかったし、自分が見つけるのもおもしろかった。」と述べている。ただし、「カルタで7枚取れたから楽しかった」「カルタ取りで、そんなに取れなかったので残念でした」といったように、獲得したカードの枚数に着目して自己評価が行われている。ゲームであるからには、数やスピードを競うのは当然であるが、絵を見るという鑑賞の本質からすると、時間をかけて見ることも並行して行うようにしたい。たとえば、カードを取って次々とゲームを進めて行くのではなく、それぞれのカードの作品をグループ全員で見直してみたり、スタッフが作品についての補足説明を加えるといった方法がある。

10. まとめ

持ち運びができて手軽に広げて見られるというカードの利便性はあるものの、その限界もある。音楽を聞くのにCDと生演奏では異なるように、カー

ドと実際の作品との違いもかなりある。たとえば、美術館で壁面いっぱいの絵画作品を見ると、そのスケールの大きさや迫力に圧倒されることがある。

また、ドロドロ・ネチネチ・ツルツルといったテクスチャに引き付けられることがある。そのような実際の作品ならではの魅力が印刷されたカードになることによって消えてしまう。色の鮮やかさや筆づかいも十分に伝えることができない。立体彫刻の場合には、作品のもつ空間性・重量感・質感といったものの理解が難しい。

したがって、アート・ゲームそのもので完結するというよりは、美術館を活用し、生涯にわたって美術に親しんでいくためのきっかけとして位置付けていきたい。たとえば、遠いので美術館での見学ができない、鑑賞のための適切な教材がないといった理由で、美術作品を見る機会がなくなることも少なくない。そのような状況にはアート・ゲームは効果的である。

できれば、アート・ゲームをしたことをもとにして実際の作品を見てみることにするとか、さらに深い鑑賞に展開していくとかいった学習が行われれば幸いである。平成19年3月には、大矢峻嶺展の会期中であったので²⁾、大矢峻嶺の作品カードを入れてゲームをした。そして、ゲームの後でギャラリーで実際の作品を見る機会を設けた。その際には、菊地学芸員のわかりやすい解説もありよかった。

美術館を見学する子どもたちは、事前学習をしているか、全くしていないかによって動き方が異なる。ただ見学することだけを目的としている場合には、子どもたちは作品の前で立ち止まることがほとんどなく通り過ぎてしまう。カードやスライド等で以前に見たとか、その作品の内容について交流する機会をもったという条件であれば、子どもたちは実際の作品の前に立ち止まり、大きさ・色・構図・表現内容等について関心をもって見ることが多い。

絵を描いたりものをつくったりする表現活動が定着しているのに対して、鑑賞活動はそれほど普及しているとはいえない。先生方や父兄の世代が学校や美術館で鑑賞をした機会が少なく、どのよ

うに指導したらよいのかわからない。そのため子どもたちの活動としても積極的に取り上げるに至らないという状況があるようである。

けれども、アート・ゲームをしている時の子どもの表情や美術館での作品鑑賞に立ち会った経験からすると、いろいろな観点から作品を見て自分なりの発見をすることに興味をもったり、鑑賞を通して友達と交流することに意味を感じている。さらに、子どもの感性は鋭敏で大人が気付かないようなことを見つけたり、一見難解な美術作品にもしなやかに対応する姿勢がある。鑑賞やアート・ゲームをめぐる、大人や教師が教えるという教育観から子どもたちの学びを培う教育観への転換が求められているように考える。

(つじ やすひで 岐阜大学教育学部助教授)

注

- 1) 数年前から年2～3回の頻度で、大学研究室とみのかも文化の森のスタッフが連携してワークショップを行っている。教員をめざしている学生が子どもたちと共に体験学習をする機会になっている。教材開発の意味から、みのかも文化の森で行われていなかった実践プログラムを提示するように心掛けている。昨年度の実践については、辻 泰秀『『みのかも文化の森』における子どもワークショップー平成17年度における実践事例ー』（美濃加茂市民ミュージアム紀要 第5集 2006）を参照。
- 2) みのかも文化の森・美濃加茂市民ミュージアム「大矢峻嶺展ー花をみる鳥を描くー」2007(平成19)年2月3日～3月18日

謝 辞

アート・ゲームの実践に際して、みのかも文化の森・美濃加茂市民ミュージアムの可児光生館長をはじめスタッフの皆さんにお世話になりました。特に西尾円・菊地由花・三品幸寛さんには、準備から後片付けにいたるまで精力的に支援していただきました。岐阜大学教育学部美術教育講座の学生の武田峻・東晴香・水谷恵理・鵜飼絵美・大井彩子さんも教育ボランティアとして子どもたちに働きかけて下さいました。記して厚謝申し上げます。

月十七日に描いた席上揮毫の色紙には「貫印」という本名を冠した印を使用している(図23)。峻嶺が晩年まで所持していた印の中には「大矢貫一之印」「貫一」の印が存在することからも、本名による印も数種類若い頃のみならず使用していたようである。

また、「竹内栖鳳」「鶏図」「四季花鳥図」「鯉」は同じ印を使用している。栖鳳の顔貌や落款から推察するといずれも四十代後半以降に描かれたものと思われる。

おわりに

峻嶺の作品の年代推定は、落款の書き方と様式からある程度は推定が可能である。若い時分には墨の量も多く、太い字でくずしも少ない。峻嶺の字の書き方の変化は特に「嶺」の字の形に特徴があるため、その比較により二十代から三十代、四十代、五十代以降の作と推定できる。ただし、印は十年、二十年を超える期間で使用が認められるものもあり、特定の印についてはかなり長い期間にわたって使用され続けていたと思われるため、印から制作年代を推定することは難しいのかもしれない。

加えて、落款も個人の手によるものであり、書き方の比較のみで明確な年号の線引きができるものではない。特に、くずし方からの判断は非常に曖昧であり、その中に差異や前期から後期への過渡期があることも事実である。その過渡期が恐らく四十代に当たらないかと考えている。四十代、峻嶺は京都を拠点に様々な展覧会への出品に励み、梨本宮家献上画や目黒雅叙園など名誉ある揮毫を命じられ、精神的にも画家として充実した日々を過ごした時代に相違ない。その一方で峻嶺を一人前の画家に育て上げた師・竹内栖鳳が病に伏し、永眠したのも峻嶺が四十九才の時であった。五十代以降、峻嶺の名を大規模な公募展の目録などに見つけることはできない。個展や京都の画家仲間たちとの展覧会を開催したり、しばしば岐阜に戻り寺院や個人

宅への揮毫などに積極的に取り組んでいたようである。

今後、ひとつひとつの作品の年代推定を詳細に行うためには、更に多くの作品の情報を集めることが必要であろう。また、今回絵葉書や写真で触れるにとどまった若い頃の作品や帝展出品作等の大作が発見されることを願うばかりである。

最後になりましたが、展覧会へのご出品やそれに伴う調査の中で多大なご協力を賜りました大矢千鶴子氏、大矢富美雄氏、大前匡昭氏、大西基子氏をはじめとする関係者の皆様に深く感謝の意を表します。

(美濃加茂市民ミュージアム きくち ゆか)

図29 山崎徳三宛書簡(昭和五年十一月二十一日付) 美濃加茂市民ミュージアム蔵

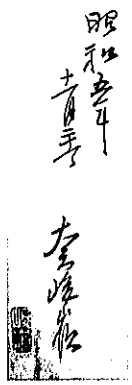


図30 席上揮毫色紙「百合」 美濃加茂市民ミュージアム蔵

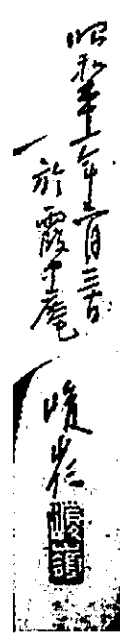


図31 「昼嶺」 美濃加茂市民ミュージアム蔵



●新出の印

『日本書画落款印譜集成』未収録の印としては、下記の十二種を確認できた。「貫」の二種は、今回の出品作「美人画」と「祖父の像」の円印である。「貫印」は、当館所蔵の席上揮毫色紙「桔梗」に用いられていた印である。「峻嶺」は、今回出品しなかった当館蔵の「富士」に捺されていた。また、「峻嶺」の名が記された印八種は、館蔵品の「長春鶏図」と個人蔵の「すすきに月」の印、館蔵品の「雀図」と「豊年」の印、個人蔵の「鮎」の印、館蔵品の「竹内栖鳳」「四季花鳥図」と美濃加茂市蔵の「鯉」と元日彰幼稚園蔵の「鶏図」の印、「飛鯉」の印、個人蔵の「菊に雀」「松竹梅図」の印、調査の中で確認した個人蔵の「雀図」の印、「木曾川風景」の印である。

今回の調査で確認した「峻嶺」という落款が記された作品のほとんどが「峻嶺」の文字が刻まれた印が捺されているにも拘らず、昭和二十一年八



「雀図」



「飛鯉」



「鮎」



「長春鶏図」
「すすきに月」



「桔梗」



「美人画」



「木曾川風景」



「菊に雀」
「松竹梅図」



「竹内栖鳳」
「鯉」
「鶏図」
「四季花鳥図」



「雀図」
「豊年」

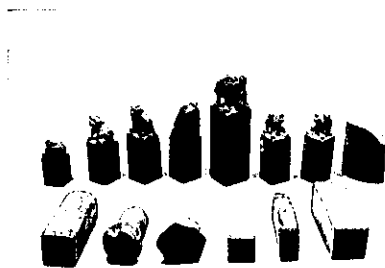


「富士」



「祖父の像」

図28 大矢峻嶺の印 個人蔵



●使用年代の推定

ある程度、具体的な使用年代がわかるものをいくつか挙げておく。

一点目は、『日本書画落款印譜集成』に掲載されている印のひとつである。

山崎宛書簡に含まれていた昭和五年十一月二十一日付の証書(図29)と昭和二十一年二月三十日と記された席上揮毫色紙「百合」(図30)、当館の所蔵品である「昼顔」(図31)は同一の印である。

やはり、山崎宛書簡にみる昭和五年の落款の書き方は、先に触れた「蓮図」以降、つまり大正時代の末から昭和初期にかけての落款とくずし方が似ている。その後に三点で「頁」を表す書き方へと変化したことがこの比較からも窺い知れる。この印は昭和五年から昭和二十一年の間、少なくとも十五年間使用していたこととなる。

二点目には、昭和十二年の「木曾川風景」の印である(図20)。これは、峻嶺のアルバムに収められている昭和二十二年に描かれた年賀状や、当館所蔵の席上揮毫の色紙数点に捺された印と同じである。となると、この印は少なくとも昭和十二年から二十二年の十年間用いられていたことになる。こう

して見ると、峻嶺は、ひとつの印を十年以上にわたって長く使い続けたようである。

先の落款からの年代推定と重ね合わせると、複数の作品で同一の印が用いられているにも拘らず、落款の形が大きく異なっている場合がある。例えば、一九三八年頃に描かれたと思われる「山岳図」(図17)の印は、今回の出品作の中では「寒牡丹」「かきつばた」(図18)「桜」「双鶴」「寒菊」、そして「亡父の像」(図15)にも使用されている。この落款の「嶺」の文字をみると「山岳図」(図17)と「寒牡丹」と「かきつばた」は四十代前後までのくずし字、「桜」「双鶴」「寒菊」は四十代後半以降のくずし字、そして「亡父の像」は楷書体で書かれている。つまり、この印は本論で紹介した「峻嶺」という落款のタイプの三種に通じていることとなる。「双鶴」が一九六〇年の作となっていることから考えると、やはりこの印も二十年以上使用していたことになる。

また、伊深小学校蔵の「雀図」の印は館蔵品の「松に鷹」、「木場風景」、清泰寺の襖絵に使用されている。「松に鷹」は筆を加えて緻密に描写を施しているその様式から、比較的若い頃の作と考えられる。恐らく四十代後半頃の作ではないだろうか。また、この作品と今回の出品作である元日彰幼稚園蔵の「鶏図」の落款の書き方が酷似していることから、「松に鷹」と「鶏図」は同時期に制作された可能性が高い。四十代後半の作とすれば、「雀図」が一九五五年頃、清泰寺の襖絵が一九五八年のものであることから考えて、この印も二十年近い期間、使用されていた可能性が高い。

「鯉」(個人蔵)、「巢ごもり」(美濃加茂市民ミュージアム蔵)、「竹に雀」(美濃加茂市民ミュージアム蔵)の印も同一のものが使用されている。この印も『日本書画落款印譜集成』に収録されている。落款の形も類似していることから、これら三作品の制作時期は近いものであり、四十代までの時期に描かれた作品であると思われる。

のものと推定できよう。五十代以降の作品はおおむねこの形の落款である。

また、峻嶺が岐阜県笠松町の山崎徳三に宛てた書簡（全六十九通、美濃加茂市民ミュージアム蔵）を見ると、昭和十五年二月十三日以降の書簡には、この「嶺」の形が記されている（図27）。六十九通のうち消印が確認できる五十九通は、昭和四年七月二日から昭和十六年九月二十五日の間に書かれているのだが、昭和十五年二月三日以前の手紙では「蓮図」で挙げた落款や楷書体に近い落款に似た署名がなされている。しかしながら、昭和十五年七月二十九日の書簡には「夏の片山津」（図11）に似た字体の署名がなされていることから、「嶺」の書き方のみで制作年の区切りをつけることは不可能であるが、少なくとも嶺の「頁」部分を三つの点で記す書き方はおおむね昭和十五年から始まっているようである。

伊深を中心とする美濃加茂市内に遺された作品の落款は、ほとんどがこの形式になっている。岐阜県内、例えば美濃、関、郡上などに遺された峻嶺の作品もこのかたちである。このことは峻嶺が戦後、特に栖鳳亡き後は頻繁に岐阜に戻り、様々な場所で絵を描き人々に与えていたことの証とも言えるのかもしれない。

図22: 展覧会出品作絵葉書「牧場の朝」



図23: 席上揮毫色紙「桔梗」 美濃加茂市民ミュージアム蔵

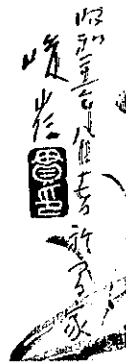


図24: 「松に鶴」 美濃加茂市民ミュージアム蔵



図25: 「松図」 清泰寺蔵

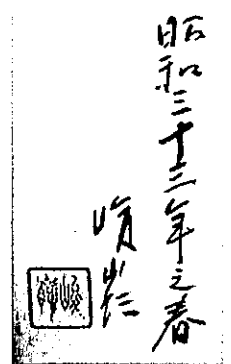


図26: 「双鶴」 個人蔵

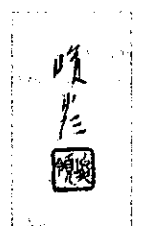
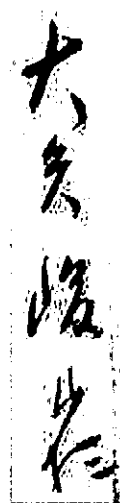


図27: 山崎徳三宛書簡 封筒(昭和十五年二月十三日付) 美濃加茂市民ミュージアム蔵



III 印章について

峻嶺が使用していた印章が現在も多く遺されている（図28）。残念ながらそれらの中に今回の出品作や調査の中で把握した作品と同じものはなかったが、いずれも朱肉の色が染み付いており、何かに使用したことは明らかである。遺された印には刻印した者の名が記されたものはいくつかあり、中には峻嶺の師である竹内栖鳳の印も彫っていた魯山人の名が刻まれたものもある。それらに刻まれた文字は、「貫一」「貫印」「峻嶺」「陵嶺」「大矢貫一之印」などである。

落款同様に印譜についても、すでに『日本書画落款印譜集成』に二十一種集められ、掲載されている。刻まれた文字としては「峻嶺」「峻嶺」「大矢之印」「峻」「嶺」の五種である。それに加えて今回の調査で新たに確認できた「貫」や「貫印」など、新たに加えられるものを紹介するとともに、先の落款に関する推定と合わせてそれぞれの印の使用年代を見てみたい。

款のものよりも長い。その後、筆を右上へ移動させて点を打っている。そして「嶺」のつくりの「頁」の部分は下に一本、線を下ろしたかたちになっている。この落款のかたちは、「山岳図」(図17)「かきつばた」(図18)「すすきに月」(図19)などに似ている。

更に「嶺」の三画目から、そのまま続けて「令」に筆をおろす書き方や「令」の部分を書くときに左斜めに払った後、右斜めに点を打たずに続けて下におろす書き方などもある。

中山道太田宿から見た木曾川を描いた「木曾川風景」(図20)が昭和十二年五月と記されているが、この落款も「頁」の部分がつながっている落款の差異の中に入るものである。強いて言えば「巢ごもり」(図21)に近い。

また、京都市立嵯峨小学校蔵の「山岳図」(図17)は金剛山をモチーフとしているが、峻嶺は第三回京都市展に「金剛山の寺」を出品している。その後ろに聳える山の描写と「山岳図」は似ており、両者の制作時期が離れたものとは考え難いため、「山岳図」も一九三八年頃、つまり四十代中期の作としてよいであろう。

以上のことから、このタイプの落款がある作品は四十代前半頃までに制作されたものが多いと考えてよいであろう。

図16. 展覧会出品作絵葉書「新京公園」



図18. 「かきつばた」 美濃加茂市民ミュージアム蔵



図17. 「山岳図」 京都市立嵯峨小学校蔵



図19. 「すすきに月」 個人蔵



図20. 「木曾川風景」 個人蔵



図21. 「巢ごもり」 美濃加茂市民ミュージアム蔵



●くずし字 一九四〇年代以降

一九四一年(昭和十六年)の第六回新文展に入選した「牧場の朝」(図22)の落款は、「令」と「頁」の部分が左右に離れており、これまでの落款のバランスとは明らかに異なっている。この文字のバランスは、今回の出品作の中でも最も多かったタイプの落款、「頁」の部分をつづつて記したものに通じている。

「頁」の部分が三つの点で書かれている落款については、年代が判明しているものが多数ある。席上揮毫で描いた色紙には「昭和二十一年八月十七日」という日付が入られている(図23)。また、美濃市の清泰寺の本堂を飾る松の襖絵には、伊深小学校の「雀図」や嵯峨小学校の「木場風景」と同じ印が用いられ、「昭和三十三年之春 峻嶺」(図25)と記されている。また、美濃加茂市民ミュージアム蔵の「松に鶴」もこのタイプの落款で「昭和三十一年之夏 峻嶺」と記述されている(図24)。「双鶴」(図26)は一九六〇年、峻嶺が所蔵者の結婚の祝いとして描いたものである。少なくとも五十代以降に描いた作に頻繁に用いられているのがこのタイプと言える。

また、一九四〇(昭和十五年)年一月に京都・大丸で開催された水郷潮来小品展覧会の図録(芸艸堂、一九四〇年)に掲載された「秋村」「栖鳳先生来遊碑」にも頁の部分をつづつて表す落款を見つけることができるため、この落款が付された作品は一九三九年(昭和十四年)以降、つまり四十代後半以降

●楷書体の落款

峻嶺は一九三三（昭和八）年、五月二十四日から二十六日まで開催された竹杖会大研究会で優作賞を受賞している。受賞作は「桜島風景」、この現物は未だ確認できないが、峻嶺の手元にはこのときの表彰状が遺されていた。恐らくこの作品と思われる写真図版が同年六月に発行された『美の國』98号に掲載されている。「竹杖会研究会」と題した頁の図版には「風景（優作賞）」

大矢峻嶺」と紹介されている。雑誌の発刊の時期から、優作賞受賞という実績からもこの研究会に相違なく、この図版が「桜島風景」であろう。実はこの図版と同じ作品を写したものが峻嶺のアルバムにも貼り込まれていた。

「桜島風景」の落款（図12）は、楷書ではつきりと書かれている。鮮明ではないが、一九三四年（昭和九年）の「朝の霧島」の落款にも大きくくずした様子は見られない。

また、峻嶺のアルバムの中に、美濃加茂市下米田町にある小山観音を描いた本面の写真がある。この作品の原型となったと思われるスケッチが大垣市教育委員会蔵の写生帖におさめられている。階段が二ヶ所ある小山観音の様子からすると、昭和九年から昭和十四年の間に描いたものと思われる。本画も恐らくその前後に描いたのではないかと推測できるが、この本面の落款（図13）も楷書に近い。内容からするとこの作品も大作であろう。

この他、また少し異なった筆跡で書かれているのが「木場風景」（図14）と「亡父の像」（図15）である。峻嶺の甥・大矢富美雄氏によれば峻嶺の父・継次郎は昭和十一年四月十三日に六十三才で永眠している。この作品は継次郎が着物で座した姿を描いた掛軸である。

「桜島風景」および「小山観音」の落款の書き方と「木場風景」および「亡父の像」の「嶺」の字のかたちは、『日本書画落款印譜集成』に掲載された落款にそれぞれ似ている。印も峻嶺のものに相違なく「木場風景」の印は、峻嶺が母校・伊深小学校に寄贈した「雀図」および館蔵品の「松に鷹」

と同一であり、「亡父の像」の印は「山岳図」（京都市立嵯峨小学校蔵）や一九六〇（昭和三十五）年の「双鶴」（個人蔵）と同じものがそれぞれ用いられている。「木場風景」は昭和初期の嵯峨駅の様子を描いたものであること、展覧会出品作に近い趣を有しているようなその様式からも、「桜島風景」や「小山観音」の時期と時間的な隔たりがあるとは考えにくい。

大垣市教育委員会蔵のスケッチブックには、ふとんに横たわる年老いた男性が描かれており、「昭和十一年四月十三日 父永眠 六十三才」と記されている。これも継次郎の死に顔を描いたものであろう。その相貌からしても、スケッチブックの継次郎の年齢と「亡父の像」の年齢との間に隔たりは感じられない。六十近い年齢に達した継次郎を描いたものとすれば、「亡父の像」は昭和十年前後もしくはそれ以降に描かれたものと特定できるだろう。



図12 峻嶺のアルバムより 写真「桜島風景」



図13 峻嶺のアルバムより 写真「小山観音」



図14 木場風景 京都市立嵯峨小学校蔵



図15 亡父の像 個人蔵

●くずし字 一九三〇年代まで

一九三四年（昭和九年）大礼記念美術館美術展覧会の第一部に出品した「新京公園」では、再び「嶺」の文字を大きくくずししている（図16）。山部を書いた後一度筆を上げて四画目を書き出しており、これは「蓮図」の落

落款(図7)は、「素描」の落款(図3、5)を更にくずしたようになっている。

これらの初期の落款の形に相通するものではあるが、今回の出品作には見られない形の落款が書き込まれた作品を調査の中で確認した。個人蔵の「春秋山水之画」という二幅対の掛軸である。この落款の「峻」の字は山部の書き方、四・五画目を小さく一筆で書く手法、そしてその下に左右に「ハ」の字を書くように配置された六・七画目や全体のバランスなどは、先に挙げた「素描」や同じく調査中に確認した「鶏図」の落款(図7)と共通している。また、『日本書画落款印譜集成』(柏美術出版株式会社、一九九二年)には「春秋山水之画」の落款に「峻」のつくりが似た落款も掲載されている。「春秋山水之画」の様式をみると、少しかすれた墨で樹木を描く手法に「天龍寺ノ朝」の小下図や「御嶽溪谷」の小下図との共通性がみられることからこの作品も比較的若い頃、一九二〇年代後半から一九三〇年代前半頃の作と推定できる。

図3、「素描1」海のみえる杜美術館蔵

大正十一年
大矢峻嶺



図6、展覧会出品作絵葉書「木曾路の夏」

図4、「素描2」海のみえる杜美術館蔵

大正十一年
大矢峻嶺



図7、「鶏図」個人蔵

図5、「素描3」海のみえる杜美術館蔵

大正十一年
大矢峻嶺



図8、「春秋山水之画(秋)」個人蔵

●「蓮図」の落款

「峻嶺」という落款の中でも「嶺」の字が一続きで書かれているもので最も若い年代のものと思われるのが、「蓮図」(図9)である。墨の量も多く、太く濃い書き込み方が特徴的で、先の章で挙げた大正時代の落款に近い。

この「蓮図」に似た落款が記されているのが、一九二〇年(大正九年)の第二回帝展入選作の「大悲閣」(図10)である。印章も「蓮図」と同様に大きな円印が用いられている。両者の落款は文字と印のバランスも類似しているため、「蓮図」と「大悲閣」は近い時期に手掛けられた作品であると思われる。恐らく「蓮図」も二十代後半のものと位置づけられよう。様式の面からみても、洋画の表現を採り入れたような近代的な描写は、大正時代の日本画壇の流れに沿ったものと言える。

また、翌年の第三回帝展入選作「夏の片山津」(図11)では、嶺のつくりの「頁」の部分がある程度の形をとどめながらくずした字体となっており、このくずし方は「素描」(図3、5)のものと似ている。それ以降の帝展出品作の落款を見ても一九二七年(昭和二年)の「室津港」、一九三〇年(昭和五年)の「天龍寺ノ朝」まで、恐らくはこれに似たかたちである。また、絵葉書によれば一九三二年(昭和七年)の「鵜飼場の晝」の落款も同様である。

図9、「蓮図」個人蔵



図10、展覧会出品作絵葉書「大悲閣」



図11、展覧会出品作絵葉書「夏の片山津」



大矢峻嶺 制作年代について —落款印章の調査から

菊地 由花

はじめに

平成一九年二月三日から三月十八日まで当館にて「花をみる 鳥を描く 大矢峻嶺展」を開催したが、それに伴う調査の中で非常に数多くの大矢峻嶺（本名・貫一、一八九二—一九六七年）の作品を目にする機会に恵まれた。

しかしながら、峻嶺の作品は年代の特定が困難なものがほとんどである。峻嶺の代表作として考えられる帝国美術院展覧会などの大規模な公募展への出品作が発見できない、基準となる作品に乏しいことがその主な理由であるが、今回多数の作品を確認できたことで、部分的に年代の推定ができてきた感がある。そこでまずは落款の分析から、具体的な作品について制作年代を推察してみたい。

年代推定の基準となる作品として、今回の出品作でも制作年が明確な作品がいくつかあった。更に、展覧会出品作の絵葉書や、峻嶺のアルバム（美濃加茂市民ミュージアム蔵）に貼り込まれた写真にも峻嶺の作品が写されているものがあつた。いずれも小さな写真であり、鮮明ではないものもあるが、具体的な年代が特定できる資料として落款分析の糸口とした。

I 「貫一」の落款

画家を志し京都へ赴いた貫一が「峻嶺」という雅号を授かるのは二十四才の時である。当然峻嶺という雅号は二十四才以降の作であるのだが、本名である「貫一」の落款が入った作品は今回出品したものの中では、「美人画」（図1）と「祖父の像」（図2）のみである。

「美人画」は、貫一が最初に弟子入りした美人画の名手で知られる三木翠

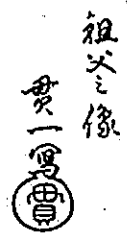
山（一八八五—一九五七年）の画を彷彿させる表現である。しかしながら、日本画の顔料の使い方やひとつひとつのモチーフの描写の確かさから、翠山に入門して間もない頃とは考えがたく、恐らく二十代前半の「峻嶺」という雅号を授かる直前の作ではないかと推察される。

一方、「祖父の像」（図2）であるが、これは大正四年七月四日に亡くなった峻嶺の祖父・彦助を描いたものである。描写の硬さや落款の文字から推察すると、比較的若い時期の作であることに変わりはないようだが、「美人画」のように雅号を授かる前と断定することはできない。峻嶺の甥にあたる大前匡昭氏によれば、峻嶺は親族の像を描く際には「貫一」の名を記す場合が多かったという。人物像の作例も数少なく、「祖父の像」の年代を推定することは、現段階の資料では困難である。

図1、「美人画」美濃加茂市民ミュージアム蔵



図2、「祖父の像」個人蔵



II 「峻嶺」の落款

●初期の落款

二十四歳以降の作に記された「峻嶺」という落款には、様々な書き方があつた。制作年が明確で最も若い頃の作例が、海のみえる杜美術館蔵の「素描」に入れられたものである。大正五年五月二十五日（図3）、大正五年五月二十九日（図4）、戊午（大正七年）一月十三日（図5）と記された三作品の落款は、いずれも「峻」の六・七画目がそれぞれ点で書かれている。

大正八年の第一回帝展入選作「木曾路の夏」（図6）の落款は、より楷書に近いと思われる形となっている。そして大正九年に描かれた板絵「鶏図」の

- (40) 美濃加茂市民ミュージアム所蔵資料。歴史資料H-174「太田船渡場契約書」は明治三四（一九〇二）年に太田町と古井村で交わされた渡場の管理契約である。

(41) 本紀要、一一頁下段。同書、一七頁上段。

(42) 註(33) 同書、三七頁。「中山道分間延絵図」を参照。

(43) 註(33) 同書、三六頁。「天明期太田村絵図」を参照。

(44) 犬山市教育委員会所蔵の「木曾川川並絵図」では「名古屋海道」、分間延絵図では「脇往還」とある。

(45) 米国議会図書館所蔵「伊能大図」第一一四号に「町市場村金屋村」としてある。

「町市場村」は誤記で「野市場村」である。金屋村と町（野）市場村が並んで記されている。これは両村が入会村で複雑に入り組んでおり、惣名として今渡が一般に使われていることを表現したからであろう。

(46) 国立公文書館では天保国絵図の全国の図八三舗などを所蔵している。

元禄国絵図などともに昭和五八年（一九八三）国重文に指定された。天保国絵図は、天保六年（一八三五）に作成がはじまり、同九年（一八三八）に完成した。縮率・描法等は元禄国絵図と同様で一里が六寸縮尺（凡そ二六〇〇分の一）となる。山川、道路、一里塚（黒丸）、楕円形の枠内に村名と石高、郡ごとの色分け、凡例などが記されている。http://jipm.digital.archives.go.jp/kouseisai/category/ezu/kuniezu_tempo.html

(47) 明治六年（一八七三）から明治一二年（一八七九）まで岐阜県では「大小区制」が実施された。下古井村は第十大区十二小区であった。小区内の村ごとに戸長がおかれた。下古井村の歴代戸長は全て把握されていない。今回確認できたのは次の通りである。

明治七年（一八七四） 渡辺八郎右衛門「（仮）美濃国加茂郡下古井村地籍帳」
明治九年（一八七六） 渡辺庄兵衛「美濃国加茂郡下古井村地籍帳」
明治一五年（一八八二） 堀部栄左衛門「書換願ヒカエ 下古井村戸長役場」

明治一七年（一八八四） 多治見彦三郎「下古井村 村会決議書綴り」

(48) 可兒辨太郎『大古井』（古井町役場、一九三三年）、一四頁。

(49) 可兒辨太郎『美の太田』（太田商工会、一九三一年）、一六頁。

(50) 註(25) 同書、八五二、八五三頁。

(51) 中山道は明治六年（一八七三）八月に「河港道路修築規則」が公布され、「国一等道中山道」とされた。その後、どう変遷したのか不明である。断片的な史料を基に太田の渡しのある部分の変遷を追ってみた。明治三年（一八九〇）の「岐阜県統計書」までは「中山道」と記されている。この頃までは行政も中山道という名称を使用したと思われる。明治二十四年（一八九一）の「岐阜県統計書」では国道のみの記載となる。明治四一年（一九〇八）の「岐阜県統計書」からは国道七号線と記されるようになった。その後、大正一三年（一九二四）の太田橋「太田橋起工式関係書類」では国道一四号線と記されている。昭和二十七年（一九五二）六月一〇日に「法律第一八〇号道路法公布」で国道二一号线となる。昭和五九年（一九八四）三月三十一日国から岐阜県に移管され、国道二一号线道二四八号の併用から国道二四八号のみとなった。平成一六年（二〇〇四）度から太田橋の耐震補強等の工事が行われている。

(52) 神明会館は神明自治会の集会施設である。

(53) 註(49) 同書、一八頁。

註(48) 同書、一四頁。

註(35) 同書、三三四頁、「今渡町概況」。

(54) 『岐阜県災異誌』（岐阜地方気象台、一九六五年）。

(55) 註(49) 同書、一六頁。

註(48) 同書、一四頁。

文化八年（一八一）五月八日に江戸へ到着している。このときは江戸から中山道を通り太田宿に入った。なお、第八次測量で、文化十一年（一八一四）四月三日に関から太田宿の間を測量し、二度目の本陣宿泊をしている。

- (17) データは可茂土木事務所から提供の「一般国道二四八号（可児市今渡～美濃加茂市御門町（太田橋公園部）地内 平面図）より。

今渡側の太田橋の道路高は（標高）七・一・三。同所橋脚付近の河床高（標高）五・六・五・六。その差は一四・六七メートルとなる。

- (18) 東住吉自治会館付近にかつて東鉄バスの二軒屋停留所があった。東住吉自治会館の北向かいにあるJAF日本自動車連盟岐阜支部可児ロードサービスセンターの西の道から国道二一号の住吉交差点までが二軒屋と呼ばれる。『中山道宿村大概帳』四三二頁にも同様の記述がある。

- (19) 『御嵩町史』史料編（御嵩町、一九八七年）、九七三頁。明暦二年（一六五六）「二二六 美濃国尾張藩領村々覚書」では伏見村は宿として位置づけられている。

『美濃加茂市史』史料編（美濃加茂市、一九七七年）、六六〇～六六二頁。美濃加茂市史では元禄七年（一六九四）「二九八 中山道伏見村・太田宿助郷帳」、同年「三九九 新規伏見宿立て二付願上」により、土田宿が廃止され伏見宿が新設されたとある。この史料は太田村と伏見村へ新しく助郷役に割り当てた村々のことを述べている。この年から伏見宿が成立したとされるが今後更に研究する必要がある。

- (20) 『館蔵品図録 古地図Ⅰ』（岐阜市歴史博物館、一九八九年）、二四頁。

- (21) 註(20) 同書、二八頁。

- (22) 『濃飛の国絵図』（岐阜県歴史資料保存協会、一九九〇年）、「享和二年（一八〇二）美濃国絵図」原資料は岐阜県歴史資料館所蔵。

- (23) 小野寺淳『近世河川絵図の研究』（古今書院、一九九一年）、二五二頁。

- (24) 註(8) 同書、四九九頁。

- (25) 『可児町史』通史編（可児町、一九八〇）、字絵図四頁。字絵図として「溝尻」

の場所が示されている。

- (26) 犬山市教育委員会所蔵の「木曾川川並絵図」では大田杭とある。転記の際に土田杭を誤記したのであろう。註(8) 同書、四九八頁では土田杭とある。

- (27) 『岐阜県史』史料編近世九付録（岐阜県、一九七三年）の「川並絵図」では、「享保十一（一七二六）午年々二軒二成」と書かれている。

- (28) 註(4) 同書、一七頁。

- (29) 註(4) 同書、二〇頁。

- (30) 註(4) 同書、二〇頁。

- (31) 註(4) 同書、一七頁。「神祠」白髭大明神、在駒中為一村総社、永禄中生駒道寿及甚助建立、祠官伊佐治氏、祭礼五月五日流鑄馬」とある。現在は四月第一日曜日に流鑄馬が行われており、地域の中心的神社である。「土田白髭神社流鑄馬祭」は昭和五九年（一九八四）に可児市指定無形民俗文化財に指定されている。

- (32) 金子亀遊「変わって来た渡町」（金子亀遊、一九八四年）、一三頁。地図に庚申堂が示されている。「中山道分間延絵図」にも土田村に庚申堂が描かれている。

- (33) 『美濃加茂市民ミュージアム紀要』第五集（美濃加茂市民ミュージアム、二〇〇六年）、三六頁。天明二年（一七八二）加茂郡太田村絵図が掲載されており、太田宿の概況を知ることができる。

- (34) 註(23) 同書、一二四頁。

- (35) 註(25) 同書、三四三頁。

- (36) 註(25) 同書、八五三頁。

- (37) 犬山市教育委員会所蔵の「木曾川川並絵図」では「名古屋海道」とある。

- (38) 『中山道分間延絵図』第一六巻・解説篇（東京美術、一九八二年）、凡例による。

- (39) 註(4) 同書、二二七頁。「破損の時は御船奉行より造作あり」とある。

- 註(3) 同書、四三五頁。尾張藩が波止場を築いたことも記されている。

おわりに

太田の渡しへの渡河地点について、この付近全域の復原に努めた。今回調査した結果、美濃加茂市側は護岸堤防により、場所を特定する旧道・遺跡などを確認できないことを痛切に感じた。しかし、可児市側は河岸段丘の上に位置し、絵図にある旧道、旧跡などが残っていることがわかった。可児市側で確認できたことによつて、美濃加茂市側の特定・推測することも可能となった。今後、遺跡発掘や文献の発見により、詳細が判明することを期待したい。また、近世初頭以前から古代中世について、この地域がどのような環境で変遷したのか研究を進める必要がある。

最後になりましたが、調査・資料提供にご協力頂いた犬山市教育委員会、可児市、可児市教育委員会、可児市史編纂室、カモ地域史研究会、可茂土木事務所、岐阜県図書館世界分布図センター、(財)岐阜県教育文化財団歴史資料館、岐阜大教育学部学郷土博物館、国土交通省多治見砂防国道事務所、東京国立博物館、故長谷川昭夫氏、井藤俊也氏、伊東久之氏、佐光篤氏、長沼毅氏、吉野光浩氏、渡辺富高氏そのほか関係者の方々に心よりお礼申し上げます。
(むらせひでこ 美濃加茂市民ミュージアム学芸員)

註

- (1) 『美濃加茂市民ミュージアム紀要』第二集(美濃加茂市民ミュージアム、二〇〇三年)、二〇頁。「美濃加茂市太田地区の支配の変遷と土地利用」、永正四年(一五〇七)「賀茂社造管銭請取状案」。
- (2) 『新編信濃史料叢書』第一〇巻(信濃史料刊行会、一九七四年)、五五頁。
- (3) 『名古屋叢書続編』第三巻「地方古義」(名古屋市教育委員会、一九六六年)、二三八頁、二四二頁。
- (4) 『濃州徇行記 濃陽史略』(大衆書房、一九九〇年)、一三三頁。
- (5) (一)(二)で示した部分が『名古屋叢書続編』第三巻「地方古義」の部分である。(一)は『濃州徇行記 濃陽史略』と「地方古義」の相違点、(二)は脱字を示す。
- (6) 『岐阜県史』史料編近世七(岐阜県、一九七一年)、五五四頁、五五五頁。
- (7) 『美濃加茂市民ミュージアム紀要』第五集から随時翻刻公表している。
- (8) 『美濃加茂市史』通史編(美濃加茂市、一九八〇)、四九七頁。
- (9) 註(4) 同書、二頁。凡例があり、「陽」は「濃陽徇行記」を示す。このため、ここでは「濃陽徇行記」とした。
- (10) 『大田南畝全集』第八巻(岩波書店、一九八六年)、二八四頁。
- (11) 『近世交通史料集五 中山道宿村大概帳』(吉川弘文館、一九七一年)四三七頁。
- (12) 註(11) 同書、同書には渡河地点から太田宿の間の美濃加茂市側で一里塚の記載はない。
- (13) 『岐阜県史』史料編近世一(岐阜県、一九六五年)、一四頁。
- (14) 『可児町史』史料編(可児町、一九七八年)、三四三頁。
- (15) 『美濃国郡高寄帳』(岐阜県郷土資料研究協議会、一九九二年)、一四九、一五〇頁。
- (16) 『伊能忠敬測量日記』第三巻(大空社、一九九八年)、三五頁。

第七次測量に伴う中山道等の日記。文化六年(一八〇九)八月二十七日に出発し、

五 渡河地点の変遷

天明期以前の渡河地点は川並絵図、下古井村絵図地籍図、福田家文書などにより美濃加茂市側が枯泉寺付近で、可児市側が渡町との間にあった。しかし、その位置を比定することはできなかった。天明期以降の渡河地点は下古井の亀淵から流れる水路付近と土田・今渡境付近と考えられる。しかし、なぜ渡河地点を変更しなければならなかったのだろうか。これは、福田家文書の「太田川渡船場往古追々川瀬替、只今二而八拾貳・三丁も川上古井村之内」、『濃州徇行記』の「木曾川河瀬あしくなりし故」とあるように河川環境の変化によつて移動せざるを得なくなったのであろう。凡そ半世紀の間については資料がないので不明である。宝暦年間に災害により移動したとされるが、それを裏付ける史料について確認することができなかった。

約半世紀の間にどのような過程で上流へ移動したのかわからない。これに関連すると思われる史料として福田家文書に波止場についての史料がある。河川に造られる波止場は水害ごとや大名・公家などの通行時などで造り替えなければならなかった。天明六年（一七八六）の三月に造られた波止場を同年の八月には造り替えている。波止場の修繕はそれほど難しいものではないのではない。それよりも渡船場を約一・三キロメートル移動した場合、波止場までの取り付け道路を新しくしなければならぬ。こちらの方が労力を使うのではない。その労力を使ってまで約一・三キロメートル移動したのはいかなる要因があるのではないかと考えられる。

例えば、渡町から今渡付近に移動する段階で中間地点に渡船場をつくることができたのではない。しかし、この可能性は低いと考えられる。渡町から今渡の区間は川並絵図にもある土田杭がある。ここは尾張藩が流材等の管理をする重要な地域である。この区域には尾張藩土田御番所があり、人々の往来・材木・荷物などを取り締まっていた。このため、渡河地点の変更は短期間の間に渡町から土田・今渡境へ移動したと考えてよいのでは

ないか。

地形的には『壬戌紀行』に「きりたてたるごとき岩」とあり、河岸段丘の高低差も約一四・五メートルある。高低差は渡町と比べると人々の往来に伴う条件が悪い印象を受ける。渡船場がここにされたもう一つの理由は下流側に渡河地点をつくると中山道の通行者が太田宿を通らなくなるからであろう。

時代は下るが明治九年（一八七六）「太田村・深田村・土田村渡船約定書」によれば、明治になって新しく深田・土田間に渡船が開通した。当初は地元の人だけの往来の約束が、旅人も乗せているため深田村・土田村を太田村が契約違反だと訴えたのである。このような理由で下流には渡し場をつくらなかったのではないか。

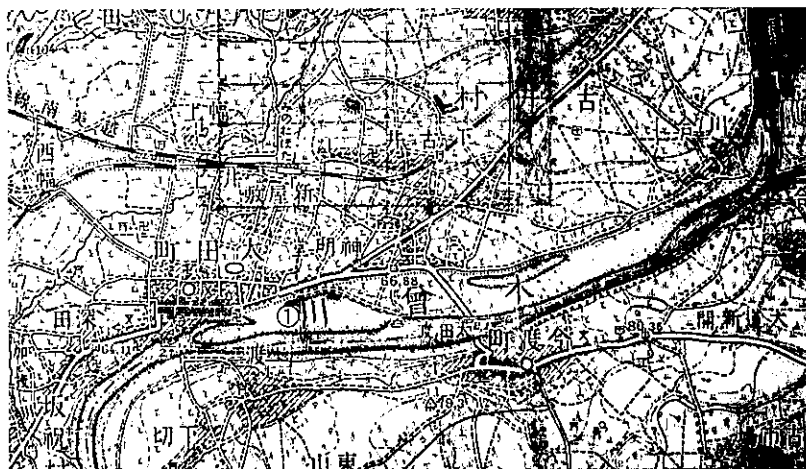
今渡は幕領で尾張藩の管轄外である。さらに野市場湊も近くなると年貢などの物資と人の往来で繁雑してしまつたため、管理上の問題から、土田・今渡間の境界際に渡し場を選定したのではないだろうか。福田家文書によると天明七年（一七八七）に太田村の栄助が今渡村の文蔵から米を購入する際、太田代官所に渡船場の使用を願い出て、許可されている。このことから、太田の渡しは尾張藩との関わりが深いといえる。移動した渡河地点は尾張藩領と幕領という支配者の違いからおそらく明治維新まで同じ場所にあったと思われる。

明治維新後は、軍事などの目的で道路が拡充整備されてきた。明治一〇年代に現在美濃加茂市太田地区と下古井地区の境にある法華経塚以東の道路は拡幅された。現在の道路上では神明堂の交差点で右に折れ、島町の交差点を越えたところに川へ下る道があった。平成一六年（二〇〇四）に商業施設として開発・整備されたのでかつての道路はわからない。この先から河原に向かって石畳の道があったが、現在では太田橋下の一部しか見ることができない。太田橋下に移した渡河地点は昭和二年（一九二七）まで続いた太田の渡しの最終地点となった。

○五万分一地形図太田 明治四四年(一九一) 昭和二年(一九二七) 改定

大日本帝国陸軍省参謀本部陸地測量部

印刷 四六×五七cm 当館所蔵



明治44年(1911)昭和2年(1927)改訂 五万分一地形図 太田 当館所蔵

この地図は明治四四年(一九一)

九一)に大日本帝国陸軍省

参謀本部陸地測量部が五万分

の一の地形図を作成し、昭和

二年(一九二七)に改訂した

ものである。①の太田と古井

の境以東に延びる道が渡し場

まで太くはつきり描かれてい

る。これは「大古井」に「明

治十七、八年の頃には更に約

二丁の上流に渡津が移動し、

駅路も又之に伴ふて太田、下

古井両村界より渡船場に至る

約八町の間に新道が開鑿され

た。之が今の神明町の街路で

ある。」とあり、「美の太田」

では「太田浪の上今の東町に

丁の上流に移動して居た。是が最近迄の太田渡であつた。」とある。はつき

りした時期はわからないが、明治初期に太田と古井の境から新たな道ができた。

また、前述の地籍図の通り渡河地点は幕末の渡河地点から二町上流(約二

八メートル)に移動したことになる。これが昭和二年(一九二七)まで使用

されてきた太田の渡しになる。

○明治四〇年頃の今渡の家並

『可児町史』通史編に明治後期の町並を復原した地図がある。川並絵図、

分間延絵図と対比できるのは、龍洞寺、富士浅間神社、神明神社、今渡・土

田の境である。このうち、神明神社は昭和三年(一九二八)に住吉神社、八

幡神社と合祀し、今渡神社となった。

神明神社のあった場所には、現在

氏神と思われる小さな祠がある。

明治初期に渡し場が移動した頃、

ここが中山道として使用されてい

たのであろう。その後、弘法堂へ

つながる西の道ができたと思われる。

道幅も西側の道の方が広く、

新道としてつくられたものである

う。また、神明会館前にある道標

「右京道 左伊勢道」や秋葉神社

は分間延絵図に描かれている。こ

れらは県道菅刈今渡線の分岐にあ

つたものがここに移設されたので

あろう。現在、可児市土田地区の

境の御番所跡から弘法堂まで市道

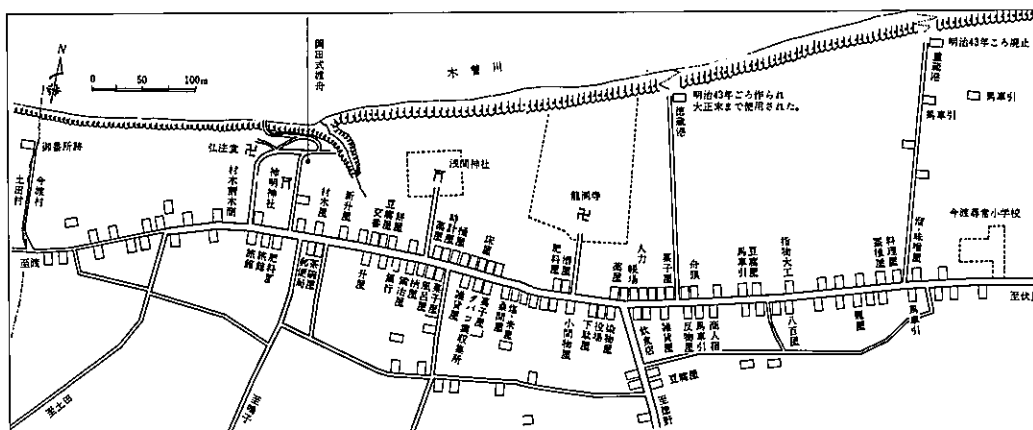
五〇〇一号がある。しかし、この市

道は明治期以降につくられたも

のと思われる。平成一五年(二〇

〇三)に整備され、現在右量が敷

かれている。



『可児町史』通史編「明治40年頃の今渡の家並」

る。また、前述の『壬戌紀行』『細見美濃国絵図』にも一里塚が登場する。なお、当館が所蔵する明治七年（一八七四）の「(仮)美濃国加茂郡下古井村地籍帳」によると、一里塚の大きさは「式拾四歩」である。

この地籍図から渡河地点を正確に比定することは難しい。街道の終着点は現在の太田橋付近となる。同図①で道が放射状に延びている場所がある。この放射状に延びる場所は渡し場から集散したことを意味する可能性がある。このため、渡河地点は同図①の付近から終着点の間になると考えられる。

明治期の村況を知る史料に美濃国加茂郡各村明細帳がある。明治五年（一八七二）の「美濃国加茂郡太田村明細帳」には、「木曾川渡場 沓ヶ所 当国可兒郡野市場村え越ス」とある。同年「美濃国加茂郡下古井村明細帳（旧尾張藩領）」と同年「美濃国可兒郡土田村明細帳」では、「渡場 無御座候」とある。美濃加茂市側において、木曾川の渡し場の位置は下古井村にあたるが、渡し場は太田村となっている。下古井村・土田村は渡し場がないと届け出ている。これにより、渡し場は管理者としての記述であり、どこの場所に渡し場があるのかここから読みとることはできない。なお、明治二年（一八六九）野市場村差出明細帳の中に渡し場についての記載はない。

○加茂郡下古井村地籍図 明治初期 下古井村戸長 堀部栄左衛門

手書彩色 一五八×一三六・二cm 当館所蔵

前述の地籍図の他に同様のものがもう一つある。この地籍図には下古井村の戸長である堀部栄左衛門の名前が記されている。また、「第十大区十二之小区」ともある。当館が所蔵する歴史資料の「書換願ヒカエ 下古井村戸長役場」によると、明治一五年（一八八二）に下古井村戸長は堀部栄左衛門であった。しかし、「大小区制」は明治六年（一八七三）から明治一一年（一八七八）までで、この地籍図の成立年代が明治一五年（一八八二）とするのには今後研究する必要がある。



明治初期 加茂郡下古井村地籍図 当館所蔵

この図は亀淵から流れる川の前で街道が終わっている。なお、川岸に沿って上流につながる脇道もある。前述の地籍図では、この脇道は上流までつながっていない。この地籍図では木曾川側に街道がわずかに方向付けられているため、渡河地点は現在の化石林公園内を流れる水路と木曾川が合流する付近と考えられる。対岸は土田と今渡の境になる。

天明期以前の渡河地点は福田家文書によると元の渡河地点から一二〜三町上流である。この地点から一二〜三町下流は現在の港町付近となる。この付近には松ヶ瀬と呼ばれる早い瀬がある。現在、松ヶ瀬は河川改修によって以前より段差の少ない瀬になっている。松ヶ瀬のところに天明期以前の渡し場があったとは考えられないので、この前後に渡し場があったと想像される。



天保5年(1834) 細見美濃国絵図 当館所蔵

ので、是非参考に
していただきたい。
天保国絵図は元禄
国絵図に変更箇所
を加えることにと
どめたため、中山
道は渡町を通り、
太田村に渡河した
ものとなっている。
中山道の行程変更
が制作者に伝わっ
ていなかったのか
もしれない。しか
し、野市場村から
下古井村への渡河
地点があり、新し
い道ができてい

ことは把握されていた。

○加茂郡下古井村地籍図 明治初期 下古井村戸長 渡辺庄兵衛

手書彩色 二二三・八×二五五・八cm 当館所蔵

明治初期の下古井村の地籍図である。区域ごとの色分けや地番・道・川・墓地などが記されており、近世末の状況も読み解くことができる。

下古井村の戸長渡辺庄兵衛、副戸長日比野藤右衛門の名前や「第十大区十二小区」などが記されている。戸長の渡辺、副戸長の日比野は当館が所蔵する歴史資料「美濃国加茂郡下古井村地籍帳」によると明治九年（一八七六）



明治初期 加茂郡下古井村地籍図 当館所蔵

に両氏とも同様の役職であった。このため、この地籍図はこの頃につくられたものと考えられる。ただし、下古井村の歴代戸長・副戸長が全て把握されていないため、年代を比定することはできなかった。

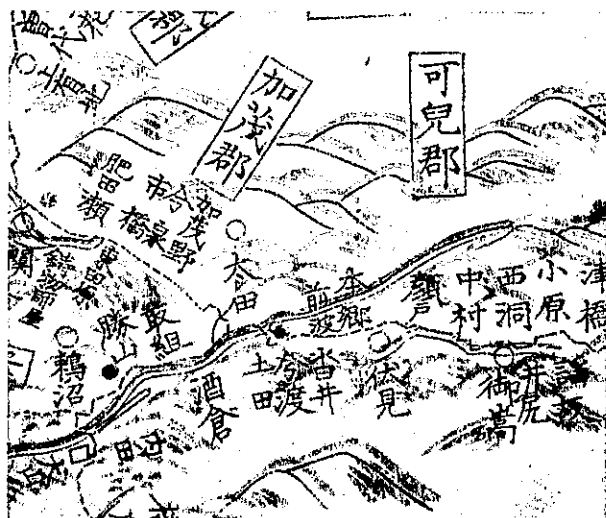
この地籍図の特筆すべきものは、一里塚が描かれている点である。一里塚は地籍図の道と現在残っている道を比較すると美濃加茂市文化会館内とな

○伊能図（写真資料・官板実測日本地図 明治三年（一八七〇））

伊能 忠敬 木版彩色 二二八×一五四 cm 個人蔵

寛政二二年（一八〇〇）から文化一三年（一八一六）の間、伊能忠敬は全国の測量を行い、近代的な日本地図を完成させた。その内容は、「大図」（二一四枚）、「中図」（八舗）、「小図」（三舗）である。今回は、岐阜県図書館世界分布図センターにある米国議会図書館の複製「大図」を閲覧した。許諾の関係で今回は掲載していないが、紹介したい。

「大図第一一四号」に可茂地域が描かれており、中山道の太田の渡しが表示されている。中山道は線として示されている。測量をしながら作成しているので当時の史料として、最も信頼できる。可児市側から見ていくと伏見宿から本郷村、前波村、沓井村を通る。金屋村・野市場村は前の村とは違い、並べて併記してある。金屋村・野市場村から土田村の文字の脇を通り木曾川へと下る。土田村との境界を意識して書かれていると思われる。河原に下りた



明治3年(1870) 官板実測日本地図 個人所蔵

ところで川上に上っている印象を受ける。ここで木曾川を横断し、下古井村へ到着する。木曾川までの河原を少し下りながら、太田宿へと入る。
伊能小・中図はともに金屋村・野市場村ではなく、今渡として記載されている。ルートは点線で示されているが、大図程正確にわからない。今渡付近から渡河したことは読みとれる。

○国郡全図 文政一一年（一八二八）市川東谿著

木版彩色 二五×二〇 cm 二冊 当館所蔵



文政11年(1834) 国郡全図 当館所蔵

絵図同様に土田村から太田村へ渡河しているため、誤記をそのまま写したのであろう。

○細見美濃国絵図 天保五年（一八三四）吉野屋仁兵衛 山城屋佐兵衛

木版刷 八九×一一六 cm 当館所蔵

これは天保国絵図を一般向けに木版刷したものである。藩主や名所・旧跡・名物などもあり、その国の様子がわかる。中山道は二重線で描かれ、渡船場は今渡から対岸の下古井へ続く。美濃加茂市側には太田宿までの途中に一里塚があり、『壬戌紀行』の記載と一致する。渡と土田の間には一里塚があり、前述の正保美濃国絵図と一致する。なお、国重文「天保美濃国絵図」は国立公文書館に保存されている。国立公文書館のホームページに掲載されている

『国郡全図』は国別

に記載し、山・川・村・町・道などをわかりやすく作成されたものである。彩色がしてあり見やすくなっている。本の上辺が南となる。伏見、川合、今渡、渡町、土田を経て木曾川を渡り、太田に着く。出版年代からすると元禄国絵図を参考にしており、前述の美濃国郡

世初頭の安堵状、天明期の福田家文書、明治期の「太田村差出明細帳」、同期の「太田船渡場契約書」に至るまで太田が渡船場を管理していることがわかる。このため、渡船場の名称も「太田の渡し」と呼ばれ続けたのであろう。

河原には波止場などの構築物が描かれていないため、どこが渡河地点か不明である。しかし、本紀要の福田家文書^④によると波止場に関する記述がある。

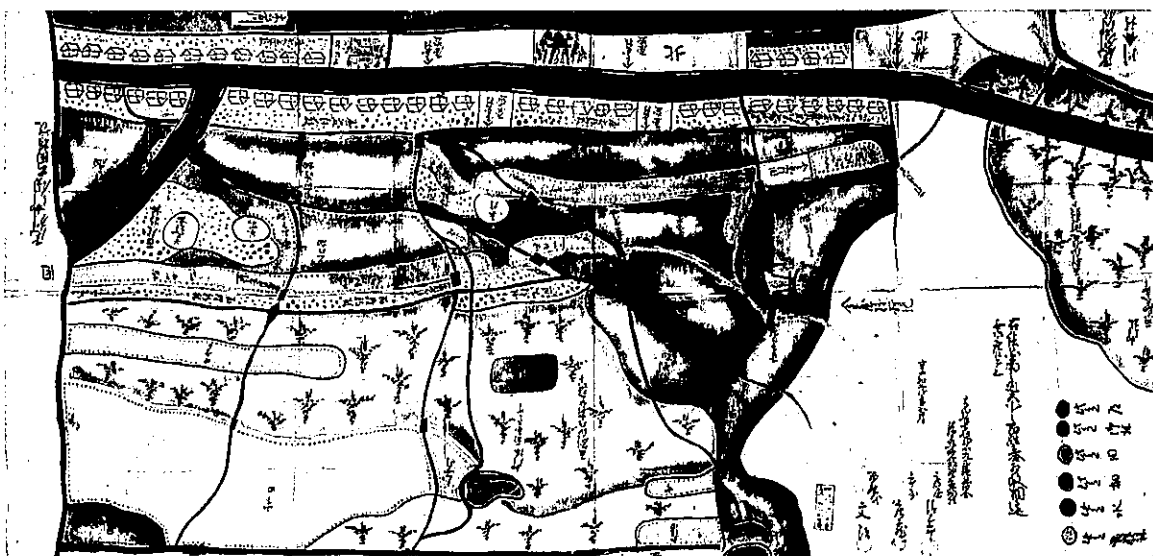
天明六年（一七八六）三月には太田方、南方（可児市側）には波止場が、大小合わせてそれぞれ四箇所ある。このとき、波止場から舟人小屋までの距離が一八〇間（約三二七メートル）とある。また、同年八月の項には、北方（太田側）に二箇所、南方（可児市側）に六箇所ある。この時の波止場から船小屋までの道の修繕は一九二間（約三四九メートル）であった。分間延絵図には船頭小屋が書かれており、ここから一八〇間ないし一九二間川上に渡河地点があったものと考えられる。渡河地点からさらに中山道を西に進むと点線がある。ここでも河岸段丘を上る坂がある。坂を上った中山道の沿線付近に『壬戌紀行』にある一里塚はない。神明の祠がある場所から道が二分岐している。一つは飛弾高山へ行く道となる。ここからは、本紀要第五集の延絵図を参照願いたい。太田宿に入ると「水抜」と書かれた付近から「天王」社のところまで道に点線が描かれている。「水抜」と書かれた付近から「天王」社のところまでV字状になっており、ここで一旦河原まで下るのであろう。『壬戌紀行』では「宿を出て堤の上をゆく」と表現している。宿場から東へ向かう場合、なだらかな下りで河岸段丘を急に上ったことに対する表現かもしれない。途中に清水らしきものが描かれており、現在残っている元町水神あたりの可能性がある。延絵図では船高札が宿の入口にある。天明期太田村絵図^⑤では、他の高札もここにあったことを考えると、宿場の入口として位置づけられていた可能性が高い。このことからこのあたりに享保期の渡し場があったと考えられる。

○野市場村絵図 享和二年（一八〇二） 作者不明 手書彩色

一二六×六〇 cm 岐阜大学教育学部郷土博物館所蔵

野市場村絵図は金屋村との入会地の屋敷地が多く、村の範囲の判別が難しい。中山道の他に名古屋街道も描かれている。特定できるのは木曽川、中山道、龍洞寺、地名などである。

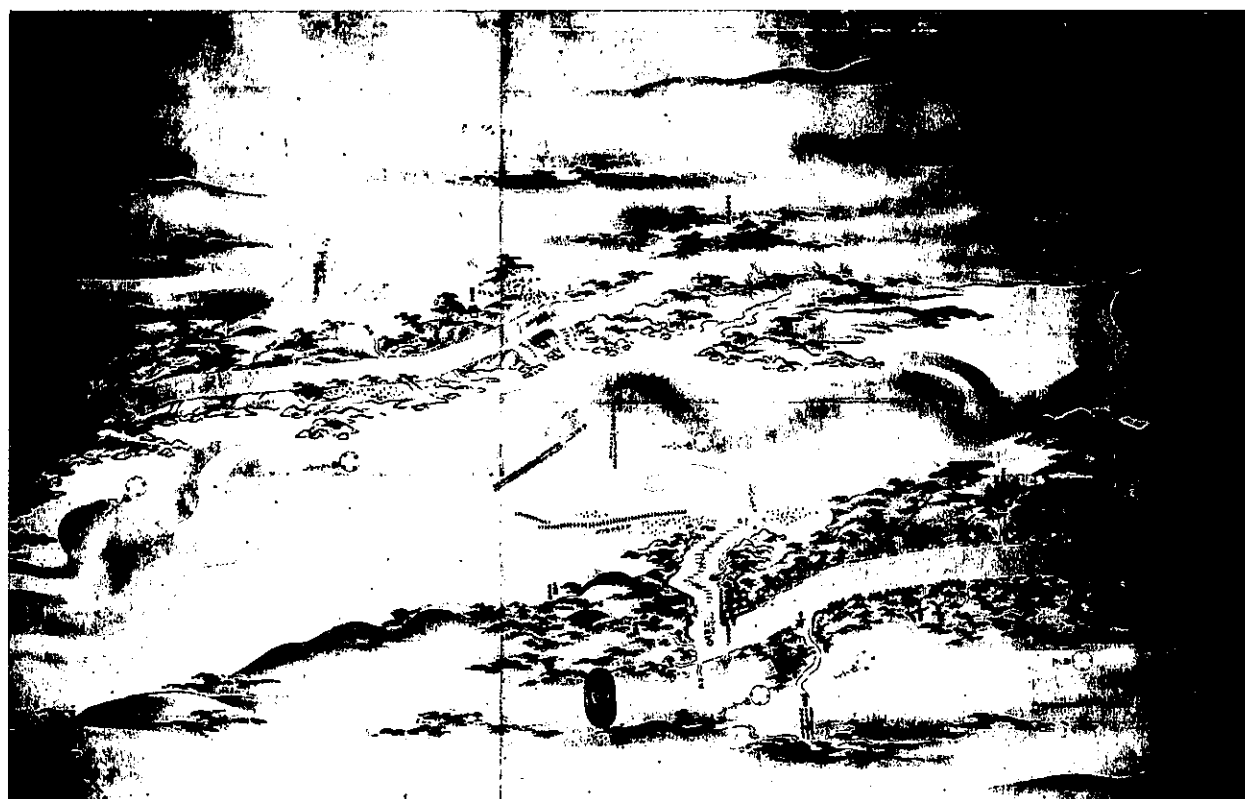
中山道が大きく描かれ、屋敷は往還道を中心に展開図として描かれている。また、尾張藩領の土田村境まで直線で伸びている。この絵図に渡し場は描かれていない。絵図から判断すると土田村に渡船場があることになる。



享和2年(1802) 野市場村絵図 岐阜大学教育学部郷土博物館所蔵 写真「可児町史」史料編 可児市教育委員会



美濃国可兒郡野市場村・金屋村



美濃国可兒郡土田村・加茂郡下古井村

写真上・下 文化3年(1806) 重要文化財 中山道分間延絵図 東京国立博物館所蔵
Image:TNM Image Archives Source:<http://TnmArchies.jp/>

当時太田宿の祐泉寺は宿場の東端であった。⁽³⁾川並絵図は太田宿東端の町並から河原へ下りて渡船が行われている。また、下古井村へも一旦河原へ下りてから河岸段丘を上って進むように描かれている。この場所は現在の港町の南側となる。この付近には日本ラインの乗船場があった。当時の地形と変化しているであろうが、乗船所は地形的に好条件のためつくられたのであろう。そこから対岸を結ぶと南側は「トビト」と呼ばれた場所になる。

○重要文化財 中山道分間延絵図 文化三年（一八〇六） 道中奉行

手書彩色 東京国立博物館所蔵

国重要文化財「中山道分間延絵図（以下、延絵図）」は中山道の街道を全て網羅している。寛政期頃に江戸幕府が道中奉行に命じて実測をしながらつくったもので、当時の状況を知るには最も信頼できる史料の一つである。街道を目的に描かれているため、往還道は常に中心にある。往還道は展開図的な手法をとり、遠方は俯瞰的な手法で描かれている。往還道に対し、脇往還道は貧弱に描かれているため、実際の寸法はわからない。また、方位は絵図の所々に示されているが、現地に当てはまらない場合もある。実際に当てはまるのか今後研究する必要がある。

進行方向が江戸から京に向かうため、可見市側から見ていく。現在可見市今渡地区に属する野市場村と金屋村は「入会之内今渡」として両村とも関係が深いことがわかる。共同の村としてみられていることがわかる。「川合村道拾丁程」と書かれている道は、JAB日本自動車連盟西隣の道となる。脇には「壬戌紀行」にも取り上げられていた「字二軒家」「相生之松」がある。しかし、『伊能忠敬測量日記』にある金屋村の立場の記述はない。

さらに進んでいくと野市場村の立場が見える。西隣の土岐郡多治見村へつながる道は、陶器を船積みするために野市場湊へ続く道であったのだらう。⁽⁴⁾『壬戌紀行』にはなかったが龍洞寺が描かれている。「富士浅間」とあるのは『壬

戌紀行』では「浅間の社」とされる現在の富士浅間神社である。次に「神明」という社がある。ここから川へ通じる道があり、現在も残っている。前述の川並絵図でもこの道のことを述べた。後述の「明治四〇年頃の今渡の町並」には神明神社の場所が描かれている。

秋葉社のところから名古屋へ通じる「脇往還」と土田村へ通じる「村道」は往還道の中山道と比べるととても貧弱に表現されている。しかし、描かれているほど実際の大きさに差があるのは疑問である。特に土田村へ通じる「村道」はかつて中山道として使用されていたであろうから同程度の大きさでつながっていたと思われる。

川並絵図同様に尾張藩領と幕領の境を示す「尾州領傍示石」がある。ここから街道は右に折れる。「尾州領傍示石」を境に中山道は尾張藩領地内を通っている。道の中心に点線が描かれているため中山道は川へと下っていることがわかる。波止場の建設や船の修理が尾張藩によって行われていたため、渡し場は尾張藩の支配下にあった。おそらく幕領である野市場村地内に渡し場を築くことはできなかったため、尾張藩領内の境際の場所に渡し場を築かなければならなかったのだらう。このことから、中山道の太田の渡しは尾張藩側の土田村側にあったと考えられる。また、「尾州領傍示石」と「天王」の社が描かれているが現在ここにはない。道を隔てた西側の船高札と描かれている場所に津島社が祀つてある。津島社は「津島牛頭天王社」であり、「天王」と描かれている祠がこの津島社にあたるのであろう。

この当時、渡船場付近の木曾川の川幅は通常八拾五間（約一五〇メートル）ほどであった。「渡船場 渡船太田宿持」と書かれており、管理は太田宿で行っていたことがわかる。時代は下るが後述の「明治五年（一八七二）太田村差出明細帳」でも渡し場は太田村持ちになっている。また、明治三四年（一九〇二）「太田船渡場契約書」にも太田町と古井村の間で渡し場の契約があり、管理について太田町が行う取り決めがされていた。断片的な史料であるが近

「小清水」はどこを指すのかわからないが可児市側の太田橋付近にも小さな川が流れており、これを指すのかもしれない。これは『壬戌紀行』の清水にあたる可能性もある。続いて「センケン裏」とある。「センケン」とは絵図には表現されていないが「富士浅間神社」のことであろう。現在の太田橋から下流のあたりを指すのだろうか。近くには木曾川へ下りる道がある。後述の中山道分間延絵図にも同所の道と思われるものがある。次に南へ進む道があり、「名古屋海道」とある。これは現在の県道菅刈今渡線となる。

「境杭」は強調して示されている。「自是西御領分」と説明してある通り、ここから西側は尾張藩領となる。現在も可児市今渡地区と土田地区の境となっている。『濃陽志略』には「(桜井の)東を溝尻と云少し田あり、是は今渡り界也」とあり、この付近は溝尻と呼ばれていた。ここに尾張藩土田御番所が設置されている。今渡との境から「土田杭」が設けられ、上流から材木が流された場合に受け止める重要な場所となる。ここを監視するために番所が設置されたのであろう。「享保十一年(一七二六)午二軒二成」とある。これは、川並絵図にも土田御番所が二軒描かれているので、この建物のことを指すのであろう。長測と記された左側に二重線が描かれている。この線は、おそらく川を意味すると思われる。これは現在の今渡都市水路(以下、今渡水路)と呼ばれている川と思われる。川並絵図にはこの川の付近まで土田杭が示されている。土田杭と呼ばれる杭の穴が現存するといわれているので現地踏査をしたが、水位・川の流れの位置等の関係もあり、この付近で土田杭を確認することはできなかった。

溝尻の西側が桜井となる。『濃陽志略』には「桜井、至木曾河岸口有一桜樹其下清湧出、故名」とあり、地名の由来が書かれている。桜井の場所所は『濃州徇行記』に「桜井六反八畝二十七歩は桜井の清水の東古街道とほりの左右畔」とあり、「桜井の泉」よりも東側に位置し、かつての中山道

を挟んだ両側に敷地があるといっている。また「桜井、清水は町はづれ」とあり、桜井の泉は渡町の中でも東側にあたる。絵図では、長測、桜井カ測(桜井の泉)、牛カ測が並んで描かれている。長測が今渡水路、桜井カ測が現在の泉であるならば、その距離は凡そ六〇メートルある。これは、描かれた目的が尾張藩の施設を重要視しているため、溝尻地区は施設や道が描かれ、施設がないところは省略されているのであろう。また、長測、桜井カ測の間に桜井という地名が記されている。桜井が今渡水路との境であるならば、現在の地図に合わせていくとその範囲は広くなる。凡そ三〇年ほど前までは、「桜井の泉」から流れる水路で「トビト」と呼ばれる場所があった。渡地区の中で現在最も低い位置である。周辺は昭和四十六年(一九七二)の耕地整理以降に開発されており、地理的環境は変わってしまった。

土田村渡町の場所について、『濃州徇行記』では「即元の中山道筋にて太田宿への渡場なり」とある。中山道は直進する道と左側へ行く道に分かれる。左側へ曲がる道は途中に「土田ノ内下切」とあるため、分岐点は現在津島社が鎮座している道であろう。この道は白髭神社へ向かう道でもある。中山道は直進する。現在は道沿いに「渡クラブ」という自治会施設がある。敷地の一角に一里塚跡の石碑がある。また、この西隣に弘法堂がある。かつては庚申堂と呼ばれていたであろう。ここから桜井の泉を越えて、木曾川へと向かう。その行程は現在の道から見つけることは困難である。

木曾川の下流に「メヲト岩」と書かれた場所がある。ここに丸い印が複数あり、現在の中濃大橋上流付近にあたる。「メヲト岩」は第三期中新世の平牧層が木曾川に巨岩を突出させている場所である。ここに岩が二つあり「夫婦(めおと)」のように見えたのであろう。なお、現在巨岩が一对になった「二つ岩」という名称で呼ばれている岩があり、形状からするとおそらくこの岩が「メヲト岩」と思われる。川並絵図では土田杭とメヲト岩(二つ岩か)のある巨岩群の中間地点に渡河地点が描かれている。

田へつながって描かれている。太田の渡しの渡河地点を見てみると土田村と太田村の間に赤丸があり、この印が渡船を示す場所となる。また、土田村には名古屋街道の宿場である土田宿があった。土田宿は木曽川から離れているため、土田と太田の間に渡し場があったとは考えにくく、誤記したものを写した可能性が高い。これは何度も写されているため、位置関係が曖昧になつてきたためであろう。同様に描かれた絵図には岐阜市歴史博物館所蔵の「美濃国郡全図」^②「美濃一国絵図」^③、岐阜県歴史資料館所蔵の「享和二年（一八〇二）美濃国絵図」^④などがある。これらの絵図は早い段階から誤記された元図があり、それを何度も模写され続けたためであろう。

○木曽川川並絵図 明治一〇年（一八七七） 犬山藩士 近藤秀胤模写

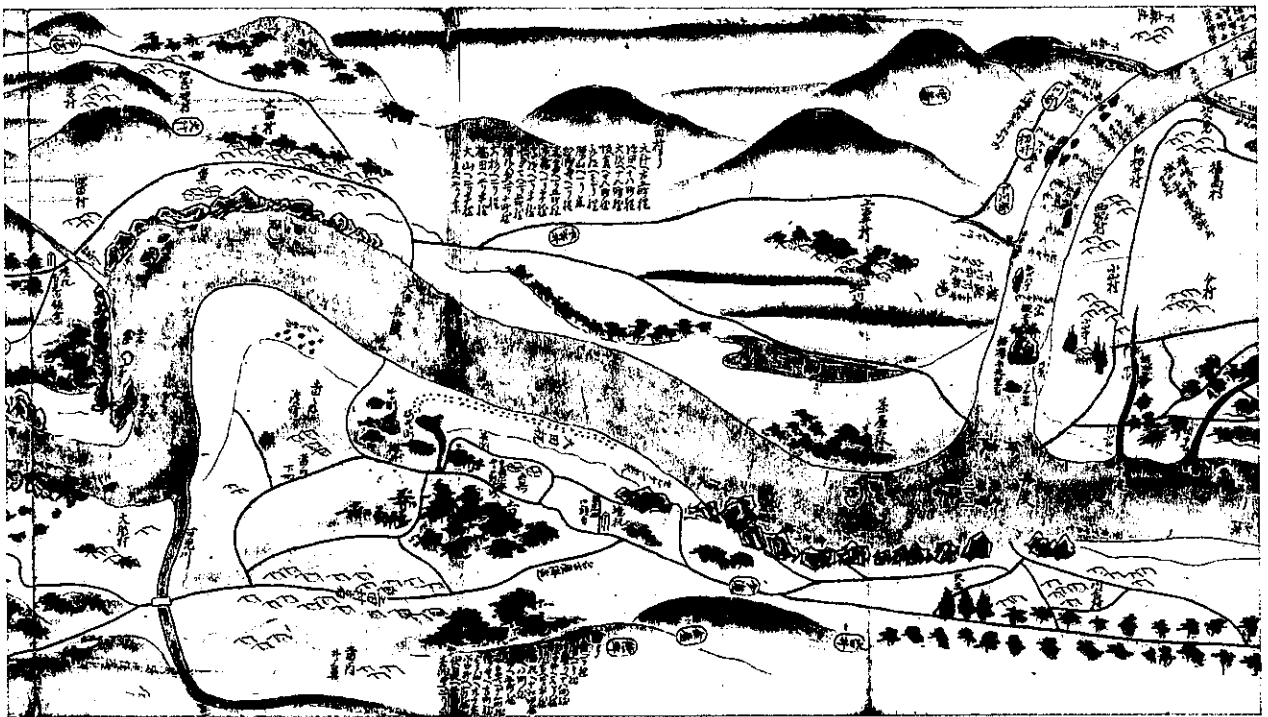
手書彩色 二八×一三五〇cm 犬山市教育委員会所蔵

「木曽川川並絵図（以下、川並絵図）」は、木曽川を中心に源流から河口までを描いた絵図である。原図は享保一二年（一七二七）のもので徳川林政史研究所が所蔵している^⑤。美濃加茂市史通史編はこの原図を引用している^⑥。

他にこの絵図の写しとしてみられるものが四種類確認されている。この絵図は尾張藩が管理する木曽川の詳細な情報を描くことが目的とされ、河川は丁寧に描かれている。陸地は詳細な部分と曖昧な部分が混在する。

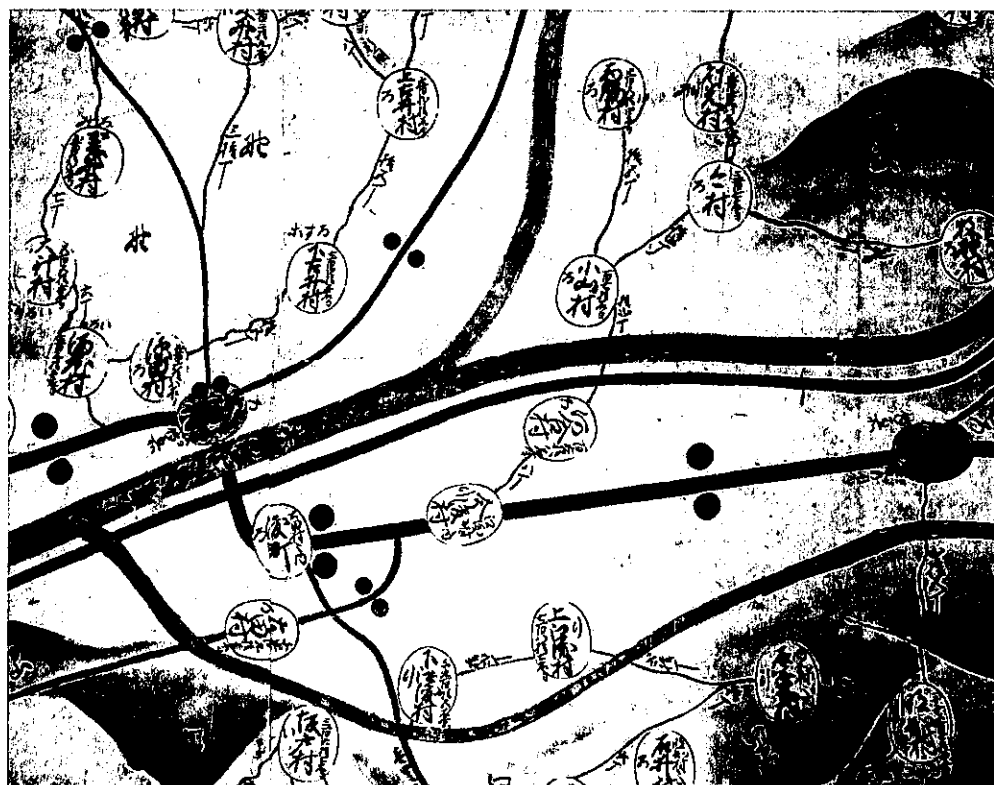
木曽川の上流可児市今渡地区から見ていくことにする。村は丸で囲まれており判別することができる。今渡村と金屋村が記されているが、野市場村は記されていない。

木曽川には「金屋川渡」「中川渡」がある。これらには「渡」とあるが、舟渡とは記されていない。木曽川に通じていることから「湊」を意味するのかもしれない。この付近に野市場湊が存在するはずだが不明である。なお、木曽川に通じる道が所々にあり、可児市の大脇湊、加茂郡坂祝町の大厩湊などにも湊の印は示されていない。



明治10年(1877) 木曽川川並絵図 犬山市教育委員会所蔵

て存在したことになる。この絵図の成立年代と合わせて今後さらに研究する必要がある。次に今渡村の囲みの中に「江渡村之内」とあり、江渡村々一二村の一つであることがわかる。野市場村や金屋村に分村された表記ではない。前述の元禄一四年（一七〇一）「美濃国郡高寄帳」の時点で既に分村しているため、これ以前の内容となる。また、この頃の今渡村の領主は平岡石見守



正保2年(1645)10月 美濃国絵図 (財)岐阜県教育文化財団歴史資料館所蔵



幕末 美濃国郡絵図 当館所蔵

頼資で承応二年（一六五三）に没し、その後、岡田善政が治めている。渡町の近くには一里塚の印である黒丸二つがある。河川には「舟渡川幅三町洪水ニ渡なし」とあり、河川の様子がわかる。川幅は三町（約三七メートル）あるため、河原も含めた距離であろう。太田村、土田村とも尾張藩の支配である。太田村には、赤丸で二つの印がある。これは、脇往還の一里塚的な印であろう。太田村も囲みの中が黄色く塗られ、「伝馬所」と記されている。太田村は宿場として機能していたことがわかる。

○美濃国郡絵図 幕末頃（元禄国絵図の写し） 作者不明

手書彩色 一一二×一一七cm 当館所蔵

美濃国郡絵図は元禄一二年（一六九八）の郷帳石高や郡ごとの色分け、宿・村を丸で囲んでいるのが特徴である。元禄九年（一六九六）から幕府により

再度国絵図が作成されることとなった。残念ながら元禄美濃国絵図は現存しないのでこの絵図と比較することはできない。しかし、この絵図は多くの写しがあり、正保国絵図を参考にしつつ、元禄国絵図を作成する過程でつくられたものの写しであろう。

この絵図の赤線は各村を結ぶ道で、中山道は伏見村から今渡、渡町、土

同十六日 朝曇、五ツ半より段々に晴、霧深六ツ頃大田宿出立。此日一手測、坂部、青木、永井、梁田、長蔵、平蔵、同所より初、大田駅に尾州陣屋あり。木曾川に沿、此所にては大田川という。(中略) 大田伏見宿の両駅は元禄七(一六九四)戌年に初て出来なり。以前は御嵩より善師野、犬山通鵜沼と継し由也。(以下略)

伊能がこの地域の測量を手がけていたので宿場間の正確な距離がわかる。また、土地の由来などを記しているので、地元の人々が地域の地理歴史をどのように理解していたのか窺い知ることができる。

ここで先述の大田南畝『壬戌紀行』の続きを再び見てみる

此川(大田川)は木曾川と飛騨川と落あひて流る、ゆへにかくのごとし。向ふの岸より清水ながれ、きりたてたるごとき岩の上に躑躅花さけり。漸に棹さしてむかふの岸につく。岸を上りて左に浅間の社あり。今渡村の立場をこえ、二軒家といふ所に相生の松あり。道よりは左のかた也。

美濃加茂市側から見た可児市側の景観を「清水ながれ、きりたてたるごとき岩の上に躑躅花さけり」と表現している。清水は流れているため川のことであろう。美濃加茂市側から確認できる清水とすればある程度大きなものになる。現在、可児市側の太田橋下流付近にも小さな川が見られる。

次に「きりたてたるごとき岩」は可児市側の高低差約一四・五メートルの河岸段丘を表現している。河岸段丘を上り左側に富士浅間神社がある。これによると渡し場から富士浅間神社までの距離はわからない。

『伊能忠敬測量日記』で金屋村の立場が「相生松二軒茶屋」にあると示しているため「今渡村の立場」は野市場村の立場のことであろう。「道よりは左のかた」とは中山道が現在の可茂公設市場付近から国道二一号に沿って河

岸段丘の「かた(縁)」を上りながら進んでいる様子であろう。これまでの文書・紀行文などでは、天明期から幕末にかけての可児市側の正確な渡河地点は不明である。

四 絵図からの復原

かつての景観を復原するのに絵図は最適な史料である。しかし、現代の地図とは違い、何かの目的で描かれているために全体がデフォルメされているので正確な距離、方位はつかめない。このため、描かれている内容を吟味しながら解いていく必要がある。今回は、太田の渡し、渡河地点の記載してある主な絵図と比較してみたい。

○美濃国絵図 正保二年(一六四五) 作者不明 手書彩色

四九七×五五五 cm (財)岐阜県教育文化財団歴史資料館所蔵

国絵図は慶長・正保・元禄・天保の四回、江戸幕府により国ごとの絵図がつくられたとされる。正保二年(一六四五)から全国規模で絵図の作成がはじまった。この美濃国絵図は幕府に献上した国絵図の複本と考えられている。県内に現存する国・郡絵図としては最も古い史料である。

この絵図の渡河地点を見ると渡町を通りながら木曾川まで達し、太田村へ入る。町と町をつなぐ目的で線が引かれているため、正確な街道の経路を示すものではないと考えられる。このため、渡し場の位置を比定することは不可能である。

なお、この絵図から読み解ける点などについて見てみたい。まず、可児郡御嵩町の「伏見村」が「伝馬所」になっており、村名を丸で囲み、黄色で塗られ、宿場になっている。また、「六百五拾六石ヨ 新開」とあり、絵図がつくられた頃に伏見宿として新しく成立したことになる。しかし、伏見宿は元禄期に宿場として成立したとされるが、この絵図では正保期に宿場とし

付可被為成候旨被仰出迷惑仕申候、今渡町立初より今ニ地子不被召置候間、
今度之御内検にも御免被為成被下候は忝奉存候、此以前之様子一つ書
仕指上申候

一 今渡新町六拾貳年以前、森右近様御知行之時御立被成、地子御ゆるし
被成候

一 石川備前守様御代官之時も、右之通地子御ゆるし被成候

一 松平左馬介様御知行之時も右同断

一 石原清左衛門様御代官之時も地子御ゆるし被成候

一 栗原右衛門様御代官之時も右同断

一 平岡石見守様御知行ニ御配領被成候時も、御折紙を指上ケ御断申上候へは、
御年貢は御取不被成候、此度之御内検にも御ゆるし被為成被下候は忝
奉存候

一 細湫宿は、日吉村之内、久々利御知行にて御座候、是も今渡りと一度ニ
御折紙被下、今ニ地子御ゆるし被成候

右之趣被分御聞召御ゆるし被成下候は忝奉存候

明暦三年（一六五七）酉之七月七日

今渡村 十右衛門

同村 与市

柴山長兵衛 殿

北村庄兵衛 殿

明暦三年（一六五七）よりも六三年前の文禄三年（一五九四）に金山（兼山）

城主の森氏がこの地区に新しく町をつくり、その後年貢は免除されたので
今後も免除してほしいという内容である。前述の『濃陽徇行記』土田村渡町
の項によれば、天明期以前に渡し場は土田村渡町地内にあったとされる。「今
渡町御年貢御断願書」の記載通りであれば、今渡とは「渡し場」が移動し

たことにより新しく名称が付けられたのではないことになる。

江戸時代になると今渡は幕領となり、津出しの湊として栄えた。この湊を
野市場湊という。その詳細はあまりよくわかっていない。渡船のある土田村
渡町と区別するために誕生し、津出しの湊として名称を今渡としたのではな
いかと推測される。しかし、その後今渡村は分村してしまふ。元禄一四年（一
七〇一）「美濃国郡高寄帳¹⁶」では、次の通り示されている。

一同二百四十六石一斗六升六合古ハ今渡村ト申 金屋村 今渡村金屋野市
場ニケ村ニ分ル

一同二百七十二石九斗四升六合 右同 野市場村

江戸中期以降に書かれた多くの紀行文、道中記、国絵図などや当時の最高峰
の技術で全国を測量した伊能図（後述）の中・小図も今渡村の名称を使用し、
行政区画としての村名はあまり使用されていないことがわかる。なお、江戸
時代に伊能忠敬は全国を測量し、その時の様子は『伊能忠敬測量日記¹⁷』にま
とめられている。この日記にはこのあたりのことが次の通り記されている。

文化六年（一八〇九）十月

同十五日 朝晴曇。（中略）同上（御料所、三河口太忠支配）金屋村

立場相生松二軒茶屋同上野市場村、同上二ヶ村共惣名曰、今渡村、此所
に立場あり。先後手共中食。此所より尾州名古屋道あり。伏見宿より二里、

土田二里、善師野宿三里、小牧宿四里熱田、尾州領土田村（即尾州道なり）。

往来は地先斗り）大田川、（即木曾川、幅九十三間）川中（可兒郡・加
茂郡界）下古井村、加茂郡の初尾州領、伏屋新助、神龜八郎知行所を歴
て大田宿。尾州領。両手共九ツ頃に着。伏見より二里。実は一里三十二
町二十八間三尺。止宿本陣福田治郎右衛門。此夜曇天。三四星測る。

今は人の訪ひ来る事も稀れになれり。

天明の頃に渡河地点が変更したのであれば福田家文書と関連づけられる。しかし、この部分だけでは、渡河地点がどの場所へ移動したか比定できない。詳細に記した地方文書は他に見あたらないが、紀行文に渡河地点の状況を示したものがある。享和二年（一八〇二）に書かれた大田南畝の『壬戌紀行』^⑩には場所を特定する内容が含まれており、補足することができる。その部分を引用する。

むかふに遠くみゆる山あり。左は白く右は青し。白きは雪ののこれるにて木曾の御嶽、青きはよながたけとて、大井中津川のわたりちかき大きな山なりといふ。大田の駅には成瀬隼人正・竹腰小源^⑪と書る制札あり。宿を出て堤の上をゆく。右は木曾川にして左は高き芝生なり。一里塚をへて左の方の河原をつたひ、小石まじりの芝原をゆく。所々に小松生ひたり。大田川をわたるには、一町ばかり川上より舟にのるに、流れ急に目くるめくばかり也。

ここには、太田宿の状況も触れられている。太田宿を直ぐに出してしまうのは残念であるが、渡船場までの概況を記しているので、その部分を現在の場所と比較してみる。

太田宿内には制札（高札）があった。寛政期につくられた後述の「中山道分間延絵図」では西福寺の南に描かれている。同書には祐泉寺東に船高札もある。安政期頃にまとめられた『中山道宿村大概帳』^⑫には高札場のことが触れられている。ここには「成瀬隼人正・竹腰兵部少輔」の名前がある。

現在、太田橋のある美濃加茂市御門町から加茂郡坂祝町までは昭和六〇年（一九八五）頃につくられた堤防があり、当時の状況を知る手だてはない。かつて、

太田宿内にある祐泉寺から木曾川までは高低差のある河岸段丘や木曾川に下る道がみられた。太田宿を出てからは「堤の上」ということなので河岸段丘の上を通っていたことになる。進行方向が江戸方面なので右は木曾川となる。左の「高き芝生」はヨシ原の続く河原のことであろうか。堤から太田村を出て次に下古井村となり、この河岸段丘の上の部分に沿って中山道が続いていたことになる。本文では「一里塚」を越えている。現在、「一里塚」は現存していない。ここから先で川へ向かって下りている。周辺は河川林で当時松林などがある場所だったのだろう。「一里塚」を下り、「小石まじりの芝原」の川岸からさらに一町（約一〇九メートル）川上が渡船場となる。これにより、わずかであるが周辺の状況を知ることができた。

三 可児市側の渡河地点

次に問題となるのが、可児市側の渡河地点である。『濃陽徇行記』の土田村渡町の項で「木曾川河瀬あしくなりし故「欠」年「陽に天明年の比」今渡り御界目今の渡場に替れり」とあるので、土田と今渡の境に移動したことになる。この文面では渡し場がどちらの境目にあるのか不明である。なお、昭和二年（一九二七）に太田橋が完成するまで使用されていた太田の渡しで可児市側最後の渡し場は現在の可児市今渡地区になる。この今渡の渡河地点について述べてみる。

慶長六年（一六〇二）「美濃一國郷牒」^⑬の中で今渡は「可児郡 江戸上下」村に組み込まれている。把握している中で最も古い史料は『可児町史』史料編にある「一六五 今渡町御年貢御断願書」である。この文書を次の通り引用する。

乍恐御断申上候

一今度、恵土上下御内檢被仰付斗代付被仰付候、今渡町之内畝数にも高御

された。発見当時は他の文書と共に巻いて束ねた状態で存在し、安堵状はそ
の中の一つであった。ほとんどの史料は虫害がひどい状態であったので焼却
されしまった。しかし、安堵状だけはとてもきれいな状態であったため保存
されたのである。その後、美濃加茂市史編纂をしていた神保朝朗氏、美濃加
茂市文化財保護審議委員の林亮三氏らに安堵状の調査を依頼し、太田宿にと
ってとても重要な資料であることがわかった。

他の史料が焼却されたのはとても残念であるが、この史料は太田の渡しに
関する最も古い史料である。この史料は「地方古義」「濃州徇行記」にも掲載
されている。なお、両書には別の史料も載せられているので併せて取り上げる。

已上

一濃州今度の検地之上於「加茂郡太田村内」高三石九斗九升六合太田渡船頭
八人之屋敷如「先規」之「大久保石見守奉」之被「下置」者也

慶長十五庚戌 八月廿六日

平岡因幡守 書判

和田河内守 書判

鈴木左馬助 書判

太田村船頭中

一太田村之船頭人八人何も定りの如く於「不」相渡「可」被「申」候、加増之儀
は御機嫌をはからひ候而重而折紙取候而可「遣」候間先々如「毎年」御渡可
有「之」候、恐々謹言

霜月廿日

原 右衛門 書判

新 八右衛門殿

池尾安右衛門殿

この二点の史料は、尾張藩の重松篤太夫、樋口好古らに取り上げられ、当時
から船頭衆に大切に保管されていたことがわかる。『濃州徇行記』では現存
する安堵状と若干の違いはあるが同じものと見てよい。これは樋口好古が安
堵状を直接または平塚正雄が『濃州徇行記』を編纂する際に誤記したもの
と思われる。また、同様の内容で慶長一五年（一六一〇）「呂久渡船頭屋敷
安堵状」がある。呂久渡にはこの他に天正八年（一五八〇）「呂久渡掟書」
慶長七年（一六〇二）「呂久渡船賃定」などがあり、「太田宿」にも同様に
出されていた可能性もある。

安堵状以降の史料は天明年間の「旧太田宿福田家文書（以下福田家文書）」
による。福田家文書は天明四年（一七八四）から天明八年（一七八八）と
天保七年（一八三六）・同八年（一八三七）の史料が現存する。この史料の
天明七年（一七八七）の項に次の通りある。

太田川渡船場往古々追々川瀬替、只今ニ而ハ拾式・三丁も川上古井村之
内ニ而渡船仕罷有候、御用御通行之節々被為有御存御通荒川故、船手伝
と名付、村方より人足多ク相掛御用為相勤来候

天明期以前に渡河地点の位置が変更されたことが読みとれる。一二・三町（約
一・三キロメートル）も川上でしかも古井村に渡船場が移動したことになる。
なお、『濃州徇行記』にもこの部分と同様の記載で次の部分がある。

一支村渡り町は、下切の東にあり、即元の中山道筋にて太田宿への渡場な
りしが此際木曾川河瀬あしくなりし故「欠」年「陽」に天明年の比「今」渡
り御界目今の渡場に替れり、古道寂寞として遺り、渡町も今町並はのこ
れども名のみにて農家ばかりになれり、家は五十戸ほどあり、桜井、清
水は町はづれにあり、水中に石碑あり、石面に仏体あり、観音也と云、

史料紹介

天明期以後における「太田の渡し」の渡河地点の変遷について

村瀬英彦

はじめに

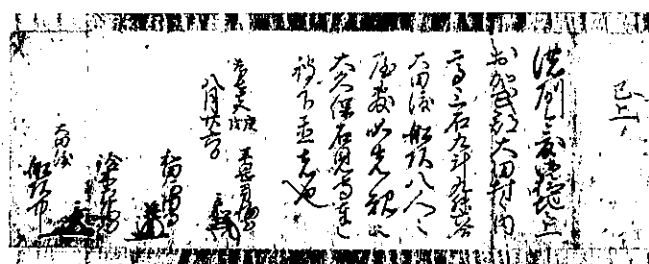
美濃加茂市は江戸時代に中山道が通り、宿場町である太田宿があった。天明期から尾張藩太田代官所も置かれており、交通と政治・経済の中心地として発展していた。また、「木曾のかけはし太田の渡し碓氷峠がなくばよい」といわれた中山道三代難所の一つ「太田の渡し」があった。近世初頭から中山道は整備されたが、この渡し場の渡河地点の変遷について、不明な点が多くある。『美濃加茂市民ミュージアム紀要』第五集で紹介した太田宿の町並の復原から明らかになったことの補足として、天明期以後における「太田の渡し」の渡河地点について、いくつかの史料から復原できることを述べたい。

一 中山道成立前後の太田の渡し

中山道が整備される以前、太田の渡しは鎌倉時代に記された『吾妻鏡』にある「大井戸渡し」といわれている。同書には承久三年（一二三二）六月三日「東山道大井戸渡し」とある。同月五日にも「及晩、山道討手武田五郎、同小五郎、小笠原次郎、父子八人、小山新左衛門尉等渡大井戸」とある。他には永正四年（一五〇七）「大仙寺文書」の中に「渡の 右衛門太郎 在判」とあるように木曾川の渡船に関係すると思われる地名のつくものがいた。さらに「信州下向記」では天文二年（一五三三）一〇月八日「大炊戸渡有之、日本二番川渡也云々」とあり、渡し場の存在が認められる。しかし、「大井戸渡し・大炊戸渡し」がどこで行われていたかを示す具体的な史料がないため渡河地点を示すことはできない。

二 美濃加茂市側の渡河地点

江戸幕府開設当時の加茂郡太田村がどんな村であったのかを知る史料は少ない。慶長一五年（一六一〇）に大久保長安が行った石見検地の際、太田の渡しは船頭に対して出された「太田渡船屋敷安堵状（以後安堵状）」が数少ない史料の中の一つである。この安堵状により太田の渡しはそれ以前から領主によって保護されていたことがわかる。太田村には、船頭屋敷があり、渡船を渡世とするものたちが存在したのである。



慶長15年(1610) 太田渡船屋敷安堵状 個人所蔵

已上

濃州今度御検地之上、於加茂郡太田村之内、高三石九斗九升六合、太田渡船頭八人之屋敷、如先規之、大久保石見守奉之、被下置者也

慶長十五
戌庚

八月廿六日

平岡因幡守

良和(花押)

和田河内守

恒成(花押)

鈴木左馬助

□□(花押)

太田渡船頭中

この史料の所蔵者である故長谷川昭夫氏から安堵状について、直接お話を伺うことができたので紹介したい。長谷川氏は先祖代々木曾川で舟、川関係の仕事に従事してきた。なぜ所持していたかは不明とのことであった。

昭和三八年（一九六三）に昭夫氏の祖父が没した後、仏壇の整理中に発見

可仕候、若シ滞候ハ、質地流地ニ可被 仰付候、仍而証文如件

太田村借り主

次郎作

天明六年

午十二月

此証文末五月十四日弥三右衛門方申参候間、
認メ遣申候、但シ古証文と引替ニ相成申候

与惣

庄兵衛

源藏

清七

長十郎

吉藏

市郎右衛門

新左衛門

平兵衛

勘左衛門

林市左衛門

林新右衛門

同

同

同

同

同

組頭

同

同

同

庄屋

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

太田

御役所

又右衛門

助左衛門

長三郎

十二月

井田忠右衛門様

林市左衛門（印）

午十二月

同年寄

新左衛門

乍恐御達申上候御事

一布五ノ風呂敷 卷ッ

一立嶋前掛 卷ッ

一紙入 卷ッ

但シ内ニ書付計

右ハ当月六日夜当所利吉と申者独身者ニ御座候処、隣家江用事ニ付、罷出候留主江、裏口戸押はづし忍込、右三品盜取逃去申候、吟味仕候得共、相知不申候間、御達申上候、以上

午

太田村庄屋

十二月

林市左衛門（印）

十二月

組頭

井田忠右衛門様

市郎右衛門

拝借仕金永之事

去巳年元金百七拾壹兩三分・永三拾九文貳分

当午之利金之内十分一ノ分、金壹兩貳分・永貳百拾七文九分

合 金百七拾三兩貳分・永七文壹分

此質物本田三町六反歩、此高五拾四石八斗四升九合六勺

右者当宿困窮ニ付、安永三千年々去丑年迄中年七ケ年、人馬賃錢割増被 仰

付、右之内刎錢之溜、始年々亥六月迄年割五分利、亥七月割之利付御借

シ渡利倍仕処、去巳年拝借高并当年利金永之内拾分一之分元金ニ差加へ、

書面之通御貸渡被下置、村方之者共へ貸渡置、私共へ手形取置申候、来未年

十一月廿日迄元り急度上納可仕候処、如件

天明六年

太田宿問屋

乍恐奉願上候御事

一米五石也

右ハ今渡村喜平と申者方買請申候間、早速引取申請候、何卒願之通被 仰付被下置候様奉願上候、以上

午

太田村

十二月

井田忠右衛門様

右市郎右衛門願之通相違無御座候間、何卒願之通被 仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

右村庄屋

林市左衛門

質地証文之事

ひかへ

一田三町六反歩

右質地代文金百七拾三兩貳分

永七文壹分也

右ハ宿方人馬賃錢割増之内、刎錢之溜金百七拾三兩貳分・永七文壹分、前書之通質地書入借用仕候、年割之利足之積り、来ル未十一月元利共返上

林市左衛門

乍恐御達申上候御事

一先月十四日夜藤八娘なをと申者、田面ニ御座候大根盗取申候ニ付、番人共吟味仕候処、左之通り申聞候

一右藤八娘なを大根壺本引縄を敷乗置、又二本引申候処、見付声掛申候処、驚逃出申候間、追掛参候処、隣家へ逃込隠れ申候、親藤八其所江参り、娘なを大根盗候儀ハ不致候由いろく申致候間、番人申候ハ、右畑江参り吟味仕候由、右藤八同道致右畑江参り候処、大根壺本縄ニ乗セ有之候、依之藤八申訳なく、右大根壺本持番人宅江連れ参り申候、跡式本之大根ハ如何致候哉、翌朝も番人共吟味仕候得共、行方相知不申候由申聞候
右之通番人共申聞候、相違無御座候、依之御達申上候、以上

太田村庄屋

午

林新右衛門

十一月

同断

林市左衛門

井田忠右衛門様

此書付差戻り申候

乍恐奉願上候御事

当村之儀、御定免御年限中ニ御座候得共、当年格別之凶年ニ付、御見立御願申上候処、御勘弁之上御検見被 仰付被下置難有仕合ニ奉存候、然処追々立毛刈取こなし見申候得ハ、存外取入薄ク驚入当惑仕候由、惣百姓共私共江追々相歎キ申候間、御慈悲之上何卒厚ク御勘弁被 仰付被下置候様奉願上候、誠ニ私共手作之分見分とハ格外之相違、追々取入こなし見申候処、存外大違ひ迷惑千万ニ奉存候、近年追々村方

(乱丁)

乍恐奉願上候御事

一米拾壹石也

右之通取組村金七方へ売渡申度候、乍恐願之通被 仰付被下置候様、幾重も奉願上候、以上

午

太田村

十二月

林新右衛門

井田忠右衛門様

右新右衛門奉願上候通相違無御座候間、願之通被仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

右村庄屋

林市左衛門

御書付出申候、新右衛門へ渡ス

米渡次第御役所へ返事

乍恐御達申上候御事

一餅米壹斗五・六升程

一大豆貳斗程

ノ

当月四日夜

右ハ当所孫六と申者所、裏竹門開キ忍入、小家ニ入置候処、右錠如何致明ケ申候哉、右二品盗取逃去申候、段々吟味仕候得共、相知不申候、依之御達申上候、以上

午

太田村庄屋

井田忠右衛門様

栄 助

覚

一米四斗五升

右ハ私与之助ニ被盜取候米之内、御吟味之上如此被返下難有頂戴仕候、以上

午

太田村

十一月

林市左衛門

井田忠右衛門様

右市左衛門書上候通相違無御座候、以上

右村庄屋

林新右衛門

乍恐以書付申上候御事

今般御証文人足四人、御雇人足壹人朝五ツ比差出候様被 仰付候ニ付、人足江其段申付置候処、遅参仕候ニ付、吟味致候様被 仰付、則吟味仕候処、左之通申聞候

私忤辰三郎三才ニ成申候、平生ハ母とふせり申候処、十三日之夜私母深田村親類江参り留主^(守以下地)ニ付、私右忤抱ふせり申候処、夜中不相勝様子ニて一向ふせり不申候、依之寝過申候由申聞候

文蔵

私儀十三日昼過比方犬山江宿方人足ニ参り、夜四ツ半比帰り、夫より隣金平と申者へ犬山親類方伝言御座候ニ付、参り咄仕遅々帰りふせり、草^(草)口寝過申候由申聞候

治吉

私儀十三日夜六ツ比富藏方へ参り直ニ帰り、夜五ツ半比ニふせり申候、其夜ハ雪振あばら家ニ御座候得ハ、昼夜之差別相知不申、依之寝過申候由申聞候

磯吉

右之通申聞候、残兩人ハ時刻相応御役所江参り申候由申聞候、右申口ニ御座候間申上候得共、甚不都合御断申上候様も無御座候仕合ニ御座候、重而被仰付候時刻無間違罷出候様、急度申付置候間、何卒此度之儀ハ幾重も御免成被下候様奉願上候、以上

太田村問屋

弥三右衛門

午

右村庄屋

十一月

林市左衛門

井田忠右衛門様

乍恐奉願上候御事

一升数米拾五石

右ハ私酒仕入米ニ今渡村文蔵方ニて買請申候間、早速引取申度候、何卒右願之通被 仰付被下置候様、幾重も奉願上候、以上

午

太田村

十一月

栄助

井田忠右衛門様

右栄助願上候通相違無御座候間、何卒願之通被 仰付被下置候ハ、難有可奉存候、以上

右村庄屋

一金拾貳兩三分 惣治郎

✕ 右明和七年寅年迄御利足頂戴仕候

明和五年子六月十二日

一金拾六兩三分 林 勘兵衛

明和五年子六月十一日

一金拾六兩三分 林 市左衛門

右同断

一金拾壹兩也 林 新右衛門

右同断

一金五兩貳分 惣治郎

✕ 右明和七寅年迄御利足頂戴仕候

明和六年丑六月

一金拾七兩也 林 勘兵衛

右同年

一金八兩也 栄助

✕ 右明和七寅年迄御利足頂戴仕候

安永五年申三月

一金拾五兩也 林 勘兵衛

右同年

一金拾五兩也 林 市左衛門

右同年

一金五兩也 林 新右衛門

右同年

一金三兩也 福田次郎右衛門

右同年

一金五兩也 栄助

✕ 右御利足不被下候分

福田次郎右衛門

丑・寅兩年分御調達金

林 勘兵衛

一金貳百拾兩貳分也

林 新右衛門

林 市左衛門

五平

栄助

✕ 右天明五巳年迄御利足頂戴仕候

右ハ先年々追々御用金并御調達被 仰付候ニ付、出情仕御用立置申候、然ル処当年一統大凶年ニ付、銘々小作掟等内輪差支無是非差延遣候族数多御座候ニ付、御年貢上納等差支大難渋仕候、乍恐此段被為聞召分、何卒右御用立申上置候金子元利共被下置候様幾重も奉願上候、左候得ハ御年貢差加ニ仕度、尚亦村方都而模通等宜敷相成候間、乍恐此段厚ク御勘考成被下、右御金元り共御返シ被下置候ハ、千万難有仕合ニ可奉存候、以上

太田村惣年寄

福田次郎右衛門

右村年寄

林 勘兵衛

右村年寄庄屋

林 新右衛門

右同断

林 市左衛門

右村年寄

五平

右村頭百姓

乍恐奉願上候御事

若宮後

一長拾三間

根卷石籠

三尺卷本
貳尺卷本

鵜飼ど落合北方

一長拾間

根卷石籠

壹尺五寸貳本

ひしか

一長拾六間

根卷石籠

貳尺卷本
壹尺五寸卷本

大繩手南方

一長四拾五間

根卷石籠

壹尺五寸貳本

矢田奥砂留

一長拾三間

中奥八間
口九間

根九尺
高五尺
馬三尺

堀土三尺土井丈夫付ニ致度候

矢田池たか井伏ニ替

一長三間

三尺籠 三本
貳尺籠 貳本

同

一長貳間

壹尺五寸籠 廿四本
三尺籠 貳本

同

一長五間半

貳尺籠 貳本
壹尺五寸籠 四本

同

一長九尺

三尺籠 貳本

唐前溝砂留方橋迄

一長貳百五拾貳間

堀土成し貳尺
此分巾四尺

同所橋方矢田落口迄

一長四拾七間

堀土成し貳尺

(是迄巾五尺之所
貳間ニ切広仕度候

右ハ来未春定式御普請所、庄屋・組頭・頭百姓立合見分仕候處、御普請被仰付不被下置候ハ而ハ不叶場所ニ御座候間、御見分之上御普請被 仰付被下置候様奉願上候、以上

午

十一月

太田村庄屋

林新右衛門

同断

林市左衛門

組頭

新左衛門

同断

平兵衛

頭百姓

庄左衛門

井田忠右衛門様

乍恐奉願上候御事

明和四年亥正月廿二日

一金三拾六両

明和四年亥正月廿二日

一金貳拾五両壹分

明和四年亥正月廿二日

林 勘兵衛

林 新右衛門

栄助卜書上候

借用申金子之事

一金六拾六兩貳分也

本金也、但、文藏殿分

一金八兩貳分也

本金也、但、文治殿分

右ハ笠原村去辰御年貢皆済差詰り御頼申入、書面之金子唯今借用申候、御公儀様へ御上納仕候処、実正ニ御座候、返済之儀ハ来ル十月限元利共急度返済可申候、尤取次金之由ニ御座候得ハ、右日限無相違返済可仕候、為後日御裏印相頼証文相渡申所、仍而如件

天明五巳四月

土岐郡笠原村庄屋

源右衛門 印

同断

新平 印

年寄

九郎右衛門 印

同

茂兵衛 印

同

藤右衛門 印

同

丹助 印

可児郡野市場村

文治殿

文藏殿

表書之通相違無之候、以上

巳七月九日

他出 竹中十五郎

渡辺忠三郎 印

借用申金子之事

一金六拾六兩貳分ハ

元金也

右ハ笠松御役所御支配下土岐郡笠原村、去辰御年貢金差支候ニ付、私へ被相頼候間、無拠右金子御差借之儀御頼申候処、早速御取次被下儘ニ私へ借用仕候、則笠原村江相渡御年貢ニ上納申候処実正也、然上ハ来ル十月限元り共急度御返済可申候、万一先村方返済之儀滞候ハ、私方急度御返済可申候、為後日証文、仍而如件

天明五巳四月

可児郡野市場村借主

文藏

請人

惣次郎

庄屋

文治

太田村 五平殿

右式通証文之写御役所へ遣申候
依之扣留置申候、以上、但シ前願書と一所ニ差上申候

午十二月七日差上申候

御請合之事

一御蔵米六拾石

壬十月廿九日出船

一御蔵米五拾石

十一月十三日出船

一残り米之儀ハ御免状面之通無相違、十一月廿五日迄御返済可仕候、以上

右日割之通御請合急度御蔵入可仕候、為其請書差上申候、以上

閏

庄屋

十月

兩人

井田忠右衛門様

同

市郎右衛門(印)

百性惣代

庄左衛門(印)

右村惣年寄

福田治郎右衛門(印)

井田忠右衛門様

乍恐以書付申上候御事

今般送り者不請取候儀、御吟味被仰付候、右ハ御役所様方情々御世話も御座候御事ニ御座候得ハ、右送り者不請取杯と申事全ク申不遣候、無賃人足帳持參致し諸勸化之儀ハ先村方茂得請取不申段申參候間、隣村之儀ニ御座候間、土田村・今渡村・下古井村・上古井村・山之上村・上中下峰屋村・伊瀬村・大針村・木野村右村々江無賃人足諸勸化之義ハ得請取不申候段申遣候ニ相違無御座候間、依之御達申上候、以上

午

庄屋

十一月

林市左衛門

井田忠右衛門様

乍恐奉願上候御事

一当御支配所可児郡野市場村文藏方去已四月相頼候者、同御配下土岐郡笠原村御年貢不納ニ付、右皆済金口入致呉候様相頼候由ニ付、私方ニ而取次呉候様相頼候間、無抛他借ヲ以則別紙証文写之通去已十月限ニ右文藏へ取次置候、然ル所存外右日限ニ至り返済及遲滞候ニ付、段々催促仕候得共、一向埒明不申、当十月限ニハ不放置返金可致間、指延置呉候様相頼ニ付、是

又無是非承知仕金主取方へも右之段相歎斷置申候、其後も一向不埒ニ而極之節々茂申口とハ甚相違仕、兎角返金不仕迷惑至極ニ奉存候、然ル処金主方茂追々私断之申口相違仕候間、甚立腹仕最早了簡不相成、是非急々勘定相立候様此節私方江申詰メ甚々難渋ニ罷成候、右ハ少々宛之元手金相頼候ニ御座候得ハ、右之不埒ニ付、通用も指支商売も不相成候程之仕合ニ而、乍恐迷惑至極ニ奉存候ニ付、無抛御願奉申上候、其上御役人様御裏判手形之儀ニ御座候得ハ、聊相滞可申金子ニ而無御座候間、御勘考之上速ニ返済致候様急度被仰渡被下置候様奉願上候、以上

午

尾州様御領分

十二月

加茂郡太田村

五平

笠松

御役所

右之通笠松御役所江御願ニ罷出度奉存候間、乍恐此段被為分聞召、御添状被遊被下置候ハ、冥加至極難有仕合ニ可奉存候、以上

午

加茂郡太田村

五平

十二月

太田

御役所

右御願申上候通相違無御座候間、何卒五平願之通被為仰付被下置候ハ、難有可奉存候、以上

右村庄屋

林新右衛門

同断

林市左衛門

右村庄屋

林市左衛門

乍恐御達申上候御事

太田村無高百姓船人

水死人 庄治郎 十九

同所無高百姓船人

小三郎 三十九

右兩人之者共、去ル廿二日出船仕一昨廿三日登申候、然処右庄治郎義、木曾川筋笹原之瀬と申所ニ而船棹ニ刎込レ水死仕候、段々死骸相尋申候得共、未タ行方相知不申候、依之御達申上候、以上

午

右村庄屋

林市左衛門

十二月 井田忠右衛門様

乍恐御達申上候御事

一芋種 式斗余り

一割木 六束

右当月十九日夜当所嘉七後家浦軒下ニ埋置申候処、掘出シ盜取申候、段々吟味仕候得共、相知不申候間、乍恐御達申上候、以上

午

太田村庄屋

林市左衛門

十二月 井田忠右衛門様

乍恐御達申上候御事

濃州加茂郡峰屋村禪宗瑞林寺末寺、同郡太田村祥光寺病身ニ付、当七月御願

申上被致退院、其後無住之所貧地故相応之後住無御座候間、無往年越之御達申上候、何卒右之趣寺社御奉行所へ被 仰上被下置候ハ、難有仕合ニ可奉存候、以上

午

太田村旦方惣代

十二月

九兵衛

右村庄屋

林市左衛門

井田忠右衛門様

⑤

困窮仕罷有候処、亦々当年格別之凶作ニ出合大難渋仕、村中十方ニ暮罷有候、併シ未タ御免定も頂戴不仕候已前か様ニ御願申上候儀ハ、何分奉恐入候得共、当年之儀ハ御慈悲之上格別ニ御救不被下置候而ハ、御上納も難相勤仕合ニ奉存候間、幾重も厚ク御勘弁被 仰付被下置候様、惣百姓とも一統奉願上候、以上

午

太田村庄屋

閏十月

林 新右衛門(印)

同

林 市左衛門(印)

組頭

利兵衛(印)

同

此願書御取上無御座候

勘左衛門(印)

同

平兵衛(印)

同

新左衛門(印)

一萱家宅軒	長五間半 梁三間	同所無高百姓	源吉
一萱家宅軒	長四間半 梁貳間半	同所無高百姓	和吉
一萱家宅軒	長貳間半 はり九尺	同所無高百姓	友八
一萱家宅軒	長三間半 梁二間半	同所無高百姓	勘七
一萱家宅軒	長三間 梁貳間	同所高持百姓	きん
一萱家宅軒	長貳間 梁九尺	同所無高百姓	多平後家
一同家宅軒	長三間半 梁二間半	同所無高百姓	半次郎後家
一同家宅軒	長貳間 梁九尺	同所高持百姓	金助後家
一同家宅軒	長三間半 はり貳間	同所高持百姓	儀助後家

一萱家宅軒	長三間半 梁九尺	同所高持百姓	久吉
一萱家宅軒	長貳間 はり貳間	同所高持百姓	与平治扣
メ家数拾三軒	右ハ昨廿六日夜八ツ過比半兵衛灰屋ヲ出火仕候、村中早速駈附出情相防申候得共、風烈ク手ニ及ひ不申、右之通家数類焼仕候、右出火之様子吟味仕候得ハ、昨日灰を取灰部屋江入置候処、右灰ニ火残り居候哉、夫々出火全ク手過ニ相違無御座候、仍之御達申上候、以上	右村庄屋	林新右衛門
十一月廿七日	右同断	林市左衛門	
乍恐奉願上候御事	一米五石也	右ハ今渡村文藏方小売米ニ買取申候間、早速引取申度奉存候、何卒願之通被仰付被下置候様奉願上候、以上	栄助
十一月	井田忠右衛門様	右栄助奉願上候通相違無御座候、何卒願之通被仰付被下置候ハ、難有可奉存候、以上	

(乱丁㊤)

百文ニ壹升七合ツ、

代八百三拾四文

右ハ林市左衛門方ニ而与之助盜取申候米、相場御尋被遊候ニ付、右書上申候通相違無御座候、以上

午三月

太田村庄屋

井田忠右衛門様

林新右衛門

乍恐再奉願上候御事

角田新左衛門様御講釈拜聞仕度、先達而御願申上置候処、以今御沙汰無御座候、追々農業方差掛申候間、近比自由ケ間敷奉恐入候得共、何卒此節御招請仕度奉存候、乍恐右之段被 仰上、急ニ御出被遊被下置候様ニ奉願上候、以上

午

太田村庄屋

三月

林新右衛門

同断

林市左衛門

井田忠右衛門様

乍恐奉願上候御事

追々御吟味被遊候盜賊与之助儀、此上名古屋表入穿等被 仰付候而ハ彼是雜用等相懸リ難渋仕候間、恐入候御儀ニ御座候得共、何卒村預ニ被 成置被下、早速事済仕候様被 仰付被下置候様奉願上候、以上

午

太田村庄屋

四月

林新右衛門

右同断

井田忠右衛門様

林市左衛門

Ⓐ

井田忠右衛門様

右村組頭

新左衛門

同断

市郎右衛門

乍恐奉願上候御事

先達而奉願上候当所定式御普請所之儀、廿五日迄出来為致候様被仰付候得共、冬分出来不仕候ニ付、日延奉願上候、来正月三日ヲ取掛、来未五月十日までニ出来為致御注進可上候間、何卒日延御差免被下置候様奉願上候、右願之通被仰付被下置候ハ、難有可奉存候、以上

午

太田村庄屋

十一月

林市左衛門

井田忠右衛門様

乍恐御達申上候御事

太田町浦高持百姓

長七間

梁三間半

半兵衛

一萱家壹軒

灰部屋

長弍間

梁九尺

同人扣

一萱家壹軒

長五間半

同所高持百姓

梁弍間半

勘十

一金百七拾兩・永八拾八文三分毫り

当已之利金之内十分一之分

金壹兩貳分・永貳百文八分九厘也

合金百七拾毫兩三分・永三拾九文貳分、但、利壹割

此しち物ニ 三町六反歩

本田

高五拾四石八斗四升九合六勺

右ハ当宿困窮ニ付、安永三年年々去丑年迄中、年七ヶ年人馬賃錢割増被

仰付、右之内劔錢之溜り始年々亥六月迄年壹割五歩利、亥七月よりハ壹割

之利付ニ御貸渡利倍仕処、去辰年拝借高并ニ当已年利金永之内、拾分一之

分金永元金ニ差加へ、書面之通御貸渡被下置、村方之者共江貸渡、私共江

手形取置申候、来午十一月廿日迄三元利息度上納可仕処、如件

天明五年

太田宿問屋

巳三月

福田七郎右衛門

同年寄

新左衛門

同庄屋

林 市左衛門

井田忠右衛門殿

右劔錢仕、替手形午二月廿四日差上申候、但シ巳年分

乍恐奉願上候御事

私儀男子無御座候ニ付、岡田佐太郎様御知行所、大野郡清水村百性幸吉弟又
市と申者、当年四拾毫才ニ罷成申候、右之者養子仕度奉願上候、勿論村中納
得仕何方ニも故障無御座候間、願之通被 仰付被下候ハ、難有仕合ニ可奉
存候、以上

午

太田村

二月

井田忠右衛門様

右佐左衛門奉願上候通相違無御座候、尤已後申分無之様三通物為取替置可申
旨、願之通被 仰付被下置候ハ、難有可奉存候、以上

庄屋

林市左衛門

林新右衛門

乍恐奉再願上候御事

当八月 日光御門主様御下向ニ付、当所替道二百七十間之所、川原石取除

道作人足百三十五人相掛申候、先達而も何卒御手当成被下置候様奉願上候得

共、未夕御沙汰も無御座候間、乍恐奉再願上、当年ハ格別凶作ニ付、村方至

而難決仕罷有候間、乍恐此段厚ク御勘考成被下、何卒早速御手当被下置候

様、幾重も奉願上候、以上

午

庄屋

十一月

林新右衛門

組頭

新左衛門

往還方

御役所

覚

一米四斗 女房へ遣候分

百文ニ付、壹升七合ツ、

代貳貫三百五拾毫文

一米壹斗四升貳合

与之助給候分

百文ニ付六本半かへ

一竹四本

五寸代拾五文

助七

同断五本半かへ

五寸八分式本三十五文

同断六本かへ

五寸五分代拾六文

同断六本かへ

一竹壹本

五寸五分代拾六文

半兵衛

同断六本半かへ

一竹式本

五寸代拾五文

五平

同断四本半かへ

六寸代廿一文

同断四本かへ

一竹式本

六寸三分代廿四文

李右衛門

同断四本半かへ

六寸代式十一文

壹わ八文ツ、

縄

五把代四拾文

一薦

壹枚代拾文

百文ニ付四束かへ

藁

式束代四十八文

ノ竹三拾式本

代錢ノ八百五拾九文

内六十四文三拾式本之分竹御払分引

壹本ニ付式文ツ、

〔残而七百九拾五文カ〕

右ハ今般御弓竹代錢、右書上之通相違無御座候、以上

午

庄屋

十月

兩人

井田忠右衛門様

乍恐奉願上候御事

私儀年内家業大工仕渡世送來申候、然処江戸表ニ私親類之者御座候処、今度大工入用ニ付、参具候様申越候ニ付、当年中江戸表へ罷越渡世仕度奉存候、勿論罷歸候ハ、其節早速御達可申上候間、何卒願之通被 仰付被下置候様幾重も奉願上候、以上

午

太田村百性

二月

庄兵衛

井田忠右衛門様

右庄兵衛御願申上候通相違無御座候間、何卒願之通被 仰付被下置候ハ、難有可奉存候、以上

右村庄屋

組頭

林市左衛門

勘左衛門

(※綴じ目部分によりこれ以下の差出人不明)

拝借仕金永之事

去辰年元金

覚

加茂郡

一御蔵米六拾石

太田村

右之通廻船仕候、御蔵入被 仰付被下置候様奉願上候、以上

午

右村庄屋

一竹三本

同断三本かへ

六寸八分代廿八文

福田次郎右衛門

閏十月

林市左衛門(印)

井田忠右衛門様

同断三本かへ

六寸代貳拾壹文

覚

百文三付三本かへ

太田村

七寸代三拾貳文

一竹貳本

七寸代三拾貳文

小左衛門

同断三本半かへ

六寸八分代廿八文

一竹七本

同断四本かへ

六寸五分貳本代四十八文

清左衛門

同断四本かへ

一竹壹本

六寸五分代廿四文

平右衛門

同断五本半かへ

五寸八分代拾七文

同断四本かへ

一竹貳本

六寸五分代廿四文

林市左衛門

六寸貳本代四十貳文

同断三本半かへ

六寸八分代廿八文

同断六本かへ

五寸五分代十六文

百文三本半かへ

一竹四本

六寸三分代廿四文

林勘兵衛

一竹四本

同断四本半かへ

六寸貳本四拾貳文

十兵衛

同断四本かへ

六寸五分代廿四文

同断四本かへ

六寸五分貳本四十八文

井田忠右衛門様

福田治郎右衛門

天明六年

午閏十月十四日

庄屋 武右衛門 判

年寄 庄五郎 判

百姓代 長右衛門 判

覚

尾張様御領分

御庄屋

一拾三人

但、昼夜式人ツ、

加茂郡太田村

林新右衛門殿

一四百拾六文

盜賊源吉支度廿度分

同

但シ、壹ヶ付代式拾文ツ、

林市左衛門殿

ノ

御組頭衆中

右ハ酒倉村源吉盜賊仕候ニ付、(同以十四) 壬十月七日方同十四日迄番人并支度代右書上候通り相違無御座候、以上

太田村庄屋

閏

林市左衛門(印)

十月

井田忠右衛門様

乍恐御達申上候御事

〔為御知ト云事ハ抜ク
出費申分無御座候ト入ル
此通御差図ニ御座候、以上〕

酒倉村方參候書付写

一札

一当村百姓源吉と申者、当月七日夜五ツ比、其御村方畑中ニ有之候はさ之稻盜取申候処、御村方番人見付之召捕申候由承知仕、此方ニ而茂段々吟味仕

候処、平生左様成不届ハ毛頭不仕者ニ御座候得共、此節追々困窮ニ付、与

風心付全ク貧乏之盜不埒之段申訳も無御座候仕合、何共迷惑仕候、右之段

追々御欺申上候処、御聞届御内濟被下、右盜賊私共へ御渡被下忝慥ニ受取申

候、此後右源吉一件ニ付、出費申分無御座候、且何様六ヶ敷儀出来仕候共、

其御村方江少も御苦勞掛申間敷候、勿論源吉妻子共此以後御村方へ堅足踏

為致申間敷候、為後日一札仍而如件

一当月十三日夜四ツ過比当村高持百姓藤八と申者、娘ヲ連畑ニ有之候大根盜

取申候処、当所番人見付声掛候得ハ、右娘ハ内江逃込申候間、親藤八ヲ捕

申候、尤此度之儀ハ聊之儀ニ御座候得共、此以後村方メリニも御座候間、

乍恐御吟味被 仰付被下置候様奉願上候、以上

太田村庄屋

壬

林新右衛門

十月

同断

林市左衛門

井田忠右衛門様

御料加茂郡酒倉村

当月七日兩度之大風ニ而、殊之外大痛ニ相成迷惑千万ニ奉存候、畑方之儀も雨勝ニ御座 〱 諸作共実のり惡敷御座候処、

右兩度之大風ニ而至而相痛申候、右之趣御座候得者、何分御定免相勤りかね申候様奉存候、乍恐当年之儀ハ御見立ニ被 仰付被下置候様ニ幾重も奉願上候、願之通乍恐御勘考被成下被 仰付被下置候ハ、重々難有奉存候、以上

右村庄屋

林 新右衛門

同断

林 市左衛門

組頭

利 兵 衛

九月

同断

勘 左 衛 門

同断

〱 〱
金左衛門之

同断

新 左 衛 門

同断

市 郎 右 衛 門

惣年寄

福田次郎右衛門

井田忠右衛門様

乍恐奉願上候御事

当村之儀、御定免御年限中ニ御座候得共、当年格別之凶年ニ付、御見立御願

申上候処、御勘弁之上御檢見被 仰付被下置難有仕合ニ奉存候、然処追々立毛莉取こなし見申候得ハ、存外取入薄ク驚入当惑仕候由、惣百性共私共江追々相歎申候間、御慈悲之上厚御勘弁被 仰付被下置候様奉願上候、誠ニ私共手作分も見分とハ格外之相違、追々取入こなし見申候処、存外大違ひ迷惑千万ニ奉存候、近年追々村方困窮仕罷有候処、亦々当年格別之凶年出合大難波仕、村中十方ニ暮罷有候、併未タ御免定も頂戴不仕候已前、加様ニ御願申上候御儀ハ、何分奉恐入候得共、当年之儀ハ御慈悲之上格別ニ御救不被下置候ハ而ハ、御上納も難相勤仕合ニ奉存候間、幾重も厚ク御勘弁被 仰付被下置候様惣百性とも一統奉願上候、以上

太田村庄屋

林 新右衛門

同

林 市左衛門

組頭

利 兵 衛

午
閏十月

同

勘 左 衛 門

〱
同之

〱 〱
金左衛門之

同

新 左 衛 門

同

市 郎 右 衛 門

百性惣代

庄 左 衛 門

右村惣年寄

此願書御取上無御座候而、差戻り申候

井田忠右衛門様

同断

林市左衛門

乍恐奉願上候御事

一 浅野李之丞様 御下り

一 織田出雲守様 御上り

一 井上筑後守様 御下り

一 日光御門主様 御下向

右之 御方様御通行之節、御波渡場築立申候、御入用金未夕下不置候、

何卒早速被下置候様奉願上候、以上

九月

井田忠右衛門様

庄屋 兩人

乍恐御達申上候御事

北方 波先五間

一 御前老ヶ所 築出三間

御通道拾間

北方 波先四間

一 御次五ヶ所 築出貳間

御通道拾間

南方 波先五間

一 御前老ヶ所 築出拾間

御通道六間

南方

一 御次五ヶ所

波先四間

築出五間

御通道七間

ノ拾貳ヶ所

一 籠 五拾間

一 俵 百

一 縄 三束

一 唐鶴 拾五丁

一 百九拾貳間

船小家方

御波渡迄御道作り

右者 日光御門主様御下向之節、御波渡場右書上候通相違無御座候、以

上

午

八月

太田村庄屋

林新右衛門

同断

林市左衛門

井田忠右衛門様

乍恐奉願上候御事

加茂郡

一 高千八百五拾三石六斗壹升貳合

太田村

一 四町八反九畝廿五歩

御見取

一 八反三畝七歩

同断

一 壹町六反壹畝貳歩

同断

御見取三ヶ所檢見相濟不申候

右当村之儀、御定免之内ニ而御座候得共、当年ハ降り続キ申候故、田方生立ハ大概ニ御座候得共、稻草出来薄ク其上小穂ニ御座候処、先月廿九日・

右ハ之通先達而御達申上置候通り、当年九拾歳ニ罷成候処、当七月廿四日病死仕候、依之御達申上候、以上

午

太田村庄屋

七月

林市左衛門

井田忠右衛門様

覚

扣

野跡

歩程

一三拾九町貳反貳畝歩程

内

三

御見取七町■反四畝■四歩

残而

三拾壹町六反五畝歩程

此野御年貢

米三石壹斗貳升

右書上申候通相違無御座候、山高・野高無御座候、以上

太田村組頭

市郎右衛門

同

午

新左衛門

七月

同

平兵衛

同

勘左衛門

同

利兵衛

庄屋

林市左衛門

同

林新右衛門

惣年寄

福田次郎右衛門

井田忠右衛門様

乍恐御達申上候御事

当所加茂明神神事、来八月朔日如例年湯立神樂并寄七相撲先規之通相勤申候、依之御達申上候、以上

午

太田村庄屋

七月

林市左衛門

井田忠右衛門様

覚

安永七戌年御救

一金拾壹兩壹分九匁

安永八亥年御救

一金拾六兩貳分四匁五分

ノ金貳拾七兩三分拾三匁五分

右ハ先達而御救御拝借金、今般年賦ニ被仰付難有奉存候、巷ケ年ニ金貳分三匁五分七厘ツ、五拾ケ年之内、急度上納可仕候、何様之年柄ニ御座候共、無遲滞急度返上可仕候、依之請書差上申候、以上

午

太田村庄屋

七月

林新右衛門

一かうし嶋中立男向帷子 沓ッ

一ちくさ^(俵)様付木綿女向裕 沓ッ

但シ裏古浅黄

一ちくさ小紋木綿女向單物 沓ッ

一大めう^(金)筋木綿まへかけ 沓ッ

一無印張立傘 沓本

メ七品

右ハ当廿一日私方男共早朝草苅ニ参り候節、裏路次口開^(置)参候所、折節召使共着類洗濯致路次内棹ニ掛干置申候所見込、右路次口より忍込右之品盜取逃去申候、吟味仕候得共、相知不申候間、御注進申上候、勿論下男・下女とも着替ニ御座候得ハ、至而迷惑仕候、御吟味之上相知候節御返被下置候様奉願上候、以上

午

太田村

六月

栄助(印)

井田忠右衛門様

右栄助御達申上候通相違無御座候、以上

右村庄屋

林市左衛門(印)

乍恐御達申上候御事

長拾三間

今般朝鮮芝御用ニ付、村中吟味仕候處、当村中ニ程之場所所有之候

巾三尺式寸

間、御達申上候、以上

午

七月

太田村庄屋

林市左衛門

井田忠右衛門様

乍恐御達申上候御事

加茂郡太田村伝四郎母

九拾歳 さき

右村定七父

八拾九歳 定助

右ハ今般八拾九歳已上之者書上候様被 仰付候間、右書上候通相違無御座候、右之外吟味仕候得共、右年齢之者無御座候、依之御達申上候、以上

午

右村庄屋

七月

林市左衛門

井田忠右衛門様

奉願候御事

拙僧義、近年病身ニ罷成寺役難相勤候ニ付、今般退院仕、本寺蜂屋村瑞林寺江罷越養生仕度奉願候、尤本寺并且方村中納得ニ而何方ニも故障無御座候間、願之通相叶候様寺杜御奉行所江被 仰達被下候ハ、忝可奉存候、以上

天明六年午七月

加茂郡蜂屋村禅宗瑞林寺末寺

同郡太田村

祥光寺

井田忠右衛門殿

右祥光寺御願被申上候通相違無御座候間、願之通

口

口 如件

右村庄屋

兩人

乍恐御達申上候御事

加茂郡太田村伝四郎母

さき

一雨池巻ヶ所 長六拾間
巾式十間

浚へ 口三尺
浚へ 奥五尺

加茂川筋堀割 三尺籠長百廿間式本
一根巻籠 式尺籠長百廿間式本

加茂川筋一ノ井 川巾七間
一棚堰巻ヶ所 松丸太枝木四本成四尺廻り
わく式ヶ所 松押木百八本成式尺廻り
式尺籠式拾間
巻尺五寸籠拾巻間
松葉百束

加茂川筋井口ノ三^{（上巻）} 川巾七間
一石留棚堰巻ヶ所 松丸太枝木三本成四尺廻り
わく式ヶ所 松押木百五本成式尺廻り
松葉百束

同所 長四間
一同所樋巻本 巾巻尺式寸
式寸板 但シ内乗り

同所井口

一根巻籠 巻尺五寸籠長百四十六間
式尺籠三拾四間

右ハ当秋定式御普請所庄屋・組頭・頭百性立合見分仕候処、御普請被仰付不被下置候而ハ不叶場所ニ御座候間、御見分之上御普請被仰付被下置候様奉願上候、以上

午

六月

庄屋 林市左衛門
同断 林新右衛門
組頭 勘左衛門
同断 新左衛門
同断 市郎右衛門
同断 平兵衛
同断 利兵衛
百性惣代 庄左衛門

井田忠右衛門様

乍恐御達申上候御事

一小紋地布女向古帷子 巻ッ
一古千茶木綿女向單物 巻ッ

今般周圭と相改手広療治為仕度奉願上候、尤村中納得仕何方ニも少茂故障
無御座候間、願之通被 仰付被下置候ハ、難有仕合ニ可奉存候、以上
午

加茂郡太田村

六月

今井子方

井田忠右衛門様

右今井子方御願申上候通被 仰付被下置候ハ、難有仕合ニ可奉存候、以
上

右村庄屋

林市左衛門

組頭

新左衛門

惣年寄

福田治郎右衛門

乍恐奉願上候御事

太郎洞

一雨池杓ヶ所

長貳拾間

貳寸板

巾四角尺

但シ内乗り

右杓朽腐仕候間、当秋伏替仕度奉願上候、御見分之上被 仰付被下置候
様奉願上候、以上

午六月

庄屋 兩人

組頭 五人

井田忠右衛門様

乍恐御達申上候御事

一当所太郎宮神事、例年之通明十九日夜花火、翌廿日湯立神樂先規之通相
勤申候、依之御達申上候、以上

午

太田村庄屋

六月

林市左衛門

井田忠右衛門様

乍恐御達申上候御事

前度方俳諧仕へ非人他所参居申候処、四五日以前当所へ罷越、河原ニ相
当所河原ニ非人去ル十一日方
煩罷在候ニ付、小屋しつらい番人為見廻、藥等相用申候処、今朝相果申候、
右ニ付番人へ申付取片付させ申候、仍之御達申上候、以上

太田村庄屋

林市左衛門

六月十四日

同所問屋

弥三右衛門

井田忠右衛門様

乍恐御達申上候御事

一当所七社御神樂、今十六日七社相廻并福田次郎右衛門・両庄屋西ニ而獅子
舞仕候、仍之御達申上候、以上

午

太田村庄屋

六月

林新右衛門

井田忠右衛門様

乍恐奉願上候御事

矢田

太田川御波渡場書上帳

覚

太田方

一御前 壹ヶ所 但

波先五間

築出シ壹間

長拾三間

但、巾貳間

深貳尺五寸

一御次 三ヶ所 但

波先三間ツ、

築出シ壹間ツ、

長七間ツ、

但、巾九尺ツ、

深貳尺五寸

メ四ヶ所

南方

一御前 壹ヶ所 但

波先五間

築出シ拾間

長拾七間

但、巾貳間

深貳尺

一御次 三ヶ所 但

波先四間ツ、

築出シ八間ツ、

長拾七間ツ、

但、巾九尺ツ、

深貳尺

メ四ヶ所

御波渡場ヲ舟人小屋迄

一 道長百八拾間

但、巾九尺

右ハ石除道作り候分

一 俵数百

一 繩貳束

一 籠メ三拾壹間

但、さし渡壹尺五寸

一 莖壹束

一 唐鶴拾五挺

右者今般 浅野奎之丞様御通行、御波渡場書上候通相違無御座候、以上

午

三月

同断

林市左衛門(印)

(※ 乱丁)

午

六月

太田村庄屋

林新右衛門

同断

林市左衛門

井田忠右衛門様

奉願上候御事

一 私忝玄欲儀、尾州丹羽郡大山沢田勝仙弟子ニ而年来医術稽古為致候、右ハ

〔史料編・旧太田宿福田家文書〕（福田幸周氏所蔵）

一、天明六年願書扣

（表紙）

「天明六年正月吉日

午年願書扣

庄屋

林市左衛門」

乍恐御達申上候御事

太田村彦助後家母

まつ

右之者先達而御達申上候通、当年九拾歳ニ罷成候処二月廿八日病死仕候、依之御達申上候、以上

午

太田村庄屋

二月

林市左衛門

井田忠右衛門様

乍恐御達申上候御事

昨六日夜八ツ時私裏藪方小家掛かねを^{（盗）}進シ盜賊忍込、夫方味噌蔵江入申候処、裏小家ニ伏り居申候下人見出シ、声上捕申候ニ付、吟味仕候処、当時無高百性^{（高）}与之助と申者ニ御座候、依之御達申上候

午

太田村庄屋

二月

林市左衛門

右市左衛門御達申上候通相違無御座候、乍恐御吟味被仰付被下候様奉願上候、以上

右村庄屋

林 新右衛門

組頭

新左衛門

右村問屋

福田七郎右衛門

惣年寄

福田次郎右衛門

乍恐奉願上候御事

加茂郡中峰屋村藤助男子無御座候ニ付、私弟辰三郎当午式拾七歳ニ罷成申候、右之者養子ニ遣申度奉願上候、尤右村方も御願申上候筈ニ御座候、勿論親類村中納得仕、何方ニも少も故障無御座候間、願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合ニ可奉存候、以上

午

太田村

二月

甚三郎

井田忠右衛門様

右甚三郎奉願上候通相違無御座候、尤已後申分無之候様三通物為取替置可申候間、願之通被仰付被下置候ハ、難有可奉存候、以上

右村庄屋

林市左衛門

組頭

勘左衛門

（内表紙）

「天明六年午三月

中山道太田宿の研究 二

カモ地域史研究会

今年度も先年度に引き続いて、福田幸周氏所蔵文書中の「天明六年願書控」を翻刻し紹介する。宿の位置する加茂郡太田村の石高は一九三九・二二三石であり、元和元年（一六一五）に幕府領から尾張藩領に組み入れられた。福田家は、中山道太田宿の中町に居宅を構え本陣を務めた家であり、もとは太田村の長百姓であった。太田宿が形成されてから本陣・問屋・庄屋の三役をとるに九代務めた。しかし、十二代三右衛門の父次郎右衛門が亡くなり、三右衛門の兄万之助が家督相続を行うと、これまでの問屋役は幼少との理由で尾張藩から許可されなかった。三右衛門はその兄（次郎右衛門と改名）の跡を相続し、本陣・惣年寄・庄屋となった。これら天明期の記録が留められた時期の当主は十五代次郎右衛門であり、明和三年（一七六六）尾張藩から苗字帯刀、宗門自分一札を許可され、安永三年（一七七四）に藩主への名の披露や御目見も許された（「福田太郎八家由緒書」「美濃加茂市史」史料編 文書番号二六一）。

研究会では、今後もこれらの文書の翻刻を継続し、太田宿に関する歴史を総合的にまとめることを目指す。

（会員）鈴木重喜・小田島和彦・佐光篤・大野邦雄・神田年浩

長沼毅・大海崇代・村瀬英彦・杉浦綾子

凡例

1. 史料には通し番号を付し、史料内容を示す簡単な表題をつけた。
2. 史料の作成年代は史料にしたがって表記し、史料に記載されていないが推定できるものはそれを採用した。
3. 今日の人権意識において適切でないと思われる表現についても、原史料の歴史的な背景と意義に鑑みて、そのままとした。
4. 収録にあたっては、史料の体裁を尊重しつつも、解説の便宜を図るため、次のように扱った。但し、明らかな乱丁部分については、修復可能な箇所については「」で囲み、もとの位置に記号を付した。
- ア. 漢字は常用漢字表にしたがって表記した。史料に記載された文字が常用漢字表にないものは、正字を用いることを原則とした。但し、固有名詞については現行使用されているものを優先して用いた。地名、人名、寺院名などについては、史料の記載にしたがって異体字などを用いたものもある。
- イ. 変体仮名は原則として平仮名に直した。但し、者（ㇿは）、江（ㇿえ）、而（ㇿて）、茂（ㇿも）、而已（ㇿのみ）、与（ㇿと）が助詞として用いられている場合は、そのまま用いた。
- ウ. 併せ字のうち方（より）、丁（こと）はそのまま用いた。
- エ. 繰り返し記号は、漢字は「々」、平仮名は「ゝ」「ゞ」、片仮名は「ゝ」「ゞ」、二字以上の場合は「く」を用いた。
- オ. 語字の場合、正字が明かなものは（ ）を付して正字を、正字が推定できるものは（○カ）、正字が推定できないものは（ママ）と注記した。
- カ. 脱字・衍字の場合には、（○脱）（○脱カ）、（衍）（衍カ）と注記した。
- キ. 史料に掲載されているルビ・返り点・傍点・傍線は、史料の通り表記した。また、判読を助けるために、適宜読点、並列点などを付した。文中にすでに用いられている句点は、便宜上読点に改めた箇所もある。
- ク. 表紙は、「」で囲み、（表紙）と注記し、本文の前に、裏表紙は表紙に準じ（裏表紙）と注記し、本文の後に表記した。
- ケ. 欠字は一字、平出は二字あけとした。
- コ. 虫損などにより判読できない場合は、一字分□を記し、字数が判明しないものは「」で表記した。
- サ. 宛字はそのまま用い、初出のみ（ ）で注記した。
- シ. 黒印は（印）、朱印は（朱印）、花押は（花押）、拇印は（拇印）、爪印は（爪印）、筆（軸）印は（筆印）、割印は（割印）と表記した。また、写しなどの場合には、史料の記載により、「印」「花押」「花押影」と表記した。
- ス. 合点、割印、印文などについては、必要に応じて史料の後に注を記載した。
- セ. 史料の記載に応じて活字の大きさや行間を変更したものがある。
- ソ. 貼紙・下札などは、本文の末尾に「」をつけて表記し、右側にそれぞれ（貼紙）・（下札）などを注記するとともに、「」でその位置を示した。
- タ. 後筆、朱書などは、「」で囲み、（後筆）（朱書）と注記した。
- チ. 抹消文字は、左に「く」を記し、訂正文字がある場合は、右側に記した。また抹消のため判読できない文字で、字数が判明するものは一字分■を字数分記し、字数が判明しないものは（ ）この部分抹消」と表記した。

- (1) 津田左右吉『津田左右吉全集（以下『全集』）第二十三卷「八月十五日のおもひで」』（岩波書店、一九六五年）、二八五頁
- (2) 註(1) 同書、二八八頁（この覚え書きは二次の『全集』の補巻二に、「敗戦前後のメモ」として載っている。）
- (3) 『全集』補巻一（岩波書店、一九八九年）「書簡」（九月十日・鈴木拾五郎宛）、三一一頁
- (4) 『法苑』一三五号
- (5) 註(3) 同書、三〇二頁
- (6) 註(1) 同書、二九一頁
- (7) 註(3) 同書、三四四頁
- (8) 『全集』第二十八卷（岩波書店、一九六六年）、一一一頁
- (9) 註(3) 同書、一一二頁
- (10) 津田は仲哀天皇の皇后の遠征というのは、事実ではなく物語であるといっている。このことについては、津田の『日本古典の研究上』（『全集』第一巻の第二篇第一章）を参照のこと。
- (11) 『全集』第三卷（岩波書店、一九六三年）、四六二頁
- (12) (13) (14) (15) (16) 註(11) 同書、四六二頁、四五四頁、四五六頁、四六五頁、四七三頁
- (17) 『全集』第二十七卷「日信」（岩波書店、一九六三年）、二六〇頁
- (18) 丸山真男『丸山真男集』第三卷「超国家主義の論理と心理」（岩波書店、一九九五年）二二頁
- (19) 『全集』第八卷「メイジ維新史の取り扱いについて」（岩波書店、一九六四年）、四四一頁

ている言葉であつて、一九一六年に書いた『文学に現はれたる我が国民思想の研究（貴族文学の時代）』の序文の中にも「国民的活動の中心として又た国民精神の生ける象徴として、限りなき敬愛の情を皇室に捧げてゐる」と出ている。

「象徴」という語句を皇室に使つた用例は他にもあるようだが、それと共に津田は皇室中心主義という語句を使い、それも国民思想の序文の中にある。ただこれは近頃世間で使われる皇室中心という意味とは違つて、自分にとつて二つの意味を持つてゐるとし、それを説明してゐる。¹⁷一つは皇室は上から国民に臨むべきではない、国民の内部にあつて、国民的結合の中心となるべきものだということ。もう一つは、皇室が国民と共に変化し国民と共にたらしをかつてゆくべきものだということ。

「象徴」という言葉と共に津田の皇室論にとつて重要な語句として、ここに付け加えておこう。

なおこの津田の「象徴」という言葉の使用は、先の吉野の著書でも、また遠山茂樹の『戦後の歴史学と歴史意識』（岩波書店、一九六八）でも、最近出た今谷明の『象徴天皇の発見』（文藝春秋、一九九・三）でも間違つて、敗戦後に使われたものとして取り扱つてゐる。津田論文と戦後の憲法改正案との間には何の關係もなく、後者にこの語が使われたのは偶然の暗合か、もしくは津田の著書を読んだ者が取り入れたかであろう。それにしてもこういう言葉遣い一つにも、津田の天皇についての考え方の先見性を感じないわけにはいかない。

偶然と言へばこの津田論文が掲載された『世界』の四月号に続いて五月号に、丸山真男の「超国家主義の論理と心理」が発表され、内容的に津田論文と相対立するものであつただけに、識者の注目を集めた。丸山は津田を東大に講師として招き、その為に裁判事件にまで発展させた、東大法学部長南原繁に師事し、その当時助手を勤め、右翼学生の上から津田を守つた人でもあつた。

（後に東京大学名誉教授一九一四—一九九六）

一口でいえば津田は皇室の淵源から現在までの歴史を縷縷述べて、天皇は精神的權威を持つてゐたが、政治的權力は持つてゐなかつたと説き、新生日本の天皇の出發を祝福してゐるが、丸山はわが国の超国家主義の論理と心理を手際よく分析し、日本においては明治になつてから天皇が絶対的價值を體現し、精神的權威と政治的權力とを一身に集中したため、さまざま弊害が現れ、敗戦という事態を招いたことを説いてゐる。標題を見てもわかるように直接天皇制に的をしぼつた論議ではないが、津田の論に対する反論となつてゐる。

この丸山の論に対して津田が、翌一九四七年十月号の『世界』に、「メイジ維新史の取り扱いについて」（『全集』第八巻）を書いた。これは偶然ではなく明らかに相手を意識して書いたもので、最後にその一部を掲げて直接両者の書いたものからその違いをはつきりさせておこう。

○丸山真男「そうして第一回帝国議會の召集を目前に控えて教育勅語が發布されたことは、日本國家が倫理的實體として価値内容の独占的決定者たることの公然たる宣言であつたといつていい。」¹⁸

○津田左右吉「近ごろ、日本の思想としては、國家が倫理的實體として価値内容の独占的決定者であり、天皇がその絶対価値の體現であられる、といふやうなことがいはれ、教育勅語の發布によつてそれが知られる、といふやうにもいはれてゐるが、さういふ考へは、全く歴史的事実に背き、教育勅語に記されてゐることに背いてゐる。勅語においては、明かにそれに示されてゐることを天皇みづからも守らうといはれてゐる。天皇の上に道德の權威が存在してゐるのである。」¹⁹

完

（すずきみずえ 元安田学園教諭）

(六)

このように歴史を閲してきた日本の皇室であるが、十九世紀の中期頃から変貌してくる。というのは日本に皇室と將軍（樞家）が存在するという二重政体の存続が許されなくなってきたからだ。これは外国船の来航が相繼ぎ彼我の間で外交が生じた為である。ここにおいて明治維新が行なわれ、日本は天皇親政の考え方の方向に向かって進み出す。初めそれは政治上の制度改革として始まったが、勢いの赴くところ、封建制度や武士階級の廃止等にもまで及んで、社会の全面改革の形にまでなっていた。

しかしこの時から皇室は、直接一般国民に対せられるようになったということは、国民が始めて現実の政治において、皇室の存在を知ることになったと言えよう。ここで皇室と国民が親しく接触するいい機会が生まれたのであるが、しかしそれも極めて短くやがて藩閥政府は、一部固陋な守旧思想と結びつき、皇室と民衆とを対立するものとして、天皇の権力を強いものとし、そして政治上における国民のはたらきをできるだけ抑制することが、皇室の地位を強固とする道だと考えた。帝国憲法はこのような情勢の下に制定され、他の法律と共にいわゆる天皇制政府が確立されたのである。

そしてその方向を進めるために、何よりも教育によって、万世一系の皇室を戴く国体の尊嚴ということが、人々に叩きこまれた。日本がひたすら戦争への道を歩んでいったのは、こういう教育を受けざるを得ない国民と、そういう思想により凝り固まった一部固陋な思想を持った人や、より多くの軍部の人たちの責任であると、津田は言っている。

このように長い歴史を通して皇室がいかに存在したかを述べた末、津田は敗戦後の天皇制論議に介入する。敗戦の原因が、明治以来、天皇を神としてそれを神秘化させ、そこに国体の本義があるように考えまた宣伝した人たちにあるにもかかわらず、戦争責任のことも戦後の日本窮境のすべても天皇の責任であると考えるのは、今まで見てきた歴史上の事実に対する天皇の在り

方に対する誤解又は曲解に基づくものであると津田は主張する。

また天皇の存在は、民主主義と相容れぬものであるという戦後の考え方も、實際政治の上で皇室と民衆とは、対立關係に一度も立ったことがなかったことを考えても、おかしいものであると説いている。

このように説きたつて津田は最後に、

「愛するところにこそ民主主義の徹底したがたがある。国民がすべてのことをなし得る能力を具へ、またそれをなし遂げるところに、民主主義の本質があるからである。皇室を愛することができないやうな国民は、少なくともその点に於いて、民主政治を実現する能力に欠けたところのあることを示すものである。さうしてまたかくのごとく皇室を愛することは、おのづから世界に通ずる人道的精神の大なる発露でもある。」^⑩

と結んで、歴史的皇室論を哲学的皇室讚美論で終わらせている。

あの敗戦直後のせわしない混乱期、天皇制に対する風当たりが強かった時代に、深い学識を基に堂々と天皇擁護論を張った津田の思いが、今に伝わってくるように思われる。

(七)

こうしてこの論文が世に出て、大きな反響を呼び起こしたが、先に述べた編集者の心配は杞憂に終わった。と言うのも三月六日に、政府が主権在民や戦争放棄などを規定した憲法改正草案正文を発表し、国民の関心がそれに集まったからでもある。天皇制についての論議も、その草案の第一条にある「天皇ハ日本国民ノ総意ニ基キ日本国及其ノ国民統合ノ象徴タルベキコト」という文言に惹きつけられてしまった感がある。一つにはこの中の「象徴」という言葉は、明治憲法に始まりそれ以後長い年月かかって強められてきた天皇という存在の格付け強化に対して、余りにも目新しい言葉であったからだ。もっとも「国民統合の象徴」という言葉は、津田にとっては古くから使用し

を持っていたと思われる。

第五には、皇室には文化上の地位があることである。未開の頃半島から中国の文物が日本に入ってきた。それは朝廷及びその周囲の権力者たちに利用されたが、最も多く利用したのは皇室である。そういうことからおのずから天皇は、新しい文化の指導的地位に立ち、皇室に重みを加え、人々に尊さと親しさを感じさせるものとなっていた。

以上の五つが皇室の地位を確固なものとしていった副因ともいうべきものであるというのだが、それには日本が大陸から離れた島国であり、温暖な恵まれた気象条件の国であるということが、大きく関係しているのは確かである。

(五)

こうして皇室は皇室として長く存続してきたのだが、そうするとその事実が皇室の本質として見られ、どこまでも長く続け、またそうさせたいという欲望も人々の間で生まれてくる。そういった感情を歴史的に分析してみせたのがその後の部分である。ここところは極めて長く、前の部分とも重複しているので、手際よく説明するのに困難を感じるが、津田が言おうとしていることの第一は、このような永続についての欲望が生まれてくるのは、政治的指導者としての皇室に対するものではないということである。天皇がみずから政治を執ること、いわゆる親政の行われたのは、極めて稀なこと、大概政治は権家が執り行った。つまり天皇は政治上責任のない地位におられたが、そのことが皇室の皇室として永続した一つの理由ともなっているというのである。このことは津田の皇室論の中核をなしていることである。

そして皇室はその代わり精神的権威をもっていた。政治的権威に対しての精神的権威、それは徳川時代の将軍と天皇の立場を考えるとよくわかるであろう。津田は天皇の持っているこの精神約権威を「それはどこまでも日本の国家の政治的統治者としての権威である。」⁽¹⁾と言っている。つまり政治的権

威を持つ者のさらに上に立つ最高の人ということであろう。

また「このやうな精神的権威のみをもつてゐられた皇室が昔から長い間つゞいて来たといふことが、またその権威を次第に強めることにもなつたので、それによつて、皇室は永久であるべきものであるという考が、ますます固められて来た。」⁽²⁾というのである。

津田は先に見た皇室の地位の確立した事情の中の第四に、「天皇に宗教的の任務と権威があつたこと」⁽³⁾を言っているが、しかしこの宗教的任務と権威というものは、古代と違つて世が進むにつれ、文化の進歩と政治上の情勢によつて、目だたなくなつていったと言う。天皇が神の祭祠を行うことは変わらなかつたけれど、それと同じように仏事をも営んだ。そしてこういう間に令の制度として設けられた神祇官も、いつのまにかその存在を失つて現在に至つていくというのだ。

また前に五つに分けて考えた第五に当たる「皇室の文化上の地位」⁽⁴⁾も、中世頃まで続いたが、文化の中心が武士と寺院とに移り、その果てに全く民間に帰してしまい、皇室は生命を失つた古い文化の遺風のうちに、その存在を続けた。それに対して知識人の方から皇室を視るのに、一首の詩的感情を以てする傾向が生じ、それが国民の皇室観の一面をなすことにもなつたという。面白い見方だと思う。

そして「このやうにして、神代の物語の作られた時代の事情のうちには、後になつてなくなつたものもあるが、それに代る新しい事情が生じて、それがまたおのづから長い歴史によつて養はれて来た皇室の永久性に対する信念を強めるはたらきをしたのである。」⁽⁵⁾と締めくくっている。

のかはわからないが、その存在が明らかになったのは前一世紀か二世紀であって、ここからが日本民族の歴史が始まるとしている。

そして主なる生業が農業であり、安定した村落が出来、それらが包含されて小国家となり、中国人との接触によって青銅器や鉄器の製作や使用が始まったことを言っている。

この津田の言う小国家は大別して九州・大和・出雲の三勢力に分かれるが、四世紀の初めにはその中の大和が力を得、五世紀になってそれは九州にあった熊襲の地域を服属させ、ほぼ日本の統一を成し遂げた。この大和の勢力の君主が皇室の祖先であるというのである。

六世紀の初めになると朝廷において、皇室の由来を語る神代の物語が作られたが、これもそれからの後のことでも、仲哀天皇の頃までの記録は、歴史的事実の記録とは考えられないとし、ただ天皇の系譜については、ほぼ三世紀の頃であろうと思われる崇神天皇からは、歴史的存在と認められるとする。津田の推論は厳密な史料批判に立つものであって、この面にかけては他の追従を許さないものがある。

この後、統一を果たすまでの皇室の執った方法について書いている。中には武力によったこともあるが、もともと日本民族は農業民でもあり、同一民族ということもあってそういう場面は比較的少なかったろうと推測している。

そして最後に国家統一の情勢はこのように考えられるが、大和朝廷が直接相手としたのが民衆ではなくて、諸小国の君主たちであったことを言い、これはこの後皇室が続いていく上で大きな役割を果たすというのであるが、その反面日本の国家が近頃になって皇室を宗家とする一家族のひろまったもののように言われる遠因ともなったという。さもありなんと思う。

次に(二)の部分を見てみよう。この部分が、とりわけこの論文の発表された敗戦直後において、大きな反響があったところである。

(一)の部分で見たように五世紀初め頃には皇室の地位は確固なものとなっ

ていたが、それにはそれを助ける幾つかの事情があったとし、幾分今まで述べたこととダブる面もあるが、初めに、以下の五つを挙げている。

その第一は、皇室が日本民族の外から来て日本民族を征服し、それによって君主の地位と権力を得たのではなく、民族の内から起こって次第に周囲の諸小国を帰服させていったこと、また皇室の政治の対象は、小国家の君主であった地方的豪族であって、直接には一般民衆ではなかったから、民衆が皇室に対して反抗を企てるような事情は少しもなかったということである。

その第二は、異民族との戦争の無かったことである。半島への出兵も将帥が派遣されたのみであるから、皇室の地位には何の影響も及ぼさなかった。かえってその結果中国の文物が日本に入ってきて、文化の側面から皇室の地位を重くすることになったと言¹⁰う。

その第三は、日本の上代には、政治らしい政治、君主としての事業らしい事業が無かったということである。一般的に言って文化程度の低い上代の君主の仕事は戦争であって、それに伴っていろいろの仕事が生ずるが、国内において戦争の無かった我が国では、政治らしい政治が殆ど無かったというのも頷ける。

第四には、天皇には宗教的任務と權威があったことである。「現つ神」という言葉が古来日本にあるけれど、天皇イコール神であるなどという意味ではなく、単に国家を統治される政治的君主としての呼び名であって、しかも一般人によって常に言われていたものではない。天皇の宗教的な地位とはたらくは、政治の一つとして国民の為に大祓のような呪術を行ったり、いろいろの神の祭祀を行ったりすることであって、むしろ天皇が神を祭られるということは、天皇が神に対する意味の人であることの明かなしりであるとして、津田は説明している。ともかくこのことがあって、皇室の地位が固まり永続したと津田は言うのである。昔の人は現代人と違って神に対して特別の畏怖感を持っていたと思われるので、祭祀を執行する人に対しても、大きな敬意

働者・知識人を惹きつけた。

そしてこういう史観の人たちにとつても、津田の歴史に対する考え方が、戦時の事件のこともあつて、どの位理解されていたかはともかく、かなりの力を持っていたのである。

敗戦の翌年一月に歴史学研究会（略して歴研）が開かれた。この集まりは戦前からの歴史を持ち、歴史の科学的研究を唱え、既成のアカデミズム史学に対抗して、若い研究者たちによって結成された団体である。戦時中は沈黙を余儀なくされていたが、敗戦五ヶ月後に講演会「各国君主制の歴史」を開き、それが終わった後動議を提出、やや強引に再建大会とし、津田を会長に推戴すると共に、羽仁五郎を委員長とする委員を選任した。この団体にしても必ずしも唯物史観の人たちの集まりではなかったのだが、時流に乗ってそのヘゲモニーをとつたのは彼等であつた。

こうして使者が平泉に行き、津田に会長就任を懇請したが、津田は受けなかつた。それまでも津田は、唯物史観にいい面のあることを認めつつも、それを是認していなかつた。しかしここにいたつて津田は、はつきりと考えを決めた。それはこの後吉野が『世界』の論文のことで、平泉に会いに行った時、津田が言つたという「私は、すでにあの立場に対して手套を投げたのです。」という言葉がすべてを物語っている。

それはこの発言に前後して書いたと思われる前記「日本歴史の研究に於ける科学的態度」にもはつきり出ていて「いはゆる左翼思想の流行につれて、特殊の史観にもとづく歴史の解釈が試みられたこと」に注意しなければいけないと言っていることや、「歴史の研究の任務は生活の進展の一般的な、人類に普遍的な、法則を見出さうとするところにあるのではなくして、国民の具体的な生活のすがたとその進展の情勢とを具体的なまゝに把握し、歴史としてそれを構成するところにある」という表現にも現われている。

しかしこれ以後津田に対する左派からの攻撃が、今までと反対に掌を返し

たかのように激しくなつていったのも、けだし止むを得ないことであろう。

(四)

津田の皇室並びに天皇制についての歴史的考察についての論文は、敗戦の翌年、雑誌『世界』の四月号（実際には三月中旬）に「建国の事情と万世一系の思想」として掲載され、人々に大きな反響を及ぼした。津田のこの種の発言や文章はその後にも書かれたが、まとまったものとしてはこれが最初であり、また詳細でもある。ここではその内容をごくかいつまんで書いてみることにする。この論文は三つの部分から成っている。

初めは序とでも言うべき部分で、今までの日本史学研究の間違ひを二点挙げてゐる。その一つは記紀のような伝説を含む資料を、充分批判しないで史料として取り扱つたこと。もう一つは、その資料を何らかの偏見によつて、ことさらに事実を曲げたり恣意的な解釈をしたりしたこと。今から見ると余りにも当たり前のことであるが、こうしたことがなされていなかったり、反対にしていたりしたのがこれまでの日本史学であつたのだ。

そしてその上でこれら間違ひを踏まえての私なりの考えだとして、次の二点について書いてゐる。

(一) 上代における国家統一の情勢

(二) 万世一系の皇室という觀念の生じた發達した歴史的事情

先ず(一)で津田は、天皇家（皇室）が上代において、日本の中の小国家群を次々と帰服させていつて、五世紀に入つてはほぼ全国を完全に服属させた、その経緯について書いてゐる。

津田はその前提として日本の国家は、日本民族と称せられる一つの民族で形づくられたとし、それはどこから何時頃どのような道筋でこの島国に來た

ようだ。

地元だけではなく東京の岩波書店からも、新時代を画する雑誌として『世界』を出すから、それに「日本史の研究における科学的方法」という題で書いてくれという注文が入ったのは、この年の秋のことである。今まで原稿の発表の手段が殆ど鎖されていた津田は、早速それに答えたが、一つの注文を二つに分けてその前半に「日本歴史の研究に於ける科学的態度」、後半に「建国の事情と万世一系思想」という題をつけて、編集部に送った。津田の言い分ではこの二つは互いに関連して一つの論述をなしているということだったが、殊に後の方を読んで驚いたのが、著名な編集者の吉野源三郎であった。というのも吉野の考えでは、今までの神がかった皇国史観に代わって、津田の科学的な歴史観を披瀝してもらい、今後の新しい日本史学に益あらんことを願うての依頼だったのに、津田は一步も二歩も先んじて、敗戦後俄かに盛んになってきた天皇制論議にまで足を踏み入れている執筆者だったからである。このままでは保守的人たちからもまた左翼の人たちからも津田は、政治的論争の渦中に巻き込まれてしまうという恐れを抱いた吉野は、急遽平泉に行つて津田に加筆を乞い、またこの論文に編集者として文章を付け加えるということとを願つて許可された。

津田としても戦後開かれた発表の第一のチャンスということで、自分の抱懐していた歴史に対する思い、殊に日本の皇室と天皇制についての考えをここでまとめてみようと考えたのではあるまいか。

これらのことの経緯について吉野は後に詳しく雑誌に書き、それはさらに岩波新書の『職業としての編集者』（岩波書店・一九八九）に収録されているので、それを読みたい。

(三)

一方敗戦直後の日本はあらゆるものが混乱し思想は昏迷をきわめていた。

殊に敗戦から二ヶ月近くたって、マッカーサー元帥は政治犯の釈放指令を出す。それに基ついて徳田球一や志賀義雄らの共産主義者が大挙刑務所から解放された。そして同じ日、日本共産党の「人民に訴う」が発表され、それは一般新聞紙上にも大々的に取り扱われた。この文中には「我々の目標は天皇制を打倒して、人民の総意に基づく人民共和政府の樹立にある」とあって、敗戦直後進み行く道を模索していた日本国民に大きな衝撃を与えた。そしてこれを境として天皇制問題は、新生日本にとっては、最大の問題として、人々の注目を浴びることになったのである。

またそれは日本政府としても新しい憲法を制定する上で、そのままにしてはならない問題であり、また日本を事実上統治しているマッカーサー司令部にとつても戦犯裁判等もあり、緊急を要する課題であった。

しかし津田にとつては何よりも歴史学の上で看過するわけにはいかない問題であった。それが故に岩波側の請いに応じて原稿を書き、歴史学の科学的研究というのは、学問的方法による研究であることを確認細説した上で、今度は具体的に日本の建国の事情と、古来から続いている天皇（皇室）というものを、我々はどのように理解していかなければならないかという点にまで筆を走らせたのである。

ここで話を交えて、敗戦直後の歴史学界についてちょっと触れておこう。多くの学界がそうであったが、歴史学界はとりわけ勢威を振るっていた皇国史観に基づく学派が壊滅して、その行く先を失つて右往左往している状態であった。そういう時にそれらの人々にとって、いわゆる津田史学は、暗夜に灯火を点ずるものとして期待されていたのである。

その一方で戦後力を伸ばしてきたのは、共産主義による唯物史観であった。先にも述べたようにその思想を宣伝する自由を得た人々によつて、それは急激に力を得てきた。歴史の必然性というものを強調するその史観は、現代史においても先見性を持つものであるかのように看做され、多くの学生・労

明しているが、それが未だに曖昧のままであることを不満を表わしている。

津田の言うようなことで果たして敗戦の事態が少しでもいいように救えたかどうか、むしろ天皇が表に出ることによって、スムーズに事が運んだようにも思われるが、天皇の存在についての津田のこの考え方は、彼の人生を通して一貫していて牢乎たるものがあつたと思う。

(二)

今から六十年前の平泉はまだまだ長閑かな寒村であつた。もちろんそこにある中尊寺や義経・弁慶にまつわる名所旧跡は、芭蕉の『奥の細道』と共に知られてはいたが、戦時下ということで訪れる人も少なく閑散としていた。余りにも有名な光堂（金色堂）とても、現在のような金ピカの建物に蔽われてはおらず、昔通りの寂しげな鞘堂に納まつたままであつた。

津田がここに疎開してきたのは六月下旬のことなので、敗戦の五十日程前のことである。ここに来ると東京でのあの惨憺たる空襲の記憶からも遠去かり、木々の緑の色も濃く、さまざまな鳥の声も聞こえてきて心を慰めてくれる。この年で七十二歳を迎える津田は、時々そついう村の中を散歩したりもしたが、残りの殆どの時間を、東京で暮らした時と同じく机の前に座つて、勉強三昧の日々を過ごしていた。

この小柄な物静かな老人を村の人たちは、東京から来た先生と知つてはいても、一年たらず前まで、その著書のこと、しかも皇室の尊厳を冒瀆したというその時代には考えられないような罪名で、法廷に立っていた人と知る者は少なかつたろう。一九四〇年に始まつたその裁判も、一番で禁錮三月執行猶予二年という有罪判決が下つたが、検事・被告共に控訴した。ところがどういふわけか（日本の敗色濃くなって、とてもそれどころではなかつたのであろう）「時効による免訴」という、全く思いもかけない結末を見るに至つてしまつたのである。このことについては朝日大学名誉教授菊池博氏の「藤

井五一郎判事の功績⁽⁴⁾」という文章が、いささかなりとも示唆を与えてくれる。

津田の平泉疎開は、この裁判が終わつたことと、五月末の東京大空襲の時、麹町の家のすぐ近くまで焼失し、その無惨な廃墟を自らの目で見て決めたことであつた。前から受けていた教え子の勧めを受け、その教え子の郷里に近い平泉に疎開したのは正解であつた。

何よりもそこには豊かな自然があつて、裁判に疲れた心を癒すのに充分であつたし、また東京と違って教え子の家の手づるがあるので、食糧もあまり不自由な状態だつた。敗戦二日前には、「こちへ来てから栄養がよくなつたので、健康もそれにつれてよくなつたやうに感ぜられ、終日机に向つてゐても疲れをあまり覚えなくなりました。」と弟子の栗田直躬宛の手紙に書いている。そういう時に戦争の終結。敗戦を告げるいわゆる天皇の玉音放送が流れたのであつた。

そしてその日以後のことを津田は、「わたくしもまた静かなこゝろもちで机に向ふやうになり、ひま／＼にはヒガシヤマをながめたり、キタカミ（北上）川の橋の上から鮎つり舟の幾艘も並んでゐるのをおもしろく見たりするのを、毎日のしごとにしてゐた。」と書いている。

しかし日がたつにつれて、戦争中信念を曲げない唯一の眞実な歴史家だつたとしての津田左右吉の名は、村人にも知られていつて、翌年の二月の栗田宛の手紙には、「昨日はこの村の村長にたのまれて、国民学校の講堂で村民に対し「民主主義」についての講演をしました……お百姓さんたちにわかるやうに説明するのですから、相当に苦心しましたが、不思議に好評を博し、よくわかつたといふことでした。」と書いている。そしてさらに次には、自由主義について話してくれとか、郡の国民学校の教師たちの集会に出て、話をしたいという注文があつたとある。いささか閉口もしているようだが次第に時の人として、津田が表面に引つ張り出されていくのが目に見える

敗戦直後の混乱と津田左右吉の『皇室論』

鈴木瑞枝

(一)

一九四五年八月十五日、日本がポツダム条約を受け入れ全面降伏した日、津田左右吉は疎開先である岩手県平泉にいた。五年経って彼はその日のことを次のように書いている。

「天皇陛下の御放送がありますと、一階に間がりをしてゐた家の階下から、その家の人が知らせてくれた。階段を下りて見ると、近所の人たちも幾人か集まつてゐて、頭を下げて謹聴してゐた。御放送はもう始まつてゐたのである。はつきりは聞えないことがところ／＼あつたが、大体の意味はわかつた。終わるとすぐに二階に上がつて、すこしのうちはほんやりしてゐたやうに思ふ。さうして、初めて明かに意識せられたことは、ほつとした気もちであつた。まあよかつた、日本は破滅を免れた、といふ感じである。次には、なさけない日本のあはれな姿が今さらしく目に浮かんて来た。さて戦争はやめることに決まつたが、これからどんなことが起こるであらうか。これはその時には全くわからず、見当もつかなかつた。」^①

以上の気持は、津田のみならずその日の天皇の放送を聞いた国民の大多数の者が味わつた気持ちであろう。まさに忘我のうつけたような気持ちの中から、これでやっと命長らえたというほつとした気がしたものである。

しかし津田は翌日、この天皇の詔勅を改めて新聞で読み、それに付けられた鈴木貫太郎総理大臣の告諭を読んだ時、次の二点で政府の国民に対する態度として、不満に感じられたという。

その一つは、この戦争をさらに遡つてシナ事変や満洲事変は、間違つたものであるにもかかわらず、その責任が明らかにされていない点、つまり戦争責任の所在が曖昧のままにされていることについてである。

二つ目は、津田はその責任は政府自らが負うべきものであるにもかかわらず、天皇の詔書という形をとつて政府はその蔭に隠れてしまつてゐる点である。それに續けて津田は、ポツダム宣言の受諾というような事態は、御前会議で天皇の英断を仰ぐというような手段でなく、総理大臣が閣議によつて決定し、そしてその御裁可を天皇に仰ぐという形が望ましいと言つてゐる。

この津田の考え方は、後述する津田の天皇についての考え方からして当然のことであるが、要するに津田にとっては、この戦争責任がよい加減にされている上に、実際にその責任を執らなければならない者が、龍衣の蔭に隠れてしまつてゐることは怪しからんということなのである。

この感想について津田はこの文の後の方で、「十五日と十六日とにその時の感想を断片的に書きとめておいた覚えが少しばかり遺つてゐたので、それをたよりに、おほろげな記憶を呼び起こしてみた。」^②と書いている。だから真正正銘のその時の感想としてよいだろう。

後日津田が知人に書き送つた手紙が遺つてゐる。

「今年の四月であつたか、戦局の終結は大詔の煥発と皇族を首班とする内閣の組織とによる外はないといふ意見が或る方面で起つてゐることをき、さういふしかたでの終結は、第一義的には僕は賛成しない、それよりも軍部みづから敗戦の責任、といふよりも戦争をしたことの責任を明らかにして、罪を陛下と国民とに謝するやうにしなければならぬ、軍部にさうさせておいて新しい政府をたてるのが本当だ、しかしそれは、事実上、軍部には期待し得なからう、といつたことがあります、とう／＼上記の意見が実現せられたものと見えます。鈴木内閣（終戦時の）が自己のこの責任を明かにせずして退き、新内閣もまた軍部の責任を明かにしないので、それが僕には大いなる不満足です。」^③

ここでも津田は天皇を表に押し立てての戦争の終結には与せず、前の文章では政府の責任と言つてゐたのをより具体的に軍部と言つて、その責任を究

美濃加茂市民ミュージアム 紀要

第6集

2007年(平成19年)3月 発行

編集・発行

美濃加茂市民ミュージアム

岐阜県美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3299-1(〒505-0004)

TEL 0574-28-1110 / FAX 0574-28-1104

<http://www.forest.minokamo.gifu.jp/>

印刷 株式会社 タカダ印刷

